

第百五十四回
会

参議院農林水産委員会會議録第九号

平成十四年五月二十一日(火曜日)

午前十時開会

委員の異動

四月二十五日

辞任

榛葉賀津也君

渡辺 孝男君

四月二十六日

辞任

齋藤 勤君

弘友 和夫君

五月八日

辞任

羽田雄一郎君

五月九日

辞任

高橋 千秋君

五月二十一日

辞任

榛葉賀津也君

市田 忠義君

補欠選任

齋藤 勤君

弘友 和夫君

補欠選任

榛葉賀津也君

渡辺 孝男君

補欠選任

高橋 千秋君

補欠選任

羽田雄一郎君

補欠選任

岡崎トミ子君

畑野 君枝君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

常田 享詳君

太田 豊秋君

国井 正幸君

田中 直紀君

和田ひろ子君

紙 智子君

委員

岩永 浩美君

加治屋義人君

岸 宏一君

水産庁長官 木下 寛之君

本日の會議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○農業経営の改善に必要な資金の融通の円滑化のための農業近代化資金助成法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法案(内閣提出、衆議院送付)

○農林水産に関する調査

(牛海綿状脳症問題に関する件)

○委員長(常田享詳君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

農業経営の改善に必要な資金の融通の円滑化のための農業近代化資金助成法等の一部を改正する法律案及び農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法案、両案の審査のため、文部科学大臣官房審議官坂田東一君、厚生労働省健康局長下田智久君、農林水産省総合食料局長西藤久三君、農林水産省生産局長須賀田菊仁君、農林水産省生産局畜産部長梅津準士君、農林水産省経営局長川村秀三郎君、農林水産技術会議事務局長岩元睦夫君及び水産庁長官木下寛之君を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○委員長(常田享詳君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(常田享詳君) 農業経営の改善に必要な資金の融通の円滑化のための農業近代化資金助成法等の一部を改正する法律案及び農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法案、両案を一つとして議題といたします。

本案の趣旨説明は既に聴取いたしておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言をお願いいたします。

○加治屋義人君 おはようございます。自民党の加治屋でございます。

農業の担い手が必要に応じて必要な資金を円滑に確保できるようにとの観点から、十四年度の政府予算に関連して、いわゆる農業金融二法の一部改正法律案が提案をされております。これらに関する若干の質問をさせていただきます。

まず、農業近代化資金助成法等の一部を改正するに当たり、各種制度を分かりやすく使いやすい資金制度へ抜本的に見直したとしておりますが、どの法律のどこをどのように見直したのかについて、それらのねらいをお伺いをいたします。

次に、農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法について、法制度の整備を行うとなつておりますが、そのねらいと新たに講じようとする措置の概要を説明いただきたいと思います。

○副大臣(野間君) 制度資金は、意欲と能力のあります担い手の経営改善に向けまして、その取組を支援する極めて有力な政策手法であります。が、今回の見直しは、こうした融資制度がより適切に機能しますよう、資金使途の拡大、保証制度の拡充・充実、手続の一元化等を図ろうとするものであります。

具体的に申し上げますと、農業近代化資金助成法に規定をいたします農業近代化資金につきましては、施設資金だけでなくいたしまして、賃借料の一括前払などの経営の改善を図るのに必要な長期運転資金を追加をいたしております。農林漁業金融公庫法に規定をいたします農林漁業金融公庫

資金の経営育成強化資金を土地利用型だけではなくいたしまして、施設園芸等を含めました全農業の種目に拡大をいたしたところであります。

また、農業改良資金助成法に規定をいたします農業改良資金につきましては、国が定めます特定の農業技術の導入のための資金から、農業の担い手が自らの創意工夫で加工分野へ進出、新作物への導入といったチャレンジをするための資金へと改めまるとともに、都道府県の直接融資方式に加えて、民間金融機関が都道府県から借り受け農業者に貸し付ける方式を追加をいたしました上で、農業信用保証保険法を改正をしまして、農業改良資金を農業信用基金協会による債務保証の対象に追加したものでございます。

農業法人円滑化投資法案は、地域農業の担い手となります農業法人の育成を支援するため、農協系統、地方公共団体等の出資によりまして農業法人投資育成会社を設立をいたしまして、この会社が、農業法人に対しまして自己資本の充実のための投資を行えるよう法制度の整備を行うものであります。

具体的には、農業法人に対しまして投資事業を営もうとする投資育成会社が農業法人の育成に資するよう適切な事業運営を行うことを担保するため、投資事業に関する事業計画を作成をいたしまして農林水産大臣の承認を受けること、大臣承認を受けた投資育成会社にありましては、農協系統及び地方公共団体がその議決権の過半数を有しているものは、農地法の特例といたしまして、農業生産法人に投資することができるとものであります。大臣承認を受けました投資育成会社は、農業協同組合法の特例といたしまして、農事組合法人に投資ができること、農林漁業金融公庫は、その業務の特例といたしまして、農業法人に対する民間の投資を補完するため、大臣承認を受けた投資育成会社に対して出資ができることなどが定められておるものであります。

もう少し具体的にお伺いしたいと思います。まず、資金融資に關してですが、融資枠の設定に当たってどのようにしてその枠を決めているのかであります。

十四年度の予算のうち、農業担い手向けの制度資金の融資枠は、農業近代化資金で四千億円、公庫資金のうち農業経営基盤強化資金は九百五十億円、農業改良資金六百三十四億円となっております。これらは、十三年度の融資枠と全く同額。もともと、公庫資金のうち経営体強化資金だけは十三年度の三百億円が十四年度には四百億円に拡大されておりますが、ほかの資金はすべて前年並みの融資枠であります。

そこで伺いますが、まず、毎年度の融資枠を決定するに際しては、資金の融資実績や需要見込額を調査されると思うのですが、これらについて農林水産省はどのような調査をしておられますか。そして、それらの調査の結果、十三年度の融資実績は幾らで融資枠の何%になるのか、さらに十四年度の需要見込額は幾らぐらいあったのかについて教えていただきたいと思います。

○政府参考人(川村秀三郎君) 資金の融資枠についてのお尋ねでございます。

制度資金につきましては、予算上の手当ては、農林公庫補給金あるいは近代化資金利子補給補助金といったような形で行っております。融資額が即財政支出となるものではございませんが、制度資金の融資枠の決定に当たりましては、実績を踏まえることは当然でございますけれども、借入れの希望者が融資枠が不足しているため借りられないのではないかといった不安を感じるものがないように、かなりの余裕を持って設定をしているところでございます。

実績の方でございますが、十三年度の貸付実績を見ますと、農林公庫資金は、融資枠は五千二百億円でございますが、速報値でございますけれども、三千九百三億円ということで消化率が七五%。それから、農業近代化資金は、融資枠が四千億円でございますが、これに對しまして速報値

で八百二十億円、消化率が二一%。農業改良資金は、融資枠六百三十四億円に對しまして速報値七十五億円ということで消化率二一%となっております。

このように、融資実績、減少傾向にあるわけでございますが、これを回復していくという上では、全般的な農業対策あるいは投資意欲のわく環境を作り上げることが必要であろうということ、また今回のように制度資金そのものを農業者にとつて分かりやすく使いやすきものにしていく必要があるというふうに思っております。そのための法改正をお願いしているところでございます。

こういう努力によりまして、十四年度の融資実績が融資枠にできるだけ近づくことで努力をしたと思っております。

○加治屋義人君 私は、農業県である鹿児島でございます。私、農家の置かれていた立場がよく分かるのでありますが、資金需要という面から見ると、今日では相当に落ち込んでいます。が実態であります。鹿児島では今、茶業農家の大型機械導入やBSE対策の資金需要が一巡したところで、農協などは資金が余って、貸したところでも適当な借り手がないというのが実情だといわれています。しかし一方では、借りたいと言ってくる人には先行き不安で貸せないというのであります。

十三年度も相当な融資残があったことを考えますと、十四年度も需要見込みと懸け離れた枠を用意しているのではないかと懸念されますが、いかがですか。経営育成強化資金の対象を土地利用型オンリーから全農業種目に拡大することで、本当に百億円の融資増が見込めますか。十三年度の三百億円を十四年度に四百億円に拡大する根拠を示してください。また、これに伴って、単品の農地など取得資金は整理する方針のようでありすが、その理由は何でありますか、お聞かせいただきたいと思ひます。

また、農業改良資金については、新規分野など

のリスクの高い農業分野へ挑戦することを奨励しつつも、都道府県の直接融資に農協などによる転貸融資方式を追加しようとして更に機関保証を利用できるようにしようとしておりますが、このような改正案は保証機関からは早くも警戒、敬遠されているのであります。債務保証をする側が安心してできるスキームでない限り、このような仕組みを作っても、それは制度を作った側の自己満足であつて、必ずしも期待したような円滑な融資につながらない、私はそう思っています。保証機関は結局求償権だけを押し付けられることを警戒しているのではないですか。

この改正案をどのようにして都道府県や融資機関に周知徹底させ、農業者に定着させていかれますか。その方策をお示しいただきたいと思ひます。

○政府参考人(川村秀三郎君) 融資枠の未消化が相当あるということは御指摘のとおりでございます。この要因はいろいろございます。

もう先生御指摘のとおり、景気の低迷等農産物需要の低迷もございまして、また輸入品等の競合等による価格の低迷といったようなことで投資意欲が低下しているということもございまして。また、低金利下で新規の借受けよりも既往債務の繰上げ返済ということにシフトしていること等、いろんな理由が考えられております。

これも先ほど申し上げましたとおり、国産農産物の特質を生かすとか、需給バランスの回復に努めるなど、全般的な農業対策を的確に講じまして、投資意欲のわく環境を作り上げることが最も重要だといふふうに考えております。また、今回のような制度改正によりまして、農業者の方にとつて分かりやすく使いやすき魅力のあるものにしていくということも重要であらうということ、十四年度の融資枠の十分な利用が図られるように努力をしていきたいと思っております。

それから、経営育成強化資金についてでございますが、これは従来は土地利用型農業ということでのみ対応しておりました。これを今回の改正

によりまして全農産物に融資対象を拡大するということをお願いしております。近い将来、認定農業者となり得る方々の長期資金ニーズについては、この対応が農地取得も含めて可能になるというふうにご考えております。

それで、今回の経営体育強化資金の拡充をしたその枠でございますけれども、従来の資金枠が三百億ございました。それから、今回、この経営体育強化資金の拡充に伴いまして単品の農地等取得資金は廃止することになっておりますが、その分が百三十億あつたわけでございます。今回の改正によりまして農地等取得資金を吸収する形で拡充をいたしますので、合わせますと四百億程度の融資枠ということで考えたところでございます。

これまでの融資実績、両資金で百六十億ほどありました。これと類似のスーパーの利用状況等を踏まえ、土地利用型まで拡大されたということと踏まえ、四百億程度まで増大する可能性は十分にあるということで考えておるところでございます。

それから、三点目の債務保証の充実ということで、今回も改正をお願いしたところでございますが、これにつきましては、農業近代化資金等の民間金融機関を活用いたしました制度資金の円滑な融通というためには、正に保証制度の充実が重要であるということでございます。特に、昨今の状況を見ますと、農地の価格の下落ということで担保力が低下しておりますし、なかなか保証人のなり手も見つからないということを考えますと、やはり機関保証というものを活用していくということが極めて重要だということに考えておるところでございます。

今回の見直しによりまして、融資審査のときに経営改善の中身を十分審査をいたしまして、それがクリアできれば一定額、認定農業者であります。と千八百、法人では三千六百万円というところまで、物的担保あるいは第三者保証人の提供がなくても確実に機関保証が受けられるということにしたところでございます。

ただ、今御指摘がございましたとおり、債務保証機関におきましては懸念もないわけではございません。そういうことで、今回こういう転貸方式等で拡充するというのもございますので、農業信用基金協会の方に通常の保証責任準備金とは別枠で専用の特別準備金を設けるということにいたしました。これに必要な十四年度予算を計上したところでございます。

こういうふうな、制度面の改正もございましたし、また予算上の措置として保証機関の財務基盤の強化のための措置ということも講じております。新しい融資制度が円滑に実施できるよう指導等を行っていききたいというふうに思っております。

○加治屋義人君 それぞれの融資資金が是非有効利用できるように御努力をいただきたい、そういうふうな思っています。

次に、農業法人に対する投資の円滑化の件であります。先駆的な農業をしている一部の人が法人化する事例が急速に増えています。鹿児島県では、法人化する動機を探ってみますと、多くの場合、節税対策という答えが返ってまいります。節税したくなるほどの農業経営ができていながらそれは結構なことだと思っておりますが、しかし実態は、利益が上がるほどの経営になっていないようでもあります。利益が計上できるほどの農業経営体ではないものに投資をするような投資育成会社の設立を積極的促進するような理由がどこにあるのか、私の疑問です。

法律を改正して農業法人への投資を促進しなければならぬ根拠をいま一度副大臣にお伺いをしたいと思います。

○副大臣(野間起君) 農業経営の形態といたしまして法人形態を取りまことは、家計と経営の分離によりまして経営内容の明確化が図られまして、対外信用力の向上や経営の多角化などによる経営発展も期待ができるものであります。さらに、新規就農の受皿となったり、経営の円滑な継承にも資する等の利点を有しているところであります。

さらに、税制の面におきましても、役員報酬、従業員給与の損金算入ができることなど、損金の五年間の繰越控除ができることなど、所得が一定水準を超える場合におきましては税率なども低くなるということなどのメリットがございまして、こうしたことを踏まえて法人化が進展しつつあるところであります。

しかしながら、農業法人の経営の更なる発展を考えた場合に、自己資本比率が中小企業に比べましても極めて低いといった問題点があるのかと考えます。

この理由をいたしましては、現在の農業法人の出資構成はそのほとんどが法人の設立メンバーである役員等からの出資に限定をされております。増資のための自助努力にも限界があることが挙げられておるかと思ひます。

このため、今回、農業法人に対しまして投資を円滑に進めていくための措置をいたしまして、民間会社による農業法人投資育成会社を設立をいたしまして、これを活用することにしたものであります。これによりまして、農業経営の法人化と法人経営の更なる発展を支援してまいりたいと考えております。

○加治屋義人君 副大臣、これは私の提案としてお聞きをいたしたいと思っておりますが、今、鹿児島県の農村で深刻に語られている話題に関連してお伺いをしたいと思います。

それは、農業用資産を売却して、それを退職金として農業を引退したいという希望を持った高齢者がたくさんおられるということでもあります。そして、このような農業用資産を子供や新規参入希望者や第三者が円滑にそっくり買い取るのに要する資金を無利子で融資する制度を国で創設すべきだと、その必要性をそういう中から感じております。

引退する農業者に対しては老後の保障、新規取得者に対しては長期無利子の資金返済というメリットの下での安定経営の実現が可能になると

思っています。このような経営安定のための融資制度が用意されたとき、初めて抜本的な制度ができたと言えるのではないのでしょうか。残念ながら、十四年度の制度資金見直しは抜本的と言にはその効果は疑わしい、私はそう思っています。今後の検討において、農業経営資源をそっくり買い取るに当たって、現在の制度資金の借換えのための融資やスーパー資金による負債整理というような制度の範囲を超えて、もっと前向きな、文字どおりの抜本的な融資制度を創設するように提案したいのでありますが、副大臣の御見解をお伺いいたします。

○副大臣(野間起君) お尋ねでございました。農業の持続的発展を図るためには、高齢化してまいりました農業者から若年層への世代交代を円滑に進めていくことが極めて、もう先生おっしゃるとおり、重要なことであると思っております。

このため、子世代や第三者を含めました農業に取り組みとする者の就農や経営の展開を支援するための無利子や低利での融資制度を設けているところではありますが、青年就農法に基づきます認定農業者制度は、子世代、第三者とも対象となりますが、この認定農業者は無利子の就農支援資金を利用できることとなっております。

その用途をいたしまして、技術習得のための研修費や住居の移転等の就農準備活動のほか、機械・施設の買取りや農地の賃借権取得のためにも利用ができることとなっております。

このほか、認定就農者を始めといたします後継者世代の担い手は一般の制度資金の利用が可能でありまして、今回改正に係ります農業改良資金を活用いたしまして新作物や加工分野にチャレンジをする場合には機械・施設の買取り資金を無利子で借りることができることになっております。また、有利子ではあります。農林公庫の経営体育強化資金を活用いたしまして、農地の買取り資金を借りることができることに相なっております。なお、子が親から農地を買い取る場合におきま

しては、その買取り代金が親に渡ってしまうことになりまして最終的に融資した資金が農業用に使用されたかどうか分からなくなってしまうため、これまで融資対象としてこなかったところでございます。平成十三年度から、親と子の生計が完全に分離をされておる場合又は生計が分離をされていないが親が経営権を完全に子に移譲をし、融資した資金の全額を親の営農負債の償還に充てる場合には融資対象としたところでございまして、ひとつよろしく御理解をいただきたいと思います。

○加治屋義人君 是非、この農業用資産の有効活用のためにも融資制度の充実に今後も御努力をいただきたい、そういうふうに思っています。

次に、「食」と「農」の再生プランに関連して伺います。

さきのBSEに対する農水省の対応を生産者優先政策がもたらした「重大な失敗」としたBSE検討委員会の報告を踏まえて、「食」と「農」の再生プランが、先日、農水大臣より発表されました。食の安全と安心を最優先で確保すべく、食を支える農の構造改革を打ち出して、消費者に軸足を移した農林水産行政の青写真が示されたものと理解をいたしています。

食の安全と安心確保に向けてトレーサビリティシステムを平成十五年度に導入するとともに、消費者に分かりにくい食品表示制度の見直しと表示違反に対する罰則強化、併せてJAS法の改正も検討されています。さらには、セーフガード監視品目を中心に生産者コスト削減に向けた革新的生産技術の導入、直接取引の推進、規格の簡素化を進め、生産、流通を通じた高コスト構造の是正を図りながら、意欲的な経営体が躍進できる環境を整えるために農協系統組織の改革、米政策の見直し、農地法の改正など、日本農業の効率化を目指すことが鮮明にされておりますが、欧州では、BSEが大発生した背景には、中小農家が軽視され、大規模志向の効率化追求が原因の一つであるとも言われています。

特に、農家当たりの耕地面積が非常に小さな我が国では、中小農家が経営崩壊しないように、「食」と「農」の再生プランは、中小農家を含めた形で安全な農作物の生産振興にもっと視野を広げるべきであると考えますが、日本農業の将来像を含めて副大臣の御所見をお伺いしたいと思います。

○副大臣(野間超君) 先般発表いたしました「食」と「農」の再生プランにおきましては、効率的で安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担います農業構造の実現を目指しまして、食を支える農の構造改革を加速化することといたしております。そのためには、規模のいかんを問はず、意欲と能力のある育成すべき農業経営に對しまして、農地の利用集積等の施策を集中的かつ重点的に講じますとともに、法人化等を推進をしていく必要があるかと考えております。

一方、我が国の農業・農村の実態を見たときに、地域には、このような育成すべき農業経営以外にも、健康、生きがいのために農業を行う人を含めまして多様な経営が存在をしております。これらの経営が地域の農業資源の維持管理を始めといったしまして地域農業において種々の役割を担っておるところであります。

食料・農業・農村基本法に掲げます四つの理念の実現のためには、地域に存在するこうした多様な農業経営がそれぞれの役割を十分果たしていきまることが重要なことであると考えております。このため、多様な経営のそれぞれの特色、役割に応じまして、農業経営関連施設、農村振興施策等を適切に講じていくことが基本的な考えであります。施策の今後とも推進を図ってまいりたいと、このように思っております。

○加治屋義人君 四月の十九日、JAS法を所管する農水省が消費者や専門家の意見を聞くために食品の表示に関する懇談会を開催されましたが、厚生労働省食品保健部企画課長が、食品衛生法とJAS法は食品表示問題で重複する部分が多々あるとして政策担当者として懇談会出席を求めたもの、出席を拒否されたとの報道がございました。

これまでも縦割り行政体質が強く指摘され続け、行政対応の効率化が求められてきたことへの反省が全く見られておりません。せっかく農水省として再生プランを提案しながらこのような現状だとすれば、本当に食の安全が確保できますか、甚だ疑問に思えてなりません。

食と農の再生のために、行政の再生がますます重要であるという事は言うまでもありません。行政が信頼を得なければ食と農の再生もあり得ません。この期に及んで、農水省所管のJAS法、公取委の食品表示法、厚生労働省の食品衛生法、経済産業省の不正競争防止法を整理し、効率的な監視・摘発体制を確立することが急務だと考えますが、現在どのように検討をされておりますか。副大臣に伺います。

○副大臣(野間超君) 食品の表示制度につきましては、BSE問題に関する調査検討委員会報告での御指摘を踏まえまして、厚生労働省などとも連携をして、消費者も参加する検討の場を早急に設けまして食品表示制度の在り方を一元的に検討をしていくことといたしております。

農林水産省といたしましては、当該検討の場におきまして、監視の在り方を含め、食品表示制度につきましても御議論をいただきまして、その議論を踏まえ検討をいたしてまいりたいと思っております。

○加治屋義人君 次に、BSE問題について端的に伺います。

BSE発生以来、農水省においては全頭検査など、あらゆる対策を講じ、安全が確認された肉以外、食用としても飼料原料としても市場に出ることのないシステムが確立されたため、最近、牛肉消費も上向き始め、枝肉価格も回復基調に転じ、連動して肥育農家の子牛需要が伸びつつあります。私の地元鹿児島の子牛市場でも、四月競り価格が三月競り価格を平均五万一千円上回る価格が付くようになって、久々に活気が戻りつつあります。

農水省においては、BSE問題調査検討委員会の報告を踏まえ、トレーサビリティシステムの導入、全頭検査体制下における食肉処理・流通体制の整備など、万全に配慮されていくとのことでありますが、私たちが最も心配しておりますのが、万一、四頭目のBSEが発生したら一体どうなるのだろうかということでありました。四頭目につきましては、御承知のとおりであります。

せっかく消費回復の兆しが見えてきた今、政府としてもBSE対策特別措置法案の要綱を取りまとめられておりますが、BSE発生地域の風評被害に対する対応をどのように進められるか、具体的に説明をいただきたいと思います。

○政府参考人(梅津津士君) BSEが発生した場合のいわゆる地域対策についてお尋ねがございました。

BSEの発生地域対策は、BSEの発生によりまして、その地域の畜産物の売上げに影響が及びましてその回復に相当の努力が必要となるというふうな場合に備えて、その場合、地域の農協等が自主的に畜産物のイメージアップや販売促進活動、あるいは畜産物価格の低落等への対応に取り組むことに対して支援するものでございます。

ただ、先生御案内のとおり、BSEは元々接触感染あるいは地域の農畜産物に衛生面の問題を生ずるわけではございませんので、こうした風評被害が生じないことが何よりも肝要であるというふうに思っております。

今般の四頭目のBSEの発生に対して、全般的に見れば、今、先生御指摘のとおり、現在の状況は比較的冷静なものとなっております。私ども、スーパーあるいは焼き肉業界等から状況を聞いておりますけれども、目立った影響は出ていないというふうな聞いております。また、今回、四頭目の発生した地域、北海道でございますけれども、この地域の農業は酪農中心の畜産地帯でありまして、当該農協を中心に冷静な対応をされております。今のところ畜産物に対する影響は特に

出ていないと聞いております。

いずれにしても、北海道庁及び地元農協との連絡を密接に取りながら状況の把握に努め、地域の畜産物に対して影響が生ずるような場合には、その実情を勘案して機動的に対応をしていきたいと考えております。

○加治屋義人君 二点目に、敗血症による多臓器不全と診断された牛が三重県の屠畜場でBSE検査を実施せずに焼却処分されたとの報道がございました。屠畜場での検査漏れなどあつてはならないことであり、風評被害を防ぐためにも全頭検査が万全に機能しなければならぬと思っておりますが、御所見を伺います。

第三点は、屠畜場に出荷されない病死牛、病死の原因も解明されないまま処分されているようなことはないので、すべての牛の検査の徹底を図るべきだと考えますが、今日の実態とその取組について伺います。

あわせて、四頭目の発生によって感染原因の究明に大きく前進できるのではないかと、そういう期待を持っておりますが、その取組について伺います。

○政府参考人(梅津準士君) まず、三重県のBSE検査が行われなかったケースでございます。

厚生労働省では、御指摘のとおり、昨年十月十八日から、屠畜場に搬入されるすべての牛についてBSE検査を要すると判断されるというふうにしております。しかしながら、今年の四月十五日、三重県下、熊野市営と畜場に搬入された十九か月齢の黒毛和種一頭が屠畜検査において敗血症と診断され、BSE検査を行わずに焼却処分されたことを厚生労働省及び三重県から確認しております。

三重県によりますと、屠畜検査を担当した検査員が、全頭検査が実施されていることは知っておりまして、食用に回されず焼却処分される牛のBSE検査は不要であると誤認して、誤って認識していたということでございます。このため、三重県は検査マニュアルを見直して、検査員

への徹底を図るとともに、県内のと畜検査員に再度適切な取扱いについて指示したと聞いております。また、厚生労働省でも四月十七日に、同様の事例が発生することのないよう、都道府県に対して情報提供することともに、改めてBSE検査実施要領の徹底を要請したと聞いております。この件については、すべて焼却されておりますので、公衆衛生上問題はなく、また再発防止措置が適切に講じられたと聞いております。

それから、二点目の屠畜場に出荷されない病死牛の点でございます。

通常、病死牛は家畜共済の獣医師が死亡時に原因等を確認しまして、伝染病が疑われる場合には家伝法に基づいて家畜保健衛生所に届けられまして、家畜保健衛生所がその原因を調査することになっております。現在、死亡牛のBSE検査につきましては、これらの診療でBSEを疑う症状が確認された死亡牛はすべて、BSEを疑う症状がないものについても、二十四か月齢以上の死亡牛、年間四千五百頭を対象にサーベイランスを実施しております。

先生御指摘のとおり、今後、我が国におけるBSEの早期根絶を図るためには、二十四か月齢以上の死亡牛についての全頭検査の導入を目指して早期の検査体制の強化を図っていく必要がございます。この場合、現在の死亡牛のサーベイランス検査体制を更に強化するには、これを効率的に実施するための死体の一時集積場所、検査結果が判明するまでの冷凍保管施設、それから、検査の結果、陽性となった牛の焼却施設の更なる整備、こういった体制の整備が必要でございます。

こういった中、例えば離島が多いとか、あるいは死亡牛の発生頭数が非常に多いとか、そういった地域の実情に即して、周辺住民の御理解と御同意を得ながら、段階的に検査処理体制を整備していかざるを得ないという実情もあると考えておりまして、都道府県の協力もいただきながら検査体制の構築に向けた取組を推進しているところでございます。なお、三月から副大臣、大臣政務官が

各都道府県知事を訪問しておりますので、その中で死亡牛の検査の推進についても御協力をお願いしているところでございます。

それから、最後に原因の解明状況でございます。

三月十五日に第二次中間報告で、三点、原因の解明状況を御報告申し上げました。一点は、配合飼料工場のうち四工場で、いわゆる肉骨粉のクロスコタミネーション、混入の可能性が完全に否定できないということ。二点目に、一九九八年六月以前に輸入されたイタリア産肉骨粉には加熱処理が不十分である可能性が高いということ。三点目に、それまでの三例に共通して与えられていた代用乳にBSE発生国であるオランダ産の動物性油脂が含まれていたこと。こうした感染源としての可能性を完全には否定できない事項、更に確認を必要とする事項を明らかにしたところでございます。

今般、去る五月十三日に四頭目のBSE発生が確認されたところでございますけれども、直ちに北海道の家畜保健衛生所の立入検査によりまして、同居牛の追跡、飼料の給与状況の調査を進めているところでございます。四頭の生年月日が極めて近いこと、それから、四例に同じ工場で製造された代用乳が給与されていたことは感染源究明の調査を行う上で重要な情報であると考えておりまして、平成八年三月、四月生まれの乳用牛について、家畜所有者のプライバシーに十分配慮した上でこれをトレースすることなどを検討するとともに、代用乳について、製造時期の調査、給与された牛の追跡調査などを進めてまいりたいと考えています。

しかしながら、予断を持たず、それらを含めてあらゆる可能性について徹底した調査を実施してまいりたいと思っております。

○加治屋義人君 病死牛の検査によってBSEの発生は当然これから増えるだろう、そういうふう

の発生に対する国民のそういう声だろうというふうに思っています。生産局長や畜産部長さん始め皆様のBSEに対するこれまでの御努力に感謝しつつも、これから発生するであろう、予測しておりますが、これらについても細かな対策を取っていただきますように強く要望をさせていただきます。

それから、最後になりますが、先日、「時の動き」という、五月号を読みました。これは内閣府の編集による雑誌でありますのでごらんになられたかと思っておりますが、その中に「自然こそが教育の場」「国民皆農」のすすめ」と題する記事がありまして、私、大変共感を覚えたところであります。私と同郷で、株式会社リコーの会長さん、元教育改革国民会議委員の浜田広さんの書かれたものでございました。趣旨を要約しますと、今、心とバックボーンの教育は必要だが、それには農作業を体験することによって学ぶしかないという考えから国民皆農を提唱したい、こういうものでございました。私も少年時代、農作業をした経験もございました。この提言の趣旨がよく理解でき、すばらしいアイデアだと思っております。

この国民皆農は、すぐに導入することは、今すぐとは言わないまでも、私はもう少し現実的な提案として農業教育の充実を挙げたいと思っております。小中学校の課程にあつては、総合学習の中で、生活と農業のかかわりを教え、日ごろ口にしている食物がどのように作られているのか、あるいは食の安全が大切であることなどを理解をさせる農業体験を取り入れることも望ましい。高校では、社会科の中で、農業の歴史と実態、農業の再生や自給率向上の必要性などを理解をさせる。大学では、国立大学の見直し・再編の中で、農業専門大学を設立し、例えば、防衛大学同様、官費による農業指導者の育成を行うとか、農学部や農業試験場などを拡充して農業分野におけるシンクタンク機能を果たすといった考え方もあります。

国民皆農の提唱者である浜田氏は、自ら市村自然塾を実施をされ、三十人の子供たちが農作業と

同時に炊事、洗濯、掃除など家事労働を体験しているようで、これを全国的に展開するにはこのような施設が二万か所も必要だと、そういうことを教育改革国民会議で提案をされているのであります。

以上述べましたことは、農水大臣の提唱される食の安全と農の再生プランの趣旨に合致するものと思いますが、これらの提言、つまり国民皆農の考え方、自然塾の全国展開、農業教育の充実、これらについてどのようにお考えになりますか、副大臣の御所見を伺いたいと思います。

時間もございいますので、これで私の質問を終了させていただきます。

○副大臣(野間起君) 加治屋先生、ただいま浜田広りコーの取締役会長、教育改革国民会議の委員をなされておりました先生であられるわけでありますが、「国民皆農」のすすめ」ということで、全く私も同じような気持ちであります。

農業体験学習は、食べ物がどのように生産をされておるのかなど、子供のころからの体験により学ぶことを通じまして、食と農に対する理解を深め、食と農の距離を縮めて、将来にわたって生産者と消費者の信頼関係を築いていく上で、また自然や生き物に触れ合うことによりまして、子供たちの豊かな人間形成を図っていく上で重要な役割を持つておるものであると考えております。

このため、農林水産省といたしましては、文部科学省やJ A等関係機関と十分連携をしながら、学校教育及び社会教育におきましても子供たちに對します農業体験学習の機会の充実を図っているところでありまして、今後とも関係機関と十分連携を強化をいたしまして、農業体験学習の取組に全力を挙げて推進をしてまいらなければならぬと、このように思っておりますので、ひとつよろしくお願い申し上げます。

○小斉平敏文君 自民党の小斉平でございます。今回議題となっております金融二法案、この前にちよつと時間をいただきました、マグロ漁業の振興、そして中国産ウナギの問題に關しまして質

問を若干させていただきます、このように思う次第であります。

まず、マグロ漁業の振興についてであります。先月も私どもの太田理事が質問をされておりましたけれども、F O C漁船、いわゆる便宜置籍船、I U U漁業による乱獲でマグロの輸入の増加と価格の低迷が進んでおりまして、我が国の漁業関係者は大変厳しい状況に置かれておるところであります。

もちろんI C C A Tの勧告にも続いた輸入禁止措置、あるいは日中、日台協議等々で大変な御努力をさせていただいておる政府の取組、これは十二分に承知をいたしておるところでございます。しかしながら、現場の漁業経営者の声を聞くと、価格の低迷と漁獲量の減少、これぞ今年一杯もたないと言っているんです。廃業を考へるしかないぎりぎりのところに来ておると。港に戻ってきたらもう出港できない状況、このように言っておるのが現状なんです。

私の地元、宮崎県所属の所属船の場合、マグロの生産原価はキロ五百八十円、そして現在の生産者価格は四百円台まで落ち込んでいる。このままでは漁業経営は維持できないと、このように漁民が挙げて言っておるんです。しかも、F O C漁船のスクラップ化、これに對しましてその費用負担、これは漁業経営者にも求められております。マグロ資源を守り、我が国への供給過剰を是正するためにも、資源管理措置の枠外で操業いたしておるF O C漁船、これを廃絶しなければならぬと、このように思っています。

そこでお尋ねをいたしますけれども、このF O C漁船、水産庁のホームページによりまして三百九十七艘のストアップをされておりますが、これらの漁船によって水揚げをされたマグロのほとんどが我が国に運ばれておるのは間違いないと思うんです。この辺りの対策、調査、モニタリングなどはどのようなおこなっているのか。これらのF O C漁船が水揚げをしておる量はトン数にしてどの程度なのか。また、特別措置法第十条に基づく

報告の徴収がなされておりますが、これで港からの輸入や輸送は市場を通さない相対取引のようなものでも完全に把握ができておるのかどうか、お答えを賜りたいと思います。

○政府参考人(木下寛之君) 委員御指摘のとおり、マグロ類の資源管理に資するため、まぐろ資源の保存及び管理の強化に関する特別措置法に基づきまして、私ども、日本市場に輸入されるマグロに關しまして、漁獲をした漁船の名称、漁獲の海域、運搬船名あるいは国内販売先等につきまして、輸入業者、運搬船業者から報告徴収を行っておるところでございます。

輸入業者からの報告によりまして、便宜置籍船、F O C漁船など、違法・無報告・無規制漁船として特定されております漁船の漁獲物の輸入量は、平成十二年で二万トン強、また十三年には一万五千トン弱というような状況でございます。

私ども、このような国際規制の枠外で操業を行っておりますF O C漁船につきまして、これを廃絶すべきという立場から、委員御指摘のとおり、いろいろな場を活用しながら実施をさせていただいてございます。残念ながら、先ほど御説明申し上げましたように、現在、十三年度で一万五千トン弱の輸入水準があるわけでございますけれども、これを更に減少あるいは廃絶すべく日台間でも協議を行っておりますのでございます。

私ども、できるだけ早期に、ほとんどその大部分を占めます台湾の漁業者が実質的に経営いたしておられますI U U漁船をスクラップあるいは台湾籍化することによって廃絶できるのでないかというふうにご考えているところでございます。できるだけ早期にこのようなことが実現されるよう、あらゆる場を活用して対応していきたいというふうに考えております。

○小斉平敏文君 厳しい調査や監視によってF O C漁船の入港は今後も減少すると、このように思いますが、逆に、沖での積替え等によって、我が国も含めて諸外国の割当て漁獲量を上回る輸入や搬送が増加するということも考えられます。

す。

二〇〇〇年漁期の豪州のミナミマグロの自主規制枠は五千二百六十五トンにもかかわらず、我が国へ九千二百トンが輸出されたというデータもあるわけなんです。この場合は蓄養ということもあるようでございまして、こういう事態は当然今後とも規制していただく。

また、マグロ資源保護に關しての漁獲の割当てを持たない国や地域からの輸入の現状、今後の見通し及びその対策もお聞きをしたい、このように思っています。

世界最大のマグロの消費地として資源管理を主張しなければならない我が国にとつて、日本の商社等の資本が他国に供給をされて乱獲につながつておるといふ指摘もございします。日本の立場いわけの国際協力の問題をどうするか、この問題は商業理念の問題であるという声もあるんです。この件も併せてお答えを、御答弁を願いたいと思います。

○政府参考人(木下寛之君) 高度回遊性魚類でございますがマグロにつきましては、海域ごとに設置をされております地域漁業管理機関がございします。

例えば、大西洋まぐろ類保存委員会、I C C A Tと言っておりますけれども、また、みなみまぐろ保存委員会、C C S B Tと言っておりますけれども、これらの管理機関では、委員御指摘のとおり、国別の漁獲割当てを導入しているという状況でございます。

それぞれの機関で割当てをしているわけでございますけれども、このような割当てをしている状況を持たない国からの漁獲がございします。これらにつきましては、私ども、それぞれの漁獲枠を持たない国からの輸入をモニターするための輸出証明制度も導入しているわけでございします。近々、この対象を更にメバチナやメカジキ等につきましても拡大をしていきたいというふうに考えております。

私ども、このようにあらゆる手段を通じまして、I C C A TなりC C S B Tの管理に属さない

漁業活動を行っている国々からのマグロ類の輸入を極力減少させていきたいというふうに考えております。

また、商社等がF.O.C.漁船等の違法・無報告あるいは無規制漁船との取引を継続するという事によりまして、結果としてI.U.U.漁船活動を助長するということがあるわけでございます。私も、I.C.C.A.T.の決議に基づきまして、国内の関係業者に対し、違法・無報告・無規制漁船の漁獲物の取引自粛を要請をいたしております。

この要請に反して取引を行われた場合には、私も水産庁のホームページで漁業者等の名称も公表をしているところでございます。この要請によりまして大半の輸入業者がその取引自粛を宣言するなど、一定の効果が出ておりますけれども、なお、先ほど御説明したように一万五千トン弱の輸入があることも事実でございます。

このような輸入を基本的に、根本的に根絶するという観点から、やはりその根元を絶つ必要があるだろうというふうに考えておりまして、そういう意味で、台湾の漁業者に対して、このような違法・無報告あるいは無規制漁船を廃絶するよう、台湾籍化あるいはスクラップにつきましても、できるだけ取決めの内容に従いまして実行できるよう、いろいろなチャネルを通じて要求していきなさいというふうに考えております。

○小斉平敏文君　さらに、今後、I.U.U.漁業が廃絶されたとしても、やっぱり資源管理措置の枠内で大量のマグロが我が国に輸入されることには変わりがない。資源保護のために漁獲量を減らせば、我が国も削減を余儀なくされる。すると、減船に次ぐ減船という事態になることは目に見えております。

つまり、我が国の遠洋漁業の将来を政府はどのように考えられておられるのか。漁業経営者は、高額な入漁料を払い、F.O.C.漁船スクラップ化の費用負担も行い、担い手確保のための船員の待遇改善等も考えなければならぬ。とてもこれでは外国に経営面で太刀打ちできずに衰退する一方だと言

わざるを得ないんです。

特に、マグロ価格につきましては、生産者価格がこれだけ低迷を続けていてはもう将来はないと言つても過言ではありません。もちろん消費者にも利益が還元されなければなりませんので、流通経路の問題等も含めて、どのような対策を講じるお考えか、お聞かせを願いたいと思います。

特に、苦境にあえいでいる遠洋漁業者に救いの手を差し伸べて、海洋国日本として今後の展望を示す必要があると思いますので、副大臣にお考えをお伺いをいたしたいと思ひます。

○副大臣(野間起君)　我が国マグロ漁業は、現在、魚価の低迷などによりまして誠に厳しい経営を余儀なくされておられまして、今後とも、国際的な操業規制の強化や外国漁船との競争など、厳しい状況になるものと考えております。

このような中にありまして、漁業生産の維持を図るために、国際漁業管理機関等における適切な資源管理の実現や、二国間の漁業交渉を通じました漁場の確保を図りますとともに、本年度から、洋上保管を含みます受託方式の水産物調整保管事業への導入、漁船リース事業の実施等、適正なマグロ魚価の形成や生産コストの削減等による国際競争力の向上のための取組を支援をしてきているところであります。

いずれにいたしましても、マグロ漁業は我が国遠洋漁業の主要な柱でありまして、今後ともその存続のため最大の努力を傾注をしてみたいと思つております。

○小斉平敏文君　先ほど来申し上げましたように、このマグロ漁業というのはいま待たないんです。私は、今まで、長官、今までの対応が全く駄目だったとまでは言いません。しかしながら、今の現状を考えると、もうちょっと的確な、迅速な対応をしていかなければ我が国の遠洋漁業というものは大変な問題になる、こういうことを申し添えておきたいと思ひます。

次に、中国産ウナギについてであります。厚生労働省政務官、大塚御苦勞までございま

す。

国内で販売しておる中国産ウナギから最高値一・七ppmという大量の水銀が検出されたという週刊誌の報道がありました。食の安全という観点から、この件についてお尋ねをいたしたいと思ひます。

まず、この週刊誌の記事、ごらんになったかどうか、政務官。

○大臣政務官(田村憲久君)　読ませていただきました。

○小斉平敏文君　その感想をお聞かせを願いたいと思ひます。

○大臣政務官(田村憲久君)　読ませていただきました。大変今、最近でありますけれども、非常に食に対する国民の不安というものが大きくなつてきておる中で、このような記事というものが非常に各週刊誌含めて増えてきております。

先般、中国の野菜、輸入野菜でありますけれども、農薬の残留濃度基準を超えているという話でいろいろと問題になったわけでありまして、私も、そういうことも含めて非常に厳しい目で国民の皆様方も、特に中国からという部分もあるんであります。入ってくる食物、食べ物に対して厳しい目を向けておるんであるうな、そんなふう

に思ひまして、ただ、事実といひますか、事実関係だけ少し整理させていただきますと、国内といひますか、今現在、我が国の基準といひものは、総水銀で〇・四ppmを超えたものの、総水銀が〇・四ppmを超えたものの、さらに、その上でメチル水銀といひものの焦点を当てまして、これが〇・三ppmを超えるものに対して規制の対象といたしております。

今般の記事を見ますと、総水銀という意味では基準値、規制値を超えておりますけれども、メチル水銀の濃度がどうであるのかというの、あの記事には書かれておりませんので、ここをしっかりと確かめた上で、我が国の規制値といひますか、基準値といひますか、それを超えたものであるかどうかというのを判断する必要があるうか

な、このように思つております。

○小斉平敏文君　ちょっと私は驚いたんですけれども、昭和四十八年に厚生省環境衛生局長から各都道府県知事、政令市長あてに通知されたもので、「魚介類の水銀の暫定的規制値について」、これを読みますと、暫定的規制値は総水銀として〇・四ppm、参考としてのメチル水銀〇・三ppm、今言われたとおり、このようになっております。ただし、「ただし」が付いているんですね。ただし、この暫定的規制値は、マグロ類及び内水面水域の河川産の魚介類については適用しないものである、このようにありますけれども、この内容が現在も適用されておると考えてよろしいんでしょうか。

○大臣政務官(田村憲久君)　先生おっしゃられますとおり、四十八年、これは水俣病の例の水銀の問題で、その後このような形で規制といひますか、基準を作つて進めさせていただいておるわけでありまして、現在もこの文言といひますか、条項は生きておるものであらうと思ひます。

○小斉平敏文君　とすれば、輸入物のウナギはもとより、国内産のウナギ、これも水銀等の重金属のサンプリング調査、これは法律上は実施を強制されてないということになるわけですね。

ここに私が持つておる資料で、東京都中央卸売市場に入荷をした国産ウナギの水銀調査結果といひものがあつたけれども、これは厚生労働省が指示をされたものではなくして、東京都が任意で行つたということでありまして。

もしこの週刊誌報道の調査が正確であれば、大変なことであると私は思ふんです。いわゆる水俣病は言われるとおりメチル水銀、この場合は無機水銀かどうかそれは分かりませんけれども、いずれにしても国民の食の安全にかかわる大変重要なことであると思ひます。既にサンプリング調査、これは開始されたのですか。

スーパー等で格安の値段、これが国民の食卓に上る機会も非常に多くなつてきたウナギでありますので、ここはしっかり調査をして国民の前に

明らかにしていく必要があると、このように思うんですが、いかがでしょうか。

○大臣政務官(田村憲久君) 今、先生おっしゃられました四十八年の、魚介類の水銀の暫定規制値についてというあれで、ございますけれども、実は、先生おっしゃられましたのは、多分この項目だと思ふんです。魚介類の水銀の暫定の規制値は総水銀としては〇・四ppmとし、参考としてメチル水銀〇・三ppm、水銀、としたと。ただし、この暫定の規制値は、マグロ及び内水面水域の河川産の魚介類については適用しない。ここが問題である、ウナギは入っていないんじゃないかというお話であらうと思ふんですが、括弧書きで「湖沼産の魚介類は含まない」となっております。ウナギは一応対象となっております。

どういふような検査をしておるかであります。これは都道府県の方にお願いをいたしております。結果的に、ウナギだけ申し上げますと、ウナギでありましたけれども、今まで検査をそれぞれしてきていたというところで、例えば平成九年から平成十二年度まで、一部の自治体でありますけれども、四十八検体実施されております。結果はゼロから〇・〇七ppmということで、この検査の結果では基準値以内という話であります。そういう話をしますと、検体数が非常に少ないじゃないかという御指摘もあらうと思ひます。

御承知のとおり、水俣病以降の水銀の問題の中でこういうような取決めにさせていただいたわけでありまして、そういう意味を考えますと、比較的にいろいろな検体を検査してきたんですが、国内産のウナギに関しては、この水銀という問題では基準をオーバーをしていないということで、だんだんだんだん検体が少なくなってきたと、どういふと。具体的に申し上げますと、ほとんど東京がやっております、東京都の方でそれぞれの各地域産のウナギ、これは国内産でありますけれども検査をされ、そしてその結果が今のよう

に基準値以内で収まっているという話であります。

す。これが国内産のウナギであります。

それから、先生おっしゃられました、国外から入ってきておるものではないかという話なんです。おっしゃられますと、今もこの成り立ちといいますが、それがこの水俣病ということ。国内を対象にできたというのが実は経緯としてあるんです。ですから、そういう意味からいいますと、国外のものに対しては確かに今まで基本的には検査をいたしません。

でありますから、今回、こういう報道、非常に、今も申し上げましたとおり、国民の皆さんがこの食べ物に対して危機感といいますかお持ちでありますから、これはこの週刊誌の報道を基にやります。五月の二十日より今モニタリング検査の方を始めていただいておりますという状況であります。

○小斎平敏文君 五月の二十日から調査が始まっております。おっしゃられますけれども、そうであれば、いつをめぐって結果を出されるおつもりか。この調査の結果いかによります。様々な問題が発生をしまっていると思ふんです。くれぐれもBSEの轍を踏まないように、国民の安全最優先というところで対応をお願いをいたしたいと思ひます。

そこで、政務官に決意のほどをお聞かせをいただきます。この項目の質問は終わらせていただきます。

○大臣政務官(田村憲久君) おっしゃられますとおり、検査を始めるからには早くその結果を国民の皆さんに公表しませんとなかなか安心していただけないということで、今週か来週中には検査の結果というものを公表をさせていただきたいと思ひます。

同時に、そのような基準を超えるものももしこの検査の結果出てきますれば、当該品に関しては輸入されないように指導をしていきたいと思ひます。また、中国政府に対しては、そのようなものが出てきた場合には、規制値を超えるウ

ナギに関しては輸出しないようにというふうな申入れもさせていただきたいというふうに思っております。

さらに、国内産に関しまして、ウナギの検体が非常に少ないと、先ほども申し上げましたけれども、ウナギがこういう問題で、国内産の話ではありませんけれども、しかしながらウナギというものに対して大変消費者の方々が今注目をしておられるんだと思ひます。そういうことも考えまして、国内産のウナギに対しても、各都道府県に對して、是非とも検査の対象としてもう一度、非常に厳しいといいますが、その検体の中に入れていただけて検査をしていただきたいというふうな申入れをさせていただきたいというふうに思っております。

○小斎平敏文君 政務官、私、ウナギは特に、ウナギそのものも好きなんですけれども、特に好きなのがウナギの肝なんです。ところが、この週刊誌を読んだから以降、怖くて食べられません。ですから、どうか一日も早く調査結果を出していただけて、国民に安心感を与えていただきたいというのを強く御要望申し上げます。

政務官、本日は大変御苦労さまでございます。ありがとうございます。

それでは、ここで今回議題となっております金融二法案に関しましての質問に入らせていただきます。

金融二法案は、食料・農業・農村基本法が目指す効率的で安定的な農業経営の確立に向けて、その中心的担い手たる認定農業者、あるいは将来それを期待されておる意欲ある農業者を中心に、制度資金の改善や農業法人に対する投資育成会社による投資の促進を行おうというものであると理解をいたしております。

私は、この法案の趣旨に基本的に賛成でありますけれども、農業者あるいは国民の目線に立ったときに疑念を持たれやすい若干の疑問点を明らかにしておく必要があると、このように思ひます。まず第一点は、金融二法案における農協の役割、位置付けという点であります。

農業経営の改善に必要な資金の融通の円滑化のための農業近代化資金助成法等の一部を改正する法律案では、農業近代化資金、農林漁業金融公庫資金、そして農業改良資金という三つの主要な制度資金を見直しておるところであります。

まず第一に、農業近代化資金につきましては、認定農業者に対し長期運転資金も貸付けの対象とし、いわゆる農林漁業金融公庫資金におけるスーパードリット資金並みに行うこと、またその準備金たる意欲ある農業者にそれに準じた扱いにすること。第二に、その公庫資金に当たっては、認定農業者以外の意欲ある担い手を対象とする経営体育成強化資金を、米、麦等の従来の土地利用型農業に限定せずに全業種に拡大すること。そして第三に、農業改良資金については、現行の特定の農業技術導入のための資金制度から、担い手の創意工夫による高リスク農業、つまりリスクの高い新作物、加工等への進出や新技術、新生産方式の導入への取組を支援するための資金として再構築しようとするものであります。

一方、こうした法律上の制度改正と同時に、制度の運用レベルにおいて、いわゆるワンストップサービスの実現という、使いやすい融資手続の確立を目指すという点もしておられます。

そこで、制度改正の内容と融資手続の一体化、一本化という両者を通じて全面的に役割が増すと思ひますのが農協、JAグループであります。すなわち、本法律案により近代化資金の総合融資化、農業改良資金における農協等の転貸しと保証の創設により、今後はこれら制度資金貸付けにおいて農協がほとんどの場合窓口になると同時に、貸付機関ともなるという点であります。

ところで、農協、JAグループは今大変大きな曲がり角に来ております。デフレや中国からの安い輸入農産物の急増等によって、購買・販売部門が伸び悩む中において、全農の子会社である全農チキンフーズの原産地偽装事件が発覚をいたしましたところでありまして、また、信用事業においても信

〔委員長退席、理事田中直紀君着席〕

そこでまず、副大臣は、こうした農協の現状それを取り巻く諸状況をどのように見ておられるのか、また、これら農協の事業改革とその一方で次々と生じる不祥事についてどう考えておられるのか、お聞かせを願いたいと思います。

○副大臣(野間起君) JAGグループにおきましては、平成十二年十月のJAGの全国大会での決議や、昨年六月に成立をいたしました農協改革二法を受けまして、これまで事業、組織の改革に取り組んできたところであると思っております。

こうした取組を行っております中で、生産者の組織であります全農の子会社であります全農チキンフーズによる虚偽表示事件に加えて、単協関係におきましても製品の不適切なる表示に関する事件が発生をいたしましたことは、消費者の信頼を大きく裏切るばかりではなく、生産者の真摯な経営努力を無にしかねない、あるまじき行為でありまして、農協系統にとりまして今やその存在意義が問われており、抜本的改革が不可欠ということになっておると考えております。

このようなことから、農林水産省といたしましては、再発防止に向けまして、全農に対しては、四月十二日に農協法に基づきまして、体制の一新、全事業における総点検など、業務の改善命令を行ったところであります。また、単協に対しては、農協法上の指導権限を有します関係県と連携を取りながら、的確に対応してまいりたいと考えておるところであります。

〔理事田中直紀君退席、委員長着席〕

○小斉平敏文君 次に、今申し上げました本法律案による農業近代化資金の総合融資化、農業改良資金における農協等の転貸し等保証制度の創設等で、今後は制度資金貸付けにおいて農協がほとんどの場合、窓口となると同時に貸付機関にもなるということをどのように考えられておるのかという点であります。

こうした制度金融の手続の一本化が、実際には、農協が窓口になることで、非組合員への加入の強要、貸付けにおける農協系統からの資材購入の押し付け等を招くような事態を引き起こす可能性があるのではないかという懸念を若干持つんです。確かに、融資手続の円滑化と経営相談等サ―

ピスの連携強化の方向性は近年の政策の大きな特徴の一つになっており、これ自体は生産者にとつて大変結構なことだと、このように思ふんです。また、農協が今でも地域農業や生産者にとつて重要な、大変重要な位置付けを有しておるということとは言うまでもありません。

今回の融資制度における手続の一元化が、先ほど申し上げましたいわゆる抱き合わせのような事態を引き起こすことがあってはこれは大変な問題になると、このように思っています。この点についての副大臣の御見解を賜りたいと思います。

○副大臣(野間起君) 経営感覚に優れております。大規模農家や農業法人を中心に、農協を利用することに余りメリットがないことから、農産物の販売、生産資材の購入、資金の借入れ等の面で農協を利用しない農業者がかなり見られる状況になってきていると思います。このため、農協が農業者の協同組織としての原点に立ち返って、役職員の意識改革を進め、組合員であります農業者がメ

今回の制度資金の見直しに際しましては、こうした農協改革が農業融資の面で円滑に進むことを期待しておりますが、見直しの最大の目的は、農業者の立場に立つてメリットが実感できるように

な、分かりやすく使いやすい融資制度にすることにあるのであります。このため、制度金融の系統の一元化を図ることによって、農業者に農協の組合員となることを強制をしたり、農協から生産資材購入をすることを義務付けたりすることのないよう十分留意をしなければならないと思っております。

また、制度資金の窓口といたしましては、農協だけではなく農林公庫や他の金融機関も利用できるようにする考えでございますので、よろしくお願いをいたします。

○小斉平敏文君　今、副大臣の御答弁のとおり
に、農協離れという現象が各地で起きておること
も事実であります。このことについても改めて副
大臣の御感想を聞きたいと思いましたが、でも、
ただいま併せて副大臣の方から御答弁いただき
したので、この問題はもう割愛をさせていただきます
と思います。

さらに、手続の一元化を実効性あるものにするためには、こうした一元化を円滑に実行し得る人材、本当にこれが確保できるのかどうかという点も非常に重要だと、このように思っています。ＪＡバンク構想においても、人材の育成の必要性、これがうたわれておりますが、制度資金については、金融実務の知識、これはもちろんでありますけれども、制度の仕組みや農業経営についての知識も必要だと、このように思っています。

また、貸付だけでなく、その後のいわゆる経営改善の着実な実行に資するよう、地域農業改良普及センター等の役割も強調をされておりますが、本当にこれらの指導機関が融資を受ける農業者の役に立つ指導を行っているのかどうか、私

さらには、都道府県の基金協会における保証業

務、現在の人員で十分カバーしているのかどうかも、これも不安を感じます。ある県の基金協会の方が専門誌の中で、業務課が審査業務と企画推進業務を五名で担っているけれども、現業の人員確保が優先するために企画推進業務との両立は限界に達しておる、さらに情報の共有化が継続をされず、ノウハウも失われており、人員確保が不可欠である、このような訴えをなされております。

こうした制度貸付けにおける手続の一本化のための人材面での対応、具体的にどのよう指導されておられるのか。最近話題になりました、みずほグループのシステム障害の例もご紹介します。責任持って局長、御答弁をお教えを願いたいと思います。

○政府参考人(川村秀三郎君) 今回、融資手続を一元化するというところで窓口の一元化をするわけですが、先生が今御指摘のあったとおり、融資機関相互間の連絡調整、これをいかに田中滑にかつ適切に行うかということが正に決め手になるかと思っています。

今回こういった融資機関相互の調整が的確に行われますように、一つは、申込みを受けた融資機関の他の融資機関への連絡をどうするか、それから融資機関相互の調整をいかに行うか、また三つ目としたしまして、申込みをした農業者への連絡方法、こういったものが重要なファクターになりますけれども、こういったことのルールを明確化するということがまず一点ございます。こうして、このルールを関係者に対して的確に伝達をしたいと思っております。

また、都道府県レベルにおきましても、その都道府県を始めいたします、先生おっしゃった信用保証協会も含めまして、関係機関の会議の開催等を、開いていただきまして、こうした手続、ルールが窓口の担当者に対しましても十分に徹底

をされまして、円滑な運営が図られるように指導を行ってまいりたいというふうに考えております。

また、借りる側、借入希望者に対しても、やはり今回の仕組みがよく分かっておるといことがそういった関係機関に対して働き掛けをする場合にも有効だと思いますので、分かりやすいリーフレットを作成・配付するとか、農林水産省のホームページへの掲載等の措置によりまして、農業者が十分に知識を得られまして、不利益、不便を被ることのないように十分に配慮してまいりたいと思っております。

○小斉平敏文君 この農協関係、JA関係の方々にいろいろ話を聞きますと、いわゆる一番上の上部団体の方は大丈夫だと言ってますよ。もう的確に対応できると言うんです。ところが、一番下の下部に行くと、対応できないと言っているんですよ、はつきり。ですから、この問題はいい加減な問題では、もう現実動き始めるんですよ、これが成立すれば。ですから、この問題は非常に大変なんですよ。私は、大丈夫かなという疑問を物すごく持つんです。

副大臣、いかがでしょうか。

○政府参考人(川村秀三郎君) 済みません。重ねて決意を申し上げたいと思いますが、そういう正に窓口が非常に重要だということは私も肝に銘じて認識しておりますので、全力を挙げて頑張っていきたいと思っております。

○小斉平敏文君 さらに、人材育成確保ということでは関連することであるんですけども、認定農業者の増加、法人化の進展の中で、これまでの営農指導を超えた先端的営農支援システムというべき体制を築いていく必要があると、このように思います。

経営面での指導もさることながら、特定の作物にいわゆる生産が集中をして豊作貧乏を起こすようなこういう事態とか、天候による影響を軽減する等のリスク分散を考える専門性、パイオ等の先端技術等々、営農者への最新の情報を提供し、広

範な目配りができる人材を養成をして支援体制を拡充すべきと、このように思っていますけれども、局長、いかがでしょうか。

○政府参考人(川村秀三郎君) 今後の日本の農業の持続的発展、なかなか食料自給率の向上という目標を掲げておるわけでございますが、このためには、やっぱり農業の構造改革の推進、そして効率的で安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を実現するということが重要だということでございます。このために、認定農業者を基本といたします。意欲と能力のある育成すべき農業経営に對しまして、農地の利用集積でありますとか低利資金の融通等の施策を集中的かつ重点的に講じるといことをまず図りますし、また農業経営の法人化も併せて推進をしていきたいということでございます。

そして、今御指摘もございましたように、正にこうした経営体がいかに効率的な、また合理的な営農をしていくかということにつきましては、そのバックアップ体制といえますが、営農支援の体制が必要なのでございます。特に、今後は経営規模の拡大、更に経営の多角化、複合化、また農産物の付加価値化等、高度化し、かつ広範なものであるようになってきているということでございます。ですので、正にその地域におきます各種の営農支援、先ほど御指摘のありました普及組織もございまして、市町村もございまして、農業会議もございまして、そういった関係する機関が一体的、総合的に協議をして実施ができるというようなことの体制を整備をしたということがまず一点ござい

ます。これは、都道府県それから市町村段階に地域農業改良普及センター、今申しました農協、それから農業委員会、こういう連携の下に経営改善支援センターというものを組織をいたしまして、まずここを拠点に今申し上げたようなことを実行していこうということでございます。そして、経営の実態あるいは経営発展の段階に応じましてきめ細かな経営支援を行っていききたいということござ

います。

こういう組織が発足して、まだまだ実の上がない点もあるところはございますが、この拠点を中心に経営体からの要請に的確にこたえ得るよう取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。

○小斉平敏文君 それでは次に、農業近代化資金についてお尋ねをしたいと思います。

これまで、近代化資金の貸付実績、これが年々減少してきた原因の一つに、用途が制限されて使にくいということが指摘をされておりました。ところが、本法律案では、いわゆる長期運転資金も近代化資金の対象となるようになっておりますし、大変いいことだと、このように思います。

しかし、改正法の法令等で、認定農業者は長期運転資金の貸付けの対象者とされているものの、その予備軍たる意欲ある農業者には一定の条件が付されておるとも言われております。なぜこのような総合資金化への道を認定農業者のみに限定する必要があるのかどうか。やる気のある農業者であれば、いわゆる認定農業者同様、長期運転資金貸付けの対象者にしていいと思うんですけれども、このような条件を付けられておる理由を局長、お伺いをいたしたいと思います。

○政府参考人(川村秀三郎君) 今回の制度資金の見直しに当たりまして、農林公庫資金、それから農業近代化資金、それから農業改良資金の三資金、こういうものをできるだけ資金の用途とかそういうものの共通化を図ろうと、整理をしたいというところでございますが、賃借権あるいは機械リース料の一括前払いを始めといたします長期運転資金、これにつきましてはいずれも対象にするというところで、認定農業者以外の方もこの長期運転資金等につきましては対象になるということでございます。

ただ、認定農業者はより格上と言ってはあれでございますが、よりインセンティブを付けたいというところで、今申し上げました長期運転資金のほかに、更に例えば調査・開発費でありますとか営

業権、商標権等の取得、あるいは研究開発費なんかもこの対象にするということで、一般の方よりは広がっているということでございますが、認定農業者以外の方も、先ほど言いましたように、あるいは農業技術をマスターするための研修費等、そういうものは運転資金であつても対象としていいということ御理解いただきたいと思います。

○小斉平敏文君 次に、この農業改良資金の内容についての確認なんですけれども、これは先ほどの加治屋委員の質問とも若干重複いたしますけれども、これまで特定の農業技術導入等のために、言わば農業機械の導入等のための資金制度として運用をされてきたところでありまして、ところが、本法律案では、新しい農業部門への進出等に必要の高リスク産業を支援するための資金として再構築をしようとしたしております。

この場合、現行の制度で農業機械の導入を図ろうとする人たちがはじき出されることはないと思いますが、どうなんでしょうか。また、認定農業者ばかりが農業をやっているわけではありませんが、通常の農業にこそしんどおる人たちに對しても必要な資金は支援していく配慮が必要だと、このように思うんですが、いかがでしょうか。

○政府参考人(川村秀三郎君) 改良資金の内容の関係でございます。

今回の見直しにおきまして、農業改良資金については、国が定めた特定の農業技術等を導入するための資金から、広く農業の担い手が自らの創意工夫で行う加工分野への進出でありますとか新作物、あるいは新技術の導入といった高リスク農業へチャレンジをする、その支援のための資金に改めるということにしております。

高リスク農業へのチャレンジのために必要な機械の導入等につきましては、改正後においても農業改良資金の貸付対象となります。そして、機械の導入等は、先ほど言いましたように、特定の技術に對した機械ということではなくて、広くチャレンジを支援する機械ということでございます。

すので、より担い手の創意工夫を生かした対応は可能になるということで、従来に比べて取り組みやすくなるものと考えておりまして、この資金の対象等につきまして、認定農業者とそれ以外では区別をしておいでしませんので、御理解いただきたいと思ひます。

○小齊平敏文君 次に、農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法案についてであります。

本法律案は、農業法人の自己資本の充実を促進をし、その健全な成長発展を図るために、農業法人に対する投資育成事業を営もうとする株式会社に対し、農林漁業金融公庫からの出資、農事組合法人の組合員資格の特例等の措置を講じようというものであります。

そこで、まず、本法のねらい、目的について伺いをいたしたいと思ひます。

本法律案を目的どおりに率直に読めば、自己資本等に乏しい農業法人の財務基盤を強化するというものだと思います。この株式会社には公庫からの出資がなされますが、出資の条件として、配当の支払を可能とする利益の発生が確定であると認められる場合と、このようにされております。そうであれば、中小企業分野等で行われておるものと同様の、いわゆる農業分野におけるベンチャー企業等の育成という意味付けでは全くないと、このように解釈してよろしいんでしょうか、局長。

○政府参考人(川村秀三郎君) この投資円滑化法案でございますが、地域農業の担い手となります農業法人の育成を支援するために、農協系統それから地方公共団体等の出資によりまして農業法人投資育成会社を設立すると。この会社が農業法人に対しまして、財務基盤強化に資するように、自己資本の充実のための投資を可能とする法制度の整備を行うものでございます。

このように、本法案は、リスクの伴うベンチャー的な農業法人を育成するというよりも、経営能力あるいはノウハウ等から見て、発展可能性が高いけれども自己資本が乏しい農業法人を幅広く

く育成するということを目的としておりまして、ベンチャー的な農業法人以上に広く対象にしたいということと考えております。

○小齊平敏文君 ベンチャー的な企業も農業分野において、ある程度必要とされる時代になってきておると私は思ふんです。一方で、これは非常にリスクが大きく、投資が無駄になるといふ危険性も大変大きいと思ふんです。そうであれば、やっぱり投資先の農業法人について、その法人の性格、いわゆる投資規模などについてある程度の基準、これを設けるべきではないかと思ひますけれども、この点についての御見解を賜りたいと思ひます。

○政府参考人(川村秀三郎君) 投資先の農業法人についての基準でございますが、現在考えております基準といたしましては、一つは、認定農業者であること。それから、二つ目としましては、複式簿記を行っている等、自らの経営内容を正確に把握ができていて、投資家に必要な財務情報を提供することができると。それから、三点目といたしましては、経営者の経営マインド、技術レベル等、経営能力が高く、今後の経営の発展が確実と認められること。それから、四点目といたしまして、自己資本比率が相対的に低位でありまして、資本増強が必要であること。五項目といたしまして、今後、内部留保によりまして自己資本増強計画や出資者の拡大などの方針を有しているといふことを今考えているところでございます。

いづれにいたしまして、当面の投資対象は、今後の農業法人の育成のモデルになるようなものが望ましいと考えておりまして、農業法人から見ると、投資育成会社の投資を受けることが一種のステータスとなるようなところを想定しているところでございます。

○小齊平敏文君 次に、本法律案では、投資育成会社として出資二十億円、うち公庫出資分八億円、自治体出資分十二億円、農林中金、全農等、農協系統出資分十億円という、農協系統を設立母体とするいわゆる株式会社設立が予定されてお

ます。十四年度予算では、それを前提に公庫出資八億円、自治体出資への国の助成が一億円計上されておるところであります。

そこで、この会社設立の、新会社設立の目的と出資金の積算の根拠、そして設立時期の見通し、さらに、投資対象とする農業法人の具体的な名などの有無、あるのかないのか、これについて伺いをいたします。

○政府参考人(川村秀三郎君) 農業法人投資育成会社の設立の目的でございますけれども、地域農業の担い手となります農業法人の育成を支援するために、農業法人に対して自己資本の充実のための投資を行えるようにすることとございまして、当面、農協系統が中心になりまして全国に一つ設立をするという予定を持っております。

そして、その資本規模でございますが、当面、農協系統それから農林公庫等の出資によりまして二十億円程度でスタートするというのを想定してございまして。この二十億円につきましては、今後数年の投資の見込みをベースにいたしまして、数年間これに対応できるという数字として組んだものでございまして。この内訳といたしましては、先ほど先生がおっしゃったとおり、公庫が八億、都道府県が二億ということ、残りを農協系統の全国連等が十億円を出すということで、合計二十億円ということでございます。

また、設立の時期でございますが、今後、法案を通していただきますと、農協系統における出資手続あるいは諸規定の整備等が必要でございまして、この十月ぐらいになるのではないかと、いふに予定をしております。

また、具体的な投資対象とします農業法人としては、日本法人協会のメンバー、あるいは農林漁業金融公庫のスーパー資金の融資先のうち、経営能力が極めて高く、また融資よりも出資を希望する法人が中心になるものと考えておりまして、年間数十社程度になるのではないかと、思っております。

以上です。

○小齊平敏文君 また、さきにも指摘いたしましたように、いわゆる農協系統が主な出資者となる投資育成会社という点で、農協離れが進んでおるいわゆる農業法人へのJ-Aの影響強化、これを促進するんではないかという危惧も一方ではいたしております。こういうものに国が出資をすることについて、出資をすることの意義について分かります、副大臣、お教えを賜りたいと思ひます。

○副大臣(野間起君) 農業法人投資育成会社が公正な事業運営を行い、農業法人の育成に資することを担保するために、経営者の経営マインド、技術レベル等の経営能力が極めて高いことや、自己資本比率が相対的に低位であることなどの投資先法人の選定基準を盛り込みました事業計画を作成をして、農林水産大臣の承認を受けることを義務付けておるのであります。こうした要件を満たせば、農協との取引が少ない法人につきましても投資対象となるものであります。こうした公正な運営方法と確立するため、農協系統では日本法人協会や農林公庫との意見交換を進めているところでありまして、事業計画にはこうした内容が反映されているものと考えております。

さらに、投資先法人の健全な発展を担保するため、投資育成会社に対しては、農水省といたしまして、運営状況を定期的に把握をし、報告を求めたり改善命令を発する等を通じて、適宜適切な監督を行ってまいりたいと考えております。

なお、国の直接の出資は行いませんが、農林公庫から出資をしますとともに、都道府県の出資に際しまして出資補助を行うことといたしております。

農林公庫の出資は、農業法人につきましても情報や融資審査のノウハウは、これまでのところ農林公庫に集中的に蓄積をされております現状を踏まえたものでありまして、出資により農林公庫の有する農業法人に関する情報や融資審査のノウハ

ウの有効活用を通じまして、投資育成会社の事業を軌道に乗せる上で有益であると考えております。

都道府県の出資は、法人への投資が地域農業の振興に資する点を考慮したものであると考えております。

○小斎平敏文君 以上で終わります。

○委員長(常田享詳君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時まで休憩いたします。

午前十二時四十九分休憩

午後一時開会

○委員長(常田享詳君) ただいまから農林水産委員会を再開いたします。

農林水産に関する調査のうち、牛海綿状脳症問題に関する件を議題といたします。

武部農林水産大臣から発言を求められておりますので、これを許します。武部農林水産大臣。

○国務大臣(武部勤君) 四頭目のBSE感染牛の確認とその対応につきまして御説明申し上げます。

今月十日に北海道の屠畜場に搬入された一頭につきまして、BSEであるとの確定診断の結果を得られたところであります。このことは、昨年十月十八日以降のBSE全頭検査体制が引き続き有効に機能していることを示すものと考えています。

今回のBSE感染牛に係る屠体等については、確定診断を受け、一部試験研究用を除き焼却を行っているところであり、決して市場に出回ることがないよう措置されていますので、御安心いただきたいと考えております。

既に同居牛等の追跡調査や給与飼料の調査等に着手しており、疑似患者の確定を急ぐとともに、感染原因や感染ルートの徹底究明に今後とも全力を挙げて取り組んでまいります。

今回、四頭目のBSE感染牛が確認されたことを踏まえ、今後、専門家の方々の御意見を伺いな

がら、BSEサーベイランスについて、中枢神経症状を現していなくても原因不明で起立不能となった牛を新たに検査対象牛とすること、四例の生年月日が近いことを踏まえ、平成八年三月、四月生まれの乳用牛について家畜所有者のブライバシーに配慮した上でトレースすることなどを検討するとともに、四頭目が過去三例と同じ代用乳が給与されていたことを踏まえ、代用乳に関する調査について、製造時期及びロットの特定、給与牛の追跡調査などを徹底して進めてまいりたいと考えております。

さらに、BSEサーベイランス、解体処理状況等について、家畜保健衛生所、食肉衛生検査所、農業共済組合等との間の連絡体制を一層強化してまいりたいと考えております。

また、BSE感染牛を出荷された農家のお気持ちを考えますと、大変胸が痛む思いであります。

三頭目以来、約五か月ぶりでありましたが、この間、発生農家への支援対策等を充実してきたところであり、当該農家が一日も早く経営を再開できるよう、互助システムの活用などを通じて支援に万全を期してまいりたいと考えております。

最後に、このたびの四頭目の生体検査を担当されたと畜検査員の方が亡くなられたことは誠に悲しく痛ましい出来事であり、心より御冥福をお祈り申し上げたいと思います。

今後とも、厚生労働省や都道府県と連携しつつ、食肉等の安全の確保と消費者の方々の不安の解消に全力を尽くしてまいります。委員各位におかれましては、引き続き一層の御理解と御支援をお願いいたします。

○委員長(常田享詳君) 休憩前に引き続き、農林経営の改善に必要な資金の融通の円滑化のための農業近代化資金助成法等の一部を改正する法律案及び農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法案、両案を一括して議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。郡司彰

君。なお、郡司彰君は体調の関係で着席のまま質問をしていただきたいと思います。

○郡司彰君 委員長の御配慮で着席のままさせていただきますことに御礼を申し上げます。

今、大臣から言及がございましたBSEの四頭目が発生をしたということ、それから、昨日、大臣が下関の方においでになったということでございますので、それらも含めまして質問をさせていただきますというふうに思っております。

まず、四頭目のBSEでございませうけれども、今、大臣から言及がございましたような点がございました。私は、昨年の三頭と違いまして、マスコミもあるいは国民の方もということになるのかもしれないが、冷静に受け止めていただいているのかなということでございます。その意味ではこれからの説明についてもより良い流れになつてきているのかなというように思いをしております。

さらに、厚生労働省の管轄とは申せ、お亡くなりになった方がいらっしゃるわけでありまして、その方にも哀悼の意を表したいと思うわけでございませうけれども、ただ、全体で見ますと、それ以外の関連の方も含めて五名ほどの方がこの関係でお亡くなりになっているのかなということをも思いうと、だれによらず、こうしたことを今後とも防いでいく、そのようなことも厚生労働省ということの枠だけではなくて農水省もお考えいただくことが必要なのかなというように感じもしております。

質問に入らさせていただきますけれども、四頭目が確認されたということで、感染ルートの解明がより絞られてきているのかなというふうにも思いますし、更に解明の度合いも進んだのかなというふうな思いがしておりますけれども、この辺についてお聞かせをいただきたいと思います。○国務大臣(武部勤君) まず冒頭に、この四頭目の屠畜場における検査に当たられました女性の獣

医さんですが、鹿児島御出身の方でございます。日本の寒い北海道で大変な責任を感じて自ら命を絶たれたということは誠に痛ましい出来事でございます。まして、御冥福をお祈り申し上げますとともに、私どももそういう事態が起こったということについて重大に受け止めて今後の対応に努力していかなくやならぬと、このように思います。

同時に、五月十三日の四頭目のBSE発生の確認によりまして、直ちに同居牛の追跡調査、飼料の給与状況等の調査を進めているところでございますが、一頭目、二頭目、三頭目と共通する共通項が幾つかあると思っております。つまり、平成八年三月、四月生まれの乳用牛でございますし、代用乳を給与をしていたということも共通項でございます。したがって、この四頭目の対応というのは、私は今後のBSE対策の上で非常に重要だと、このように思っております。

一つは、感染源、感染ルートの究明のためにも、同時にまた、今、委員御指摘のとおり、比較的消費者も生産者も落ち着いているということではありますけれども、もっと明確に、今後更に五頭目が発生した場合でも不透明さを少しでも払拭して冷静に対応できるように諸対策というものを講じていかなきゃならないと、このように考えておりまして、今、共通する項目について重大な関心を持って、非常に大事な情報と受け止めてしっかり対応したいと、このように思っているわけでございます。

既に三月十五日に公表いたしました第二次中間報告におきましては、配合飼料工場のうち四工場については肉骨粉の混入の可能性が否定できないこと、また一九九八年六月以前に輸入されたイタリア産肉骨粉は加熱処理が不十分である可能性が高いこと、そして、一般の代用乳にも関係いたしますが、BSE発生国であるオランダ産の動物性油脂が含まれていたこと等の感染源としての可能性を完全に排除できない事項や、更に確認を必要とする事項を三月十五日、公表させていただきました次第でございます。

以上でございます。

○郡司彰君 今、絞られてきているということの認識だろうというふうに思います。

実は、私、ちょっと心配をしておりますのは、九月の二十日に衆参で初めて、この問題について参議院で行われました。そのときに、私の方のそのときの認識では、大体五つぐらいそういう、済みません、五つぐらいルートとして考えられるんではないかというお話をいたしました。その中でも今で言う代用乳、ミルクについてはどうなんだというお話をしたところ、当時の答弁は、ミルクはあり得ないですねというような答弁だったんですね。

その後、そのことも一つの大きなルートの一つだろうというふうになってきて、それはそれでよかったんでありますけれども、もう少し当初からそういう姿勢が欲しかったなところが、思いがございます。

それから、今、大臣がおっしゃったほかに更にはないのかというところで、私もその後いろいろと現場等にも出向いてお話を伺っている中で、スポーツ的に薬という名前前で与えているものの中にも血粉が入っていたとか、そういう事例も出されてきておりまして、絞り込んでいくということはもちろん大事なことでありますけれども、確定をしない段階では、より更に可能性があるところについては厳重にお調べをいただきたいなという思いがありますけれども、大臣の方から一言いただきたいと思います。

○国務大臣(武部勤君) 今、郡司先生お話しされたことは非常に重要なことだと、このように思っております。

私どもも、一頭目、二頭目、三頭目、四頭目に共通する事項が多いということで、これは重要な情報として、サーベイランスをやる場合に優先順位を付けるとすれば、一九九六年の三月、四月、あるいは一九九六年、それから代用乳の給与というようなことを考えていくのは、これは当然だとは思いますが、やはり大事なことは、予断

を持つてはいけない、幅広にやはりいろんな角度から徹底検証するという姿勢は行政側としてはしっかりと堅持してやらなきゃいけない。

このように感じておりまして、私ども、事務局には、事務局は実際はつきり申し上げて慎重です。予断を持たず幅広にということではなかなか、一頭目、二頭目、三頭目、四頭目を優先して検査するということには、私の口から言うのもなんですが、慎重です。しかし、私も政治的な立場を考えますと、やっぱりこれは全部サーベイランスを徹底してやるんだから、やることすればやっぱり並び替えて順番を付けていかなきゃならぬんじゃないのかというところで、一九九六年三月、四月とか、代用乳とか、それからまだ、十五日に公表した、イタリアから輸入した一九九八年ですか、一九九八年六月以前の問題ですとか、そういうた今まで調査した中でいろんな特徴的なものもあるわけですから、そういうことは十分注意して進めていきたいと、このように思っております。

○郡司彰君 大臣から事務方の方慎重だというお話がございまして、今日、たまたま日本農業新聞に同じような見出しの記事がございます。この見出しは、「BSE検査強化慎重に 農水事務次官」ということの記事でございまして、事務次官が昨日の会見で、九六年三月、四月に生まれた牛を対象にしたBSE検査の重点化について、原因究明のためのサーベイランスの集中をどうするか、もう少し専門家の意見を聞きたい、方法についてまだ絞り込んでいないと、慎重に検討する考えを示したという記事がございます。

大臣の方は逆に、その時期のものについて集中して検査をすべきだということをその前段で述べておられます。やはり大臣、この前の保管事業の肉の関係についても、やっぱり思い切ったことをきちゃんとやってくれるんだなという思いをしていたら、今日の記事を目にして、これは大臣の威令が伝わらないということなのか、その辺のところを非常に危惧をしております、私は大臣の発

言を受け取って集中検査が行われるんだろうといううような理解をしておりますけれども、大臣の方から御発言をお願いしたいと思えます。

○国務大臣(武部勤君) 事務次官と私が多少ニュアンスの違いがあるということ、これはかえっていいことなんじゃないかと、このように思いますが、ある意味ではですね。ただ、最終的な決定は私が判断をするわけでございまして、私はやはり分かりやすく話をする必要があると思っております。

ですから、三月、四月、あるいは代用乳とか共通項目のあるものについては順番を並び替えて優先的にやると。しかし、やる場合に、これは生産者のプライバシーがあります。協力してもらわなかったらできません。強制的にはやり得ません。したがって、協力してもらうためには協力していただくような対策も立てなきゃなりません。

それから、三月、四月だけで二万六千頭で、これをやっていくうちに、五月だとか六月だとか八月に出たということになると、何やってるんだという話になるでしょう。したがって、私は、専門家の意見を聞いたり現場の意見を聞いた、そういうことはしなきゃならぬけれども、しかし、一遍に二万六千頭でやるわけじゃありませんし、一九九六年だけでも十五万頭ぐらい、十五万六千頭いるわけでありましてね。

ただ、私どもが一九九六年のやつを一遍にやりますよと言ったって、十五万六千頭どこでやるんですか。これは屠畜場でやる考えではありません。家保で、サーベイランスということになれば家保でやることになるわけですから、これは結構、それをやる体制づくりをしっかり作っておかなくちゃなりませんし、またいろいろな制約条件があると思えますが、しかし私は、常識的に考えて、専門家の意見も聞いたり、生産者のプライバシーのことでも十分考えたり、協力してもらうという大前提です。ですから、二万六千頭全部一遍にできるということは不可能なんだろうとは思いますが、そういう

う姿勢でやっていくように事務方には検討を指示しているという次第でございます。

○郡司彰君 としますと、前々から議論になっております、じゃ死亡したときはどうするんだというふうなこともつながつてくるんだろうと思うんですね。

この問題については四月の冒頭では、まだどうするか確定はしていないんだ、今後の検討だということでありまして、BSEの技術検討会の方では何か二十四か月以上で死亡した場合にどうなんだという検討もされているということでありまして、今現在のまとまってる考え方、どの辺のところまでなされているのか、それから、方針として具体的に定められたようなところがあると思えば、お聞かせをいただきたいと思えます。

○政府参考人(須賀田菊仁君) 死亡牛のサーベイランスの問題でございます。これも検査体制の問題はございまして、現在、私も、死亡廃用牛の中で中枢神経症状を呈しているものは全頭、それから二十四か月齢以上の牛については四千五百頭という目標を持って取り組んでいるところでございます。

しかし、今回四頭目が出た。しかも、少し状況を勘案しますに、中枢神経症状ということで何か狭く解されているような節もありますものですが、原因が分からなくて起立困難、起立不能といったようなものも、範囲を広げて、このサーベイランスの対象にならないかということで対応するよう大臣から指示を受けているところでございます。

死亡牛自身の対応の問題につきましては、EUと同様、二十四か月齢以上の死亡牛については全頭検査をしたいという目標を持って取り組んでいるわけでございますけれども、年間、二十四か月齢以上だと七万六千頭ですか、おるわけでございます。そうすると、集積場所でございますとか焼却施設でございますとかいろいろ難しい問題があり、しかも腐敗した死体の処理場ということにな

りますので、住民の迷惑もいろいろございますので、いま少しその期間が要するという状況でございますけれども、できるだけ早く体制を整えたいというふうに考えております。

○郡司彰君　滞留しているところの牛がかなり流れ出しているという話も聞いておりますけれども、いずれにしてもそういう問題、年間七万六千頭というお話ですと、今、局長が言われたように、屠畜場でありますと焼却場でありますとか、また人の手当てということも出てくるということ、ふうなことなだろうと思いますが、いましばらくというのほどの程度の期間で今見ていらつしやるんでしょいか。

○国務大臣(武部勤君) いましばらくというのは、まず今、委員お話しのとおり器材を整えること、それから人材を確保すること、そのほかに焼却施設、冷蔵施設等々、そういうったものを準備しなきゃなりませんので、私は全国の全都道府県でやっぱいろいろなばらつきがあると思います。早くできるところもありましょうし、少し時間が掛かるところもあるんだらうと、このように思います。

ただ、その中で、私としては、やはり優先的に急いでもらいたいと思うところというのも当然出てくると思います。あるいは、それは都道府県によって、急ぎたいということで、政府に支援措置を傾斜配分してくれというようなことも出てくるんじゃないでしょうか。そういう意味でも、私はこの四頭目の対応というのは非常に大事だと思っております。

代用乳の時期、ロット、それから九六年の三月、四月というようなこと、これはみんなに共通しているのは、そのほかにはつきり共通しているのは搾乳牛であると。言ってみれば老経産牛であるというようなことになりますと、数の上からいくと北海道が十萬頭ぐらいですね、一九九六年産で十萬頭ぐらいいるわけであります。二萬六千頭の中でも北海道のシェアは当然多いわけでありますから。

そういうふうなことをやはり勘案しながら我々として優先して早くやりたいところ、あるいはもう準備が整ってすぐできるところ、いついつ用意ドンで一斉に並んでやるということではなくてできるところからやる、それから急ぐべきところには特に優先的にいろいろな対策を講じて急がせるようにしたい、こんな基本的な立場で、今、いつまでとは言えませんが、できれば十四年度中です、今年度中にすべて完備して、十五年度から全都道府県でスタートできればなと思っておりますが、これは私だからそこまで踏み切って言えるのかも知れませんが、やっぱりこれ、よく、都道府県とも相談してみなきゃならないので、一応目安としてはそのぐらいでできないかなと。早くやりたいということでございます。

○郡司彰君 大臣の積極的な発言をいただいて、大臣に是非出ていただきたいという思いでお呼びをさせていただきましたが、よかつたなという思いをしております。十五年度からということを、前倒しは私ども構いませんが、遅れることのないように、またお願いしたいというふうに思っております。

次の質問に入らせていただきたいと思います
が、三月の段階だったでしょうか、BSEの新法
について、閣議の決定を経た法案として四月中ぐ
らいにはというお話がございました。その後、ど
のような動きになっていらっしゃるのかお聞かせ
をいただきたいと思います。

○国務大臣(武部勤君) 政府としては、飼料安全法等の關係法の見直しについては、早く提出したいというようなことで検討を進めてきたところでございますが、政府提出予定法案の内容も盛り込んだ総合的なＢＳＥ対策の法案の検討を与党において進められておりますし、現在、与野党間で調整が行われていると聞いております。

したがいまして、このように立法府内で総合的なBSE対策の法案の制定に向けて与野党で真剣に検討されているということにつきましては、BSE問題の解決に向けての立法府の皆様方

の真摯な御努力を示すものと、このように受け止めておりまして、政府としては、立法院のこのような取組を見守っているという次第でございます。

○郡司彰君　そうしますと、必ずしも閣法という形ではないかもしれないというようなことなのかもしれません。

と野党の話し合いということもございました。与野党の話し合いということで、今、大臣の方から総合的なという話もございましたが、時間的なものというふうにとらえるべきなのか、恒久的なものとするべきなのかという議論もあろうかと思えますけれども、大臣のお考えはどのようなところになりますでしょうか。

○国務大臣(武部勤君) これは正に与野党の協議が今大詰めであろうと、このように推測いたしますので、この場では、私からこうあるべきだと言うことは差し控えさせていただいた方がいいのじゃないかと、このように思います。

生産局長の方が少し現場詳しいですから。

○政府参考人(須賀田菊仁君) これも私の意見ではないんですけれども、与野党間の調整の内容を伝え聞いたところによりますと、やはりBSEの蔓延防止、予防のための例えば肉骨粉の使用の規制でございますとか、正に先生今言われた死亡牛の検査でございますとか、今後やはり恒久的に取らないといけないような措置を含んだものについては恒久的なものとすべきではないか。清浄化のために取るようなマニュアル的な部門、基本計画

みたいなものについては期間を定めて対応すべきではないか、こういうようなお話しが進んでいるというふうに聞いているところでございます。

○郡司彰君 私は、それは思ひでもって中身が違ってくる、それを両方合わせてということになればより良いものが出てくるのかと思いますが、私は前々から、新しい新法を作る際には、これまでの畜産の在り方の反省と今後の畜産の在り方というものがあつてしかるべきではないかというふうにな常々言つてきたつもりなのでありますけれど

も、その関係は多分にこの間検討されている中には盛り込まれてこないのかという感じがしております。

その辺のところについて、大臣、法律によらずとすればどのような形で、これまでの畜産の在り方の反省とこれからの畜産の進むべき道を示すようなものをどのような形でどのような場所で検討されるというふうになりますでしょうか。

○国務大臣（武部勤君） 法律によらずとも、これまでもいろんな諸対策講じて、先ほど委員の評価もいただいたように、四頭目が出てても出荷また消費その他平靜が保たれているというのは、私ども厳しい御叱正や御指導をいただきながらそれに対応してきた一つの成果だと、こう受け止めているわけでございます。今後私どもの政策、施策の中で、当然のことながら立法府の意見等も耳を傾けさせていただきながら対応していくということに相ならうと思います。

○郡司彰君　私は、今　大臣がくしくもおつしや
いましたが、法によらずとも対策も行つてきたとい
し、法によらずともそのようなものを出せるという
ようなことがございました。私は、それはそれ
で、たまたまよく動いているときにはいいんだろ
うと思いますけれども、これはやっぱり法治国家
でございまして、法によらずして行うという、対
策は実際にはそれぞれの法に関係をしているとい
うことは十分理解をしますが、そういう形で、そ
ういう感覚で行うことが危険性をはらんでいるん
じやないかなという思いをしております。

例えば、そういうことになりますと、国会での審議というものも十分に行われないというような可能性も出てくる。あるいは、関係をする議員の方や業界の方との話合いでもって決まってしまうのではないかとというようなおそれも出てくる。私は、今回の対策についても、一つ一つこれが間違っていたというようなことをこの場で言うことではなくて、全体としてやはりきちんとした法に基づく形の対処をするというのがあるべき姿ではないかという意味でお尋ねをしたんであります。

れども、その点について、また更にございましたらお願いしたいと思います。

○国務大臣(武部勤君) 今般のBSEの我が国における初めての発生に言いますと、法律がないからといって法律の制定を待つてというわけにはいかなかったらと、このように思っています。

しかし、この経験に基づいて、やはりしっかりとした法治国家として、立法院における法制定の裏付けということが私は大事なことで、このように思っております。

したがって、今回のBSE法の今、与野党の折衝については私も真摯に受け止めて、この場でしっかりと法案にまわっていただくことを我々心から期待をして見守っている次第でございますので、したがって、私が余り予断を持ってここで与野党の協議について意見を申し上げるべきでないということを申し上げているのも、そういう意味で申し上げているわけでございます。必要があれば、私ども国会にまた新たな法案を提出するという機会もありましょうし、立法院におきまして議員立法ということもあるのではないかと、このように思います。

また、食の安全にかかわる問題につきましては、今、包括法の整備を関係閣僚会議でやっておりますし、それは立法院と行政府、それぞれの責任や役割分担に応じてしっかりと対応をしていくことが必要じゃないかと、このように思っております。

○都司彰君 生産局長にお尋ねをしたいと思いますが、四月の四日だったと思いますが、予算委員会の中で質問をさせていただきました。その中で、廃用牛対策事業の関係のやり取りの中で、この対策事業の中でもうけが出た場合には返納させますよというような意味の答弁があったかと思えますけれども、ちよつと全体理解しづらいなという思いをしておりましたが、改めて局長の方から真意というんでしょうか、発言をいただければと思います。

○政府参考人(須賀田菊仁君) 四月四日の答弁、私も意味を十分理解せずに答えていた面がございますので、改めて申し上げたいというふうに思っております。

廃用牛流通緊急推進事業、BSEの発生により農家において出荷できずに滞留している廃用牛の円滑な出荷、流通を促進するというところで農協等が買い上げるということでございます。そして、農協等が廃用牛を買い上げる場合に、農家への支払額が、乳用種については四万円、肉用種については五万円を下回ったときにその差額を助成するという基本的考え方でございます。

もっと具体的な例示で言いますと、現在、老経産牛、規格で言いますとC1、C2という規格でございます。牛肉に直しますと、そうすると、生体で換算すると、一頭当たり一万五千円程度になるかと思っております。一万五千円を農協が農家に支払いました場合は、四万円と一万五千円の差額を助成するという仕組みにしたいということでございます。

前回の答弁の中で返納云々といっていますのは、例えば六万円で売れたのに、六万円で売れたのに四万円の支援をもらっていったような場合には返納をしていただくという趣旨でございます。基本的には、農協が農家に支払いました額と四万、五万の差額を支援すると、こういう仕組みにしたいというふうに考えております。

○都司彰君 いずれにしても、生産者から所有権が都度変わるようなところが出てくるわけですね。それ以降の動きについては、一般的な商取引の中での行為については、一定程度のもうけが出ててもそれは関知をしないといえますか、それは国が及ぶところではないと、そういうような理解でよろしいですか。

○政府参考人(須賀田菊仁君) その程度にもよると思うんですけれども、そんなにタイムラグというのがないし、そう価格大きく変動するものじゃないと思われまして、生体価格、例えば一万五千円農家にお支払いしたと、それ並みの牛肉価格

で売れたということになれば、それはもう農協に、払った以上、農家に払った以上は農協がお取りになってそれは結構でございます。

○都司彰君 よく分かったような分らないような形なんです、全体の事業として、この事業で言う二百億ちよつとというような形だったろうと思うんですが、その中、全体の中で、あの時点では、例えばすぐにレンダリングに回すようなものがあるんだとか、あるいは冷凍で保管をしておいて、あるいは加工の方に回すとかといういろんな、三種類ぐらい道筋があるだろうと。それぞれどのぐらいの比率なんですかということについては、初めてのことでございまして、そこまでは正直把握していないというふうなことがありました。

○政府参考人(須賀田菊仁君) 現在、私どもに上がってきている頭数、一万百二十三頭ということになっておりまして、早いものは今週からでもお支払いをするということとしております。

この内訳、焼却の方へ回すのがどれで、屠畜場から食用に回すのがどれかという、ちよつとまだ把握はしていないわけでございます。

○都司彰君 細かい数字じゃなくて結構なんです、思ったよりも肉として加工の方に流れているというふうなことは傾向としてあるんですか。

○政府参考人(須賀田菊仁君) 牛肉の消費の回復基調といえますが、回復度合いが進んできておるといふことでございまして、大半は食用に回るといふ屠畜に出されるんじゃないかというふうに推察をしております。

○都司彰君 関連性についてはちよつと私の方も細かく分かりませんが、前に大臣が保管事業の關係でもって全部調べますよということになりました。それで、一定程度、思ったよりも保管をする期間といえますか、冷蔵庫に入っている期間といふのが、冷凍庫に入っている期間といふのが相当長くなっているんじゃないかと思うんです。そういうような關係があるのかどうか分かりませんが、この廃用牛の対策事業で冷凍にして保管をしておくと、全部さばけるというふうには当初のぐらいの見込みで全部さばけるというふうには思っていたんじゃないか。今現在、どのぐらいの保管期間ということに見込んでいらっしゃるんでしょうか。

○政府参考人(須賀田菊仁君) ちよつと手元に資料がないんですが、先ほど言いましたように廃用牛の買取りは約一万頭ということで上がってきております。私も一方で、乳用雌牛の屠畜頭数といふのを把握をしているわけでございまして、けれども、このところ、三月、二万四千、四月、二万七千というふうの流れになっておりますので、多くはそういうふうな流れに流れているんじゃないかというふうには思っております。

○都司彰君 余り前の話で現在の実態と合わないのかもしれないんですが、大分、お聞きをしたときに、全体の予算が足らなければ充当をするからいいんだというふうなちよつと説明を受けたんですけど、全体この予算でこの対策はできるといふふうに現在ではなっているんじゃないか。

○政府参考人(須賀田菊仁君) 積算上は確かに肉用種七万頭、乳用種三十万頭で積算をしておりますので、それは一年間のそういう推定をいたしました老経産牛の頭数でございますので、私どもはこの予算で対応できるんじゃないかというふうには思っている次第でございます。

○都司彰君 私は、初めての、突然の取組ですから、積算が振り返ってみて若干違つたなというのは、これは当然出てくるだろうと思っております。しかも、レンダリングの關係あるいは冷凍保管の關係も、これちよつと予測できない期間かもしれないということですから、これは分かるんです。

ただ問題は、全体、この事業団の方に任せをするというふうな形も取るわけでありまして、ちよつとおおそ、その都度チェックをしながら進捗状況をつかんでいくという形を取っていきまじと、終わって、振り返ってみたらばこうだったというの、結果としてうまくいく、いかないとは

また別だと思しますので、その辺はきちんとお願いをしたいというふうに思います。

次に、IWCの関係についてお聞かせをいただきたいと思いますが、昨日、大臣、下関の方に行かれて、テレビで拝見をいたしました。下関で開かれるというのも何年かぶりだというふうに思いますし、二十日からの総会以前に科学委員会でありますとか作業部会の方で種々議論がされてきたかと思いますが、まず総会の前段のそれぞれの委員会、部会でのような議論がなされていたのか、お聞かせをいただければと思います。

○政府参考人(木下寛之君) まず、科学委員会でございますけれども、四月の二十五日から五月の九日まで開かれております。

この中で、海洋生態系に関連する事項といたしまして、鯨の捕食が漁業資源に与える影響の把握を主目的といたしました我が国の北西太平洋鯨類捕獲調査計画につきまして主として議論が行われております。

この中で、鯨が世界全体で二億五千万トンから四億四千万トン、海面生産漁獲量の三倍から五倍というような捕食をしているということにつきましては、数字自体につきましては、これまでIWCの科学委員会あるいはFAOの水産委員会で議論されてきております数字でございまして、それ自体につきましては特段の反論がなかったわけでございますけれども、鯨は有用魚介類ではなくオキアミあるいは深海性のイカなどを主として食べており、漁業資源に影響はないとの主張がなされております。それに対して、私も実施をいたしております北西太平洋の調査の結果によりますと、スケトウダラあるいはサンマなど有用魚種を捕食しているというような実態がある旨、説明をしていくところでございます。

また、鯨類の捕獲調査そのものにつきまして、鯨の排せつ物あるいは鯨の皮膚の調査などによりまして、鯨を殺さずにやる調査によりまして調査目的が達成できるというような主張が反捕鯨側からあったわけでございますけれども、鯨がどの程

度捕食をしているか、あるいは嗜好性はどのようなかということ把握するためには、現在行っております知悉の調査が不可欠だというふうに説明をしていくところでございます。

また、鯨の捕食が直ちに漁業資源に影響を与えるかどうかという点につきまして、反捕鯨側からは生態系は複雑で短絡的に考えるはならないとの主張がなされたところでございますけれども、私どもの方から、現在の海の生態系、決して単純なものとは考えていない、調査計画が最終的に目指している生態系モデルの構築であるというふうに答えたいところでございます。

また、鯨の資源管理に関する問題で、南氷洋の資源状況について議論がなされております。私どもは七十六万頭というふうに推定をいたしておりますけれども、反捕鯨側からは半減しているのではないかというような主張が行われましたけれども、資源量の推定量の上下の変動は調査方法の変更等の技術的問題によるのではないかとというような議論が展開されておまして、引き続き議論がされることになったところでございます。

また、科学委員会に引き続きまして、五月十二日から五月十八日までの間に作業部会が開催されております。

この作業部会におきましては、主として商業捕鯨再開の前提であります改訂管理制度につきまして議論が行われました。この制度の一環でございまして監視取締り制度の在り方あるいは費用の負担などにつきまして各国の立場が大きく異なるところから、総会で更に議論になったと、そのような議論の経過でございます。

○郡司彰君 昨日から始まった総会で、今のような議論を受けて日本の主張、四点ほどあったかと思ひますね、持続的利用の原則でありますとか科学的根拠重視の原則でありますとか、四点ほど挙げておりましたが、これらについて、日本側の主張ということで行われ、どのような結果にたどり着くのかはこれからでございますけれども、予測をなされていらっしゃいますでしょうか。

○国務大臣(武部勤君) 昨日、総会が始まったばかりでありまして、どういうところに落ち着くかというような結論について予断するのはちょっと早いんじゃないかと、このように思いますが、今、委員御指摘のとおり、下関におきます第五十四回IWC年次会合では、我が国としましては、持続的利用の原則、科学的根拠重視の原則、食料問題への長期的対策、文化の相互理解、この四つの原則の下に、資源的に問題がないことが明らかになった場合には科学的根拠に基づき持続的な利用が認められるべきとの立場で対処することとしております。

主要な事項について申し上げますと、IWCの正常化については、持続的利用を支持する小国への反捕鯨国や反捕鯨団体による不当な圧力を排除するため、無記名投票の拡大を要求したところでありまして、残念ながら、昨日否決されているわけでございます。アイスランドでございます。

それから、我が国沿岸の小型捕鯨の要求につきましては、商業捕鯨再開までの暫定措置として、資源的に健全であることが科学的に証明されていることから、ミンククジラ五十頭の捕獲枠を要求しております。

いずれにいたしましても、農林水産省としては、持続的な捕鯨ができるだけ早期に実現されるよう、IWC下関会合において一層努力していく考えでございます。

○郡司彰君 大臣の発言の中で、沿岸小型、ミンククジラ五十頭というのがございました。

この枠を確保するというこの主張は理解をできるものでありますが、先日この委員会が我が党の小川議員が魚のダイオキシンのことについて発言をいたしました。私も大変興味を持って聞いておりました。この鯨についても大分、食物連鎖の関係で地域によっては体内に相当蓄積をされる汚染物質があるんじゃないか、そういう数字が相当出されているようなところもありますけれども、食文化として食べるというふうなことの主張をするのと、そういうものがあるとすれば、食べよう

とする国民に対して情報公開をし説明責任を果たすということもまた必要かと思うんですが、この点についてはどのような科学的な数値をお持ちでしょうか、お答えください。

○政府参考人(木下寛之君) 私ども、鯨類の問題でございます。鯨は生態系の中で上位に位置を占めているということで、小型の魚に比べて水銀の体内での量が多いというふうに私どもも承知をいたしております。

今回、私どもが鯨類の捕獲調査を実施をいたしておりますけれども、この中で、販売に当たりましては、水銀の調査を行い、現在定められております基準値を超える、マッコウクジラがその例でございますけれども、それにつきましては販売をしないよう、実施主体でございます日本鯨類研究所に指導しているという状況でございます。

次に、農業金融二法についてお尋ねをしたいと思います。

まず、この法律の目的でございますけれども、担い手への支援策というふうに理解をしてよろしゅうございませうか。

○国務大臣(武部勤君) 食料・農業・農村基本法は、食料の安定供給の確保、多面的機能の十分な発揮、農業の持続的な発展、農村の振興の四つの基本理念を掲げまして、食と農の一体化の推進を図っているわけでございますが、特に農業政策としては、効率的、安定的な経営体が農業生産の大宗を担う農業構造を確立するということが極めて重要な課題であります。

今回の農業金融二法案は、正に意欲と能力のある担い手の経営改善に向けての取組を支援していくことが重要でありまして、そのための大きな政策手法と、かように考えているわけでございます。

各種制度資金を、担い手の経営展開にとって必要な資金が円滑に供給される、分かりやすく使いやすいものとするを旨として抜本的に見直すとともに、農業法人の育成を支援するための自己

資本の充実のための措置を講ずることを盛り込んでおりました。今、委員御指摘のとおり、今回の農業金融二法案はこれらを踏まえて法案化したものでありまして、担い手に対する支援策を強化するものであると、正にそういう大きな目的を持っているものでございます。

○郡司彰君 理解をしたいと思います。

そこで、半面の部分をお聞きをしたいと思いますが、法人合わせて、個人も合わせて約四十万ぐらいの形を作っているということではございませう。現在の農家人口からすると大半のところは兼業と言われるような形を取っているわけでありまして、この四十万以外への対応ということはどうなるのか、どうなるのか。兼業農家というものの対する国の考え方をこの段階で示す必要があるのではないかと思いますけれども、いかがでございましょうか。

○政府参考人(川村秀三郎君) 新しい基本法の下で農業の持続的発展、それから自給率の向上等を図っていくために、効率的、安定的な農業経営体が大宗を占める農業構造にしていこうんだというのが基本方針でございます。

そういう中核となる認定農業者等を育てていく、それを構造展望では四十万程度を見込んでいくわけではございますが、それ以外の農家につきましては、それぞれ地域におきまして、地域の土地資源でありまして、いろいろな環境でありますとか、そういうものの担い手にはなっているわけではございまして、役割も異なります。ですから、そういう役割に応じた施策は今後とも講じていくということであると思いますが、力強い農業構造という意味ではその認定農業者を中心とした農業構造にしていこう、こういうことでございまして。

○郡司彰君 私、四十万の担い手により効率的な形で支援をしていくということについてはやぶさかではございません。ただ、今言った、一方の、これまで支えてきた、これからは支えていってやらなければならない、特に水の管理でありますとか共同的な作業その他のことを考えて、十分に

相互に理解が得られるような手法をお願いをしたいなということではございます。

そして、この担い手の関係でございしますが、規模の拡大でありますとか技術的な問題でありますとか、規模の拡大には農地の集積ということも当然含まれてくるんだらうと思うんですね。これまでも戦後の流れの中でなかなかこの農地の集積ということがなかなかなかった。今回このような対策を行うことについては、直接に農地の集積ということに結び付く対策ではないというようにもご理解をしながら、しかしながら四十万というものを目指すことについては、じゃどうしていくんだというところが今回の対策のほかにあるとすればお聞かせをいただきたいと思えますし、連携といいますか、関連をして、この対策が引き続いてそういう農地の集積ということにも結び付くのかどうかということについてお聞かせをいただきたいと思えます。

○政府参考人(川村秀三郎君) 平成十二年三月に公表いたしました農業構造の展望におきまして、平成二十二年までに農地利用の六割程度、これは実数量として二百八十二万ヘクタールでございしますが、これが効率的、安定的な農業経営に集積するものと見込んでおります。

現時点でございますが、平成十二年度末現在で二百十五万ヘクタールということで、目標の七六％というところで集積が行われております。ただ、近年やや漸減傾向にあるというところは否めないと思えます。これは、農産物の需要低下等ございまして、担い手の規模拡大意欲が抑制されているというところが一点ございまして、それからまた、受け手の方から見ても、その集団化等望ましい農地がなかなか集まらないということもございまして。

こういった背景があるわけではございますが、今後その担い手への農地の利用集積を図ることは非常に重要なことでございまして、基本とも言える問題でございまして、今後の基本的な方向として四つほど考えてございしますが、一つは、担い手

のニーズに合った農地の集団化など効率化を重視しました農地利用計画の策定、地域の合意形成活動の体制強化ということで、これまではどちらかというと量的な集積が中心でございましたが、質を高めるといのが一点でございます。

それから、二点目といたしまして、これまで全国画一的な集積に努めておたわけでございしますが、やはり加速化する意味では、流動化の推進、条件が整っている、つまり基盤整備事業が進んだところでの掘り起こしをより重点化した方がいいのではないかとこの二点目でございます。

それから、やはり農地の保有意識の高さというものも相変わらずでございますので、農作業受委託ということでもその規模拡大を図っていくということも必要であらうというのが三点でございます。

それから、規模拡大の投資意欲を高める意味では、やはり売れる物づくりといいますが、そういう販路まで考えた取組というものが必要でございまして、生産、流通、加工と一体となった農地流動化対策というようにございまして、四つの観点から取組を強化してまいりたいと思えます。

今回、資金の内容を整理しまして使いやすさのものにしたということもありまして、公庫資金の中では土地等取得資金もございまして、運転資金の長期の貸借権の一括前払というようにございまして、これも一つの有力な支援策になるというふうに考えているところでございまして。

○郡司彰君 公庫資金についてお尋ねをしたいと思いますが、特殊法人等整理合理化計画が出されておりますが、住宅金融公庫については五年以内の廃止、それからそれ以外については抜本的な見直しということで、民営化なら廃止への過渡的な段階措置かなというようにお考えをされているわけでありまして、この観点からいって、今の政策金融の見直しの議論、農林公庫についてはどのような議論がされているか、お知らせいただきたいと思えます。

○国務大臣(武部勤君) 農林公庫を含む政策金融八機関について、御案内のとおり、昨年十二月に閣議決定されました特殊法人等整理合理化計画におきまして、まず一つは民業補完、二つ目には政策コストの最小化、三つ目には機関・業務の統合合理化の原則の下に抜本的な検討を行い、公的金融の対象分野、規模、組織の見直しを行うこととされているわけでありまして、これを踏まえて、経済財政諮問会議におきましては、政策金融について議論すべき点として、以下五つ挙げております。

まず第一は、経済社会の構造変化を踏まえた民間金融と公的金融の関係。二つ目には政策手段の選択、融資という手段が適切かどうかということでありまして。三つ目には公的金融の効果及びコストの評価。四つ目には現下の金融経済環境における公的金融の役割。五つ目には借り手側から見た公的金融の役割。こういった論点が提示されております。後半には政策金融八機関の今後の在り方が検討されるものと承知しております。

○郡司彰君 財務大臣が、民間の方が十分に機能を果たしていないことだから政策金融が必要だというような委員会での答弁をされているのでありますけれども、逆に考えますと、民間が十分な機能を発揮するような状況になれば、これは政策金融機関というのは廃止をしてもよろしいというようにお考えでよろしいのでしょうか。

○政府参考人(川村秀三郎君) 農林公庫が融資をしております融資は、通常、民間で対応できないものをやっているわけではございまして。

これは、まず融資期間でございまして、民間はどうしてもその原資が限定されますので、長期のものにはなかなか対応できない。それから、資金規模といたしまして大型のものはなかなか対応できないということがございまして。それから、農業の場合はやはり自然を相手にしておりますので、自然災害等に見舞われるということもございまして、それからその経営ノウハウという

ものを十分診断をしまして、物理的な担保等ではなくて、その人が持つておる経営能力、そういうものも評価をできるといったような農業の特質に対応した機能を持つております。

そういうことを考えますと、これは民間が対応できない部分かなりあるということ、もちろん民間ができることは民間ということで、もちろん民間ができませんところは民間ということで民業補充に徹しますけれども、民間で対応できないところを公庫は今後ともやっていかなくてはならないというふうに考えているところでございます。

○郡司彰君 長期ということについて今お話がありましたし、低利ということもあるんだろうと思ふんですけど、低利の問題については今おっしゃりませんでしたけれども、現行の状況ですともう低利ということに対してのメリットはほとんどないんじゃないかなという感じがいたします。長期ということについては確かにあるというふうなところもありまして、本当に政策金融機関というものがなければいいのかどうかという議論で、そこまで長期ということだけでみんなが納得するのかなという思いがあるんですが。

これはこの公庫についても、おおよそ単年度で見れば国からの持ち出しの方が続いているという状況だということ認識はよろしいでしょうか。

○政府参考人(川村秀三郎君) 民間のあれに比べまして農業というのは極めて収益性が低いし、その回収に長期間を要するということがございますので、やはり低利の資金を供給していかなくちゃいけないという機能も必要でございます。そのためには、やはりその調達資金との間の、末端の金利との間の、逆さになっておりますので、そこを補給するということはやっておりますし、今後必要であろうと思っております。

○郡司彰君 私は余りそのような感じはいたしませんで、逆にもう基盤整備の管理が徴収に特化をしてはいいではないかなというふうな、極端に思えるかもしれませんが、そういう意見を持つております。こういうことが、私だけではなくて結構多くの方の意見としてそういうものがあるんだ

ということも含めて、どのようにお考えでしょうか。

○政府参考人(川村秀三郎君) 多少繰り返してなっておりますが、農林公庫資金、確かに金利は現在民間との金利差が極めて小さくなっておりまして、有利性が薄れてきているというのは事実だと思っております。

ただ、農林公庫の融資は長期かつ固定金利でございます。市場金利が上昇局面にあっても貸出し金利は上昇しない。それから、農業の特殊性を踏まえまして、農業者の経営能力を重視した融資審査ノウハウを蓄積しているということもございまして、また、これもちょっと繰り返して恐縮ですが、自然災害等により返済に支障を来した場合に償還条件の緩和を弾力的に行っているといったようなことなど、民間の金融機関の融資とは異なる特質を持つていっているわけでございます。

それから、融資期間につきましても、農協等民間機関の場合は調達資金のほとんどが一年物の定期預金でございますし、それから民間の金融機関としましては十分な債権保全を必要とするというようなことがございまして、例えば償還期間が十五年を超えるような超長期の融資、それから機関保証の付かない融資というものはなかなか民間では対応が困難だということでございまして、そういうものについては公庫が対応していくということであろうと思っております。

特に、担い手の育成という意味では公庫はこれまで非常に重要な役割を果たしてきておりますので、今後とも、民業補充に徹するということは当然でございますが、公庫が対応していかなくちゃいけない部分があるというふうな我々としては認識しております。

○郡司彰君 それぞれ考え方が違うというふうな感じでございます。十五年以上とか、それから一千八百万以上とかということも、必ずしも私は民間でそんなにできない話ではないなというふうな感じがしております。私の方は、改めてでありますけれども、先ほど言いましたように、基盤整

備の管理あるいは徴収に特化をすべきではないかというふうな意見でございます。

近代化資金についてもお聞かせをいただきたいと思ひますが、認定農業者向け資金のうちの確保資金というのがあるようでありますが、どのような制度なんでしょうか。

○政府参考人(川村秀三郎君) この認定農業者育成確保資金でございますが、先ほど来申し上げておりますように、我が国農業の持続的な発展のために、経営感覚に優れた効率的かつ安定的な経営体を育成するということが急務でございます。こういう効率的、安定的な経営体の核となるのが認定農業者でございます。この認定農業者に対する金融政策というのが担い手の確保のための大きな柱になります。

そして、経緯的に申し上げますと、平成六年に公庫の方にスーパール資金ということが設けられたわけでございます。これは公庫でございまして、農協系統もこの認定農業者に対して積極的な資金供給を行っていくことが重要ではないかということで、平成十年にこの前身でございます認定農業者育成推進資金という資金が設けられました。これはウルグアイ・ラウンド対策の一環として行われてまして、ウルグアイ・ラウンドの対策の終了とともに十三年度に衣替えをいたしまして、認定農業者育成確保資金ということで変更になっているところでございます。

○郡司彰君 これは具体的には農水省の中での検討で生まれたことなんでしょうか、それとも、どこかの地域でもって行われていたものを農水省で広げたということなんでしょうか。

○政府参考人(川村秀三郎君) これは、いわゆる公庫資金を使ってスーパールが発足したということ、認定農業者を育成するというのは、単に公庫の問題だけではなくて、農協系統組織としても自ら取り組む必要があるということでございまして、その系統サイドからの要望等を踏まえてできたものでございます。

○郡司彰君 実は、たまたま私、茨城であります

けれども、茨城でもこういうものを作った今のような形になっているということもお聞きをしております。

お聞きをしたのは、いろんなメニューがあつてしかるべきで、時代に合ったようなものを作っていくということもそうなんでありまして、けれども、この制度そのものも言わば現場の方からでき上がつてきたようなメニューなんではないかなという感じがしております。そういう意味で、農水省の方のこのメニューの選択といいますか、どういうものを作っていく、あるいはこれまでであったもので絞つてもいいんじゃないかというふうな、そういうところももう少し民間の方にお任せしてもいいんじゃないかなというふうな意味でございます。

それから、近代化資金、先ほど午前中の質疑の中で、用途が制限をされているというところからなかなか使いづらいんだというふうなお話もございました。それも当然あるんでありますけれども、実際に農家の方々とお話をしておりますと、近代化資金というのは結構嫌がっているんですね。嫌がっている理由は何だということ、簡単に言うと会計検査院が入るじゃないかと、そういうふうな話をする向きもあるんですね。これは余り芳しくない話かもしれませんが、現実問題としてそんなようなことがございます。

この会計検査院でありますけれども、例年いろいろな事業に対して指摘をしているわけでありまして、けれども、この農業金融についてここ数年來どのような指摘があったとか、傾向とそれから農水省が取ってきた対策についてお聞かせをいただきたいと思います。

○政府参考人(川村秀三郎君) この農業近代化資金につきましては、利子補給等国庫が入っておりますので、会計検査院が検査に入るといことはやむを得ないところでございますが、農業近代化資金につきましては最近の指摘をいたしましては、取得した特定高性能農業機械の利用面積が、農業機械化促進法に基づき都道府県が定めた導入計画

の下限面積よりもかなり低いものに利子補給をしてきたものなどが見られまして、効果的な事業実施とは見られないものとして、平成元年度から十年度までで利子補給補助交付金の二億百七十万円、二千六百件が該当するとの指摘を受けてございます。

農水省といたしましては、都道府県の導入計画に即したものとるように周知徹底を図るとともに、その趣旨を都道府県の農業近代化の融資取扱要領等において明確化し、適切な運営を行うように各都道府県に對しまして指導通知を發出して指導したところでございます。

今後とも、こういう会計検査院からの指摘を受けることのないよう十分留意をいたしまして、資金制度の運営に当たってまいりたいと考えております。

○郡司彰君 今の事例は、例えば十二年のA県のトラクター導入のことなんだろうと思いますが、下限が十五ヘクタールとされているのに実際は一・八ヘクタールとか、余り乖離が激しいなというところがございますし、それから八年、九年度ぐらいからずっと読ませていただきましたが、問題が起きていることは少しづつ違つて、決まって指導をきちんと行うようにする、周知を徹底をするというふうな形でもって繰り返しをされているんじゃないかと思ひますね。

この関係で、これは一般的に世の中というのは大体こういうものなんだと、毎年このような形で推移をするということが、世の中というのはそんなものじゃないかというふうな見方もあるかと思ひますけれども、多年にわたって同じような指摘があり、同じような改善点が出され、農水省がそれを行うというふうな形だろと思ひますが、何かその辺について改めるべきところとか、あるいは根本的な問題があるんじゃないかという考えがございますならば、お聞かせをください。

○政府参考人(川村秀三郎君) 誠に残念でございますけれども、確かに、毎年このようにこういふ不

当事例等があるわけでございます。

ただ、中身としましては、また同じことの繰り返しというだけでは必ずしもないわけでございますが、やはり基本的に、こういった基準といひますか、あるいはそういうルールをしっかりと守つていくということが基本でございますので、本當に申し訳ないと思ひますが、更なる徹底を図つていくしかないのかなというところで、御理解をいただきたいと思ひます。

○郡司彰君 今の答弁にどうのこうのということではないんですが、私は、時によつてはメニューの質の問題があるんじゃないかなという感じがしております。例えば、こういう形で借りたけれども途中で付いてくる事業の作物が変わつたとか、そういうこともこれはいかにぬぞということに含まれてくるわけですね。

そういうことを含めて、先ほどのような話だけではなくて、例えばメニューも考えれば何とかそういうものも防げるかもしれないし、使う方にとつても良くなるんじゃないか、そういう検討がなされているかということなんです、どうでしょうか。

○政府参考人(川村秀三郎君) 確かに、資金を借りられる方にとつて資金がそれこそ分りやすく使ひやすいということ、ルール違反にもならないようなことが、資金の整理がされるということが重要だろうと思ひます。

これは正に、今回のこの資金の改正は、そういう観点を十分入れまして、かつまた借りられる方々のニーズを踏まえて、できるだけメニューを単純化するとか統合するとか、そういう努力をしているところでございます。

○郡司彰君 今のそのことについてはまた後ほどお聞きをしたいと思ひますが、近代化を除く制度資金と生産調整の関係でありますけれども、現在、この関係はどのようになつていらつしやいますか。

○国務大臣(武部勤君) 生産調整と制度資金の関係であります、現在、通知上は、農業近代化資

金、農業改良資金、農林漁業金融公庫資金のうち経営体育成強化資金等に関しては、生産調整実施者に対する融資を優先するよう配慮することにしたしております。

また、農林公庫のスーパー資金の融資対象者は認定農業者であるが、通知上、生産調整が考慮されていない場合は認定要件に該当しないこととされております。

このように、現在は、制度資金は生産調整の実施を前提とした運用がなされておりますが、生産調整については現在、見直し、検討が進められていくところであります。生産調整と制度資金の関係についても必要に応じ、この検討状況を踏まえまして検討していくことになるかと、かように思ひます。

○郡司彰君 そうしますと、大臣、秋口から具体的に生産調整の話も出るんじゃないかということになつておりますが、そちらの方の話が一定程度落ち着いた段階では、自動的にいひますか、もちろん改正の必要がありますけれども、こちらの方もそれに合つた形でもって再度改正をするということ、理解をしてよろしいですか。

○国務大臣(武部勤君) 必要があればそのことを考慮に入れなきやありません。

また、先ほど来、委員と経営局長の議論を聞いておりまして、私も今、「食」と「農」の再生プランを発表いたしました。その中で、意欲ある経営体が、最初は発展するという文言だったんで、特にその中で私は、これから法人経営ですね、経営の法人化による農業構造改革というものが相当大きく前進していくであろうと思ひますし、そういうもくろみを持つて今計画を策定いたしております。

つまり、生産、流通、加工ですね、法人経営によればそういったことが可能になるわけであります。この金融二法についてもそういう新しい農業の構造改革ということを大前提にして今回、国会へ提出させていただいているということも御理

解いただきたいと思ひます。

そういう意味では、より政策金融の重要性というものは私は増していくのではないかと。また同時に、一方において、民間金融機関が農業という、農村という新しいビジネスチャンスがここにたくさんあるんだということで注目してもらつたような努力も当然していかなきやならないと、このように思つております。

○郡司彰君 時間の関係で、幾つかまとめてお話をさせていただきますと思ひます。

先ほど来からありましたように、制度としてあるけれども実際には余り使われていないような制度というのがあるのかどうか。

また、先ほど十五年という長さ、あるいは一千八百万という額の問題を超えて公庫というものがあるんだという話がありましたけれども、制度の中身としては、しかしながら、同じようなものを双方で持っているというふうなことに結果としてはなっているんじゃないかと思ひますけれども、そのような傾向が当然だといふふうなことで理解をしていいのかですね。

先ほど話がありました、メニューの単純化もやはり議論をしているんだということでありまして、具体的にどのよう議論をされているのか、お聞かせをいただきたいと思ひます。

○政府参考人(川村秀三郎君) これまで制度資金につきましては、その時代の経過等に応じまして、またニーズの変化に応じまして見直しをしてきているところでございます。

例えて申し上げますと、農林公庫資金でございますが、平成六年度に、認定農業者制度の発足を踏まえまして、これまでございました総合施設資金を廃止をいたしまして、スーパー資金を創設したというのがございます。また、平成十三年度に、実績が低調な土地利用型農業経営体強化資金を廃止をいたしまして、経営体育成強化資金を創設をしたというのがございます。また、今年度は、ただいま御審議をお願いしておりますように、実績が低調な農業構造改善推進資金を廃止をいた

しまして、経営体育成強化資金の対象を全農業種目に拡大するといった等の見直しを行ってきております。

また、農業改良資金につきましても、これまで適宜、生産方式改善資金の対象技術の見直し等を行ったところでございますけれども、今回、経営規模の拡大資金や農家経営改善資金の実績が低調であるということも踏まえまして、全資金を、今まで五種類ありましたが、これを廃止をいたしまして、高リスク農業へのチャレンジのための資金を創設するというようなことをしたところでございまして、今後とも適切にこういった見直しをしたいということでございます。

○郡司彰君 次に、法人の関係をこれからもちろんとしていくというこの法案の趣旨にもあるわけでありまして、日本農業法人協会というのがございまして、私どもが先般訪れた農業法人もここに入っているんだというような話をされました。

そこで私は、農業法人協会の資料を取り寄せてみましたところ、全中でありましかあるいは農業会議所とかという形のところが、これは正会員なんでしょうか、違うのかも知れませんが、加盟をしたような形になっております。

系統がいろんなところに絡みながら全体、日本の農業を考えていくということについては、いささかもおかしいというふうな思いを持つものではないんですけれども、これまでの流れからすると、ややもして、系統の中では株式会社社の参入はどうしたものかなという議論が続いてきた。そして、今このような形を取っておりますけれども、法人の方からしても、系統が入ることによってどうなるのかなという感じが持っているとところがあるかと思うんですが、その辺のところについては、農水省としてはどのようなお考えでしょうか。

○政府参考人(川村秀三郎君) 今お尋ねのありました日本農業法人協会でございますが、これは農業を営む法人の経営確立、発展のための調査研

究、それから提案・提言、情報提供の活動を進めるということによりまして、我が国農業・農村の発展と国民生活の向上に寄与するということを目的として、平成十一年六月に設立されたものでございます。現在、今御指摘がございましたように、JA全中中等が日本農業法人協会の賛助会員として入っております、JA全中なり全農の役員が法人協会の理事、これは非常勤でございますが、務めてございます。

これはどういうことかといいますと、JAの全国大会におきまして、農業経営の法人化を支援するというところで、JA系統も法人化というものは重要だということの組織決定をしているところでございます。そういう決定を踏まえまして、JAグループを代表して賛助会員になったということでご承知しております。

ただ、これが賛助会員になっておりまして、また役員、非常勤にもなっておりますが、賛助会員でございますので、この法人協会の最高の意思決定であります総会、これについては正会員のみでございまして、議決権は、議決権を有しているわけではございません。また、役員会も多数決による議決がございまして、全役員十八名のうちの系統の役員は二名ということでございますから、この本協会の実質的な運営が系統から圧力が掛かるようなことは、あるいはまた支障が生ずるといったようなことはないというふうに認識をしております。

○郡司彰君 民主党の部会で、三重県の農事組合法人のモクモクというところにお邪魔をいたしまして、いろいろ見させていただいて、聞かせていただきました。その方からいただいたものがあるんですけれども、その中で、系統に対してはどのようなお考えをお持ちですかという中で、これは系統だけじゃないんだけれども、農業全体でマーケティングの問題、それから金融の問題、人材、この三つが農業に不足しているんじゃないかなというお話をされておりました。

した系統との絡みが必ず出てくるわけでありまして、それとは別にしましても、担保が根抵当になる、そして次の融資といいますが投資といいますが、運転資金を借りたいというときに、そういうものが邪魔になってなかなか借りられないという話がありました。

私は、先ほど大臣が、政策金融というものはやっぱりこれから必要なんだよというときの話、こういうときに何か知恵が出せるというところが、そうだなということになってくるんじゃないかなと思いますけれども、現状そのような現実の話として出されてきていることにしまして、政策金融としてどのようなお考えをお持ちでしょうか。

○政府参考人(川村秀三郎君) 農業法人と農協との関係でございますが、これまでのあれでは、確かに農協と対立をしたり農協離れをしている法人というのが多々あったわけでございます。ただ、今後、地域での農地の集約化を進めるとか販売のシェアを広げるとか、そういうことではやはり連携をしていくということも模索をされております。そういうことで、いろんなケースがあるかと思っております。

ただ、金融面では、農協系統だけではなくて、公庫の活用というのにも図られておりまして、特に法人系統は公庫の利用が非常に高うございます。そういう意味で、公庫資金は法人経営の育成にかなりの寄与をしているということが言えるかと思っております。

○郡司彰君 今、担保が根抵当になっていて、そういうときでも公庫の方では貸してくれるのかという、必ずしもそうはならないわけですね。そういうことで、結局は市中の一般の銀行に融資をお願いをするという形が多々あるんです。

ですから、今答弁があったように、そういうときの公庫だということより具体的な示していただいて、実際に融資が受けられるような、そういう体制を作っていただきたいと思うんですが、重ねてお願いしたいと思っております。

○政府参考人(川村秀三郎君) 正に公庫の機能と

いたしまして、物的担保とか人的保証で、それを得られなければ融資をしないというのが方針ではございません。その経営体の経営能力等を十分審査をいたしまして、物的担保なり人的担保がなくても融資を行うという、そのための融資のノウハウ、そういうものを蓄積してきているところでございます。そういうことを、今おっしゃったとおり、完全に機能していないという御指摘もあらうかと思いますが、ますますその機能を高めないと、ほかのところではそういうところに対応できないというふうな認識しておりますので、先生が御指摘のような方向で更に努力をしていきたいというふうに思っております。

○郡司彰君 それから、系統の金融関係がこれからまた大変重要な役割を果たすようになるわけでありまして、自己査定等については、これはほかの銀行等と物差しが同じであって当然しかるべきかなという感じがするんですが、それ以外の負債の質やその他が若干違ってくる、それから、地域に開かれた、今のところの銀行と物差しが同じでいいのかという議論が出てきているわけでありまして、これについて農水省はどのようなお考えでしょうか。

○国務大臣(武部勤君) まず、今、経営局長が答えたことに関連して申し上げます、先ほども言いましたように、今度の金融二法というのは農協改革と不離一体のものであります。

私は、午前中の衆議院における農水の質疑の中で、BSEに関連してでありますけれども、あの報告は、農水省解体か改革か、どっちを選択するんだと、このように宣言されたというふうな重く受け止めていると、こういうふうな申し上げました。正に農協も改革か解体かというようなことを迫られていると思っております。

公庫資金について言うならば、農協が貸さなければここの道があるわけでありまして。私は、そういう意味では、農協も本当に原点に戻らなければ立ち行かなくなる、もう今までのように何かい

ろんな制約条件付けて引き止めようというようなことはもう当然できるような状況にないという認識でありますし、農林水産省としても、そういう考え方でこれから農協の改革というものを迫っていきたい、このように思っているんです。僭越な言い方かもしれませんが。

しかし、事ほどさように、私も、今回のこの金融二法の改革というものは、それを助長するためのインセンティブになる、あるいは牽引力になる、こう思っているわけでありまして、農協金融についても、他の金融機関と同様に自己査定を適切に行い、不良債権処理を的確に進めていくことがこれは不可欠でありますし、自己査定に当たっては、融資先の債務者区分についてもその状況を総合的に勘案し、その経営実態を踏まえて判断するということが当然迫られるわけでございます。

なお、農協が農業者に対して融資を行う際には、適切な指導を行い、返済不能状況に陥らないようにすることが大切でありまして、そのことも私ももしっかり指導してまいりたい、このように考えておるわけでございます。

○郡司彰君 大臣、負債という言葉がございましたが、ほかの金融機関と違いますのは、例えば農協の場合には、ほとんどが畜産がこれまでも多うございました。BSEの関連でこれからますますその関係の負債が増えてくるのかなという思いがしております、これはもう責任がどこにあるかというようなことと金融の問題はまるつきり別かもしれません。別かもしませんが、多分にそういう傾向がこれから出てくるだろう。そのときに、ほかの金融機関と同じように負債という額だけで判断をするという物差しがどうかというふうなことでもございまして、これについてはまた内部でもって検討をいただきたいというふうに思っております。

それから、農協の改革が進んでいるかということについても言及がございましたので、細かくお話をさせていただきたいと思いますが、経営管理

委員会を作ろうというようなことが昨年の農協二法の中でもうたっておりまして、実際はどうなんだということになりますと、なかなか実態が伴ってきいていないのではないかなというふうに思っておりますが、現在、連合会あるいは単協の段階でどのような状態になっているか、把握をしていらっしゃると思いますでしょうか。

○政府参考人(川村秀三郎君) 時間の関係もございまして、数字を申し上げます。

本年四月段階で経営管理委員会制度を導入している組合は三農協、それから二十三連合会の計二十六組合に増加をしております。それから、全農、全共連は来年の予定でございまして、本制度を本年七月から前倒しで導入するということになっております。それから、また質的な話といたしまして、全農等におきましては、青年部、女性部代表を経営管理委員会の委員とするということも決定をしております。

○郡司彰君 県段階では半数近くできてきたと、しかし単協段階ではまだ三つだということだそうでありましてけれども、これは、法に従いましてやはり作るということが好ましいということであれば、指導として今後どのような形を考えていらっしゃるでしょうか。

○政府参考人(川村秀三郎君) 正に昨年の農協改革二法でもいろいろ御説明したと思いますが、昨今の経済情勢の中で農協が生き残るためには、正に執行体制と経営管理という役割分担等が不可欠でございますので、我々としては、これが迅速に普及するように更に力を入れてまいりたいというふうに思っております。

○郡司彰君 時間がありますので最後にしたいと思いますが、今、執行体制という話がございまして、同じ二法の議論の中でも、兼業はどういうかとか、それから定年制をどうしようという議論がございました。いずれも、兼業については大分良くなってきたという話は聞いておりますが、執行体制のその定年等については内部の判断にゆだねるというような形にもなったわけであり

ますけれども、これは今どのような中身として改革が進んでいるんでありましようか。また、農水省としてはどのような関心をお持ちでしょうか。

○国務大臣(武部勤君) 昨年の農協法改正によりまして、農協の常勤理事三人体制の兼職・兼業規制の強化等、業務執行体制の強化を措置したところでございます。全農などでは青年部代表が経営管理委員となり、全国農協中央会では役員の定年制を導入したところでございます。

農水省としても、農協の運営に青年部、女性部や法人を含めた担い手の意向が十分反映されることが重要であると考えておりまして、業務執行体制の強化に向けて適切に対処してまいりたいと、かように考えております。

○郡司彰君 要は質をどう変えるかということだと思っております。ただ、年齢が若くなればとかということではないんだと思えます。

そういう意味では、農水省が行おうとしている新しい農業への取組、躍進ができるような体制をやっぱり系統の方でも作っていただかねばいけません。それは、基本は自助の努力によらざるを得ないわけでありまして、今までの体質等を考えますと、そうそう簡単に変わるというような思いがなく、逆にそういうようなものが自助努力で変わっていれば、昨年の農協二法なんか別に要らなかったんではないかなというように思っています。おりますので、その辺は、任せるところは任せながらも、強い注意力を持って進んでいただきたいというふうに思います。

これで終わります。

○渡辺孝男君 公明党の渡辺孝男です。

農業金融関連の二法案の質問に先立ちまして、二、三質問をさせていただきます。

まず最初に、武部農林水産大臣が四月下旬から五月の初めにかけて、WTO農業交渉対策やあるいは食の安全性、栄養及び食生活に関する調査ということで海外出張されまして、帰国されていたわけですが、その後の初めての参議院の農林

水産委員会ですので、その成果についてまずお伺いをしたいと思います。

○国務大臣(武部勤君) 来年三月に予定されておりますWTO農業交渉のモダリティー確立に向けまして、ゴールデンウィークを利用してヨーロッパに行つてまいりました。

ムアWTO事務局長及びハービンソンWTO農業委員会特別会合議長と会談いたしました。日本提案についていろいろ説明もし、理解を求めた次第でございます。

ムアWTO事務局長の印象は、やはり全体のバランスということを強調しておりました。しかし、私も今回EUに参りまして感じたことの印象を、二お話ししたいと思います。新たにEUに旧東欧諸国が参加するというような動向を踏まえまして、従来のような直接補償といえますか、という考え方も、農村振興とか環境とか食料の安全というようなことについて非常に傾斜的に政策を展開しているというところがあるように思いました。これはある意味では、我が国が主張しております農業の多面的な機能、多様な農業の共存、あるいは食料安全保障ということと符合するわけでございまして、その意味では意を強くいたしました。同時に、英国などは、環境・食料・農村振興省、農村地域省とも言うんです。農水省とか漁業省とかというのは、もうヨーロッパでは余りそういう呼び方をしないぐらいに考え方というものは変わってきております。つまり、農業に対するあるいは農村に対する見方が変わってきているという印象でありまして、たまたま英国でコッズ・ウォルズ地方の酪農地帯の視察をしてまいりましたし、肥料を使っているところでありまして、耕地をまた森林に還元しようとしていたところ、耕地面積が小さく、小さな池、池を見に行かないかと言われましたから行きまして、そこにはカモが来るようにするために百万円年間直接補償をいただいているというふうな話も聞きました。驚いたんでありますけれども、ハービン

ソンさんは英国の出身でありますので、そんな話をいたしまして、なかなか議長という立場で明快なお話がしづらい立場にある方であろうと思いますが、私も私にも対しまして率直な意見を述べていただきます。私も非常に意を強くした次第でございます。

EU議長国でありますスペインのカニエテ農業・漁業・食料大臣との会談におきましても、今後、EUと日本とのスタンスというのは非常に近いんだというようなことで、これを更に強化していくということを確認したところでございます。

英国の食品基準庁のクレプス議長ほかとの会談におきましては、食の安全性確保のための食品行政の在り方について率直な意見交換を行うことができたのでありますが、我田引水になるかもしれませんが、この食品基準庁というのは、関係や政治家を排除するというところを一つの大きな看板に掲げて仕事をしているところなのでありますけれども、私も私どもとかなりの激論といえますが、中身の濃い議論をいたしまして、政治家の存在ということも認識を新たにさせていただいたんじゃないかと、このように思っております。

いずれにいたしましても、今回の訪欧によりまして、今後のWTO農業交渉、非常に大変だという思いを強くいたしました。WTO関係者の我が国の提案内容に対する理解の促進でありますとか、日本とEUの関係の連携につきましても、今年度行ってみてEUも変わってきているぞ、ある種去年とは違うぞという、そういう印象も受けましたが、なおかつ我が国も変わっているということ、BSEを契機に、「食」と「農」の再生プランについても私もいろいろ披露して、議論を深めさせていただきまして、EUも、日本も変わってきているぞという、そういう、ともに変わってきているぞという認識の下に連携の強化ということが私は深まったと、このように認識しております。大変有意義なものであったと、このように考えているわけでございます。

御質問にはございませんが、アメリカの新農業法の問題も、私は別の角度でもう少しの中身を注目する必要があると思います。調査する必要があると思えます。どういう考え方でアメリカが今度の新農業法に基づく保護水準といいますが、単なる保護水準なのかどうか。やはり農業の多面的機能とか、農村地域の振興とか、環境とか、食の安全とか、そういうふうなことが一つの流れになつてきているような気がいたしました。その中身をよく吟味した上で、今後、WTO交渉の場で私どもは話合いを、議論をする必要があるように思っています。それも今度の訪欧で感じた一つの印象でございます。

○渡辺孝男君 今、大臣の御報告をいただきました。日本の目指している多面的機能の評価あるいは食料安全保障等が少しでも理解していただけたらという新しい状況も出てきたというふうなお話を聞いて大変うれしく思っているところでございます。この点は、また後でこれからいろいろ議論になることだと思います。

次に、先ほど大臣の方からBSE四頭目の発生に関して御報告があったわけですが、このBSEの問題について少し質問をさせていただきたいと思えます。

第四頭目のBSEの発生で、牛の組織の一部を試験研究用利用するということになったわけですが、これも、これはどのような組織を試験研究用に使って、今後どのような研究を行っていく方針なのか、担当の部署が厚生労働省ということになりますので、厚生労働省にお伺いをしたいと思えます。

○大臣政務官(田村憲久君) ただいま先生からお話ありましたとおり、五月十三日、四頭目ということで、牛海綿状脳症の検査に係る専門家会議というところでクロダということと結論が出たわけでありまして、この中におきましても、この牛の部位を研究に活用することは重要だというふうな御意見をいただきました。すぐに帯広畜産大学の方から申出をいただきました。そこで、当該牛の

約二十四部位ですか、先生は御専門でございますからお分かりだと思っておりますが、交感神経管でありますとか、又は腎臓、第八肋間神経と第八肋間筋等と脊髄神経節、更には筋肉、扁桃等、二十四部位を、これを検査いたしますか、研究のために今回取ったと。

今までは、流れ的には食肉のルートに流れるものでありますから、分かつたときにはもう焼却といいますが、処分されたとかしておったわけでありまして、今回は病畜ということでございます。また、今回は病畜という方から保管されておったということで、このような形で各部位というものが研究に使われるということが可能になりました。もちろん、使われた後はまた焼却処分ということで、要らぬ心配を国民の皆様方にさせていただかないようにという配慮はいたしております。

それと、体内分布でありますとか、また蓄積時期など、そういう部分に関しての研究、これにこういうものを調査の対象として使用してまいりたいなど、こんなふうにご考えております。

○渡辺孝男君 これからへい死牛の調査もするということになるわけですが、これも、これまでもやっていただけてすけれども、万一、BSEがそういう中で見付かれば、やはり今後のいろいろな治療あるいは予防等に貴重な試料となりますので、これからの大事な部分はきちんと調査をして、その後で焼却をしていただくということが大事だと思えます。そういう意味で、今回のそういう調査をする、試験研究用にするというのは大事なことではないかと。私も前にそのようなことを質問させていただきましたが、しっかりとやっていただきたいと思います。

次に、ちょうど昨年の六月十九日のこの農林水産委員会、まだBSEが国内発生の前でありましたけれども、やはり診断法の向上、あるいは検査体制の充実というのが必要だということで質問をさせていただきました。農林水産省、それから文部科学省、それから厚生労働省に対してそういう

う研究の推進が必要だということで質問をさせていただきます。ただ、その後、BSEも含めまして、プリオン病の診断技術の向上、あるいは治療法の開発のための研究等がどのように進んできたのか、三省にお伺いしたい。また、今後、どのような研究を進めていくのか、その方針についてお伺いをしたいと思います。

○政府参考人(下田智久君) まず、我が国におきまます変異型のCJD、クロイツフェルト・ヤコブの診断技術の向上といった観点から、昨年の十一月に、十名の専門医を多数の患者が発生しております英国に派遣をいたしまして、実際に変異型のクロイツフェルト・ヤコブの患者の各種データ等に接していただきました。その知見を広く公表するとともに、各都道府県に原則として一名以上のクロイツフェルト・ヤコブの専門医の診断を行える専門医を配置をいたしまして、診断体制の強化に万全を期しているところでございます。

それから、診断技術等の進捗でございますが、微量の異常プリオンを検出する技術の開発といったものを進めておりますが、そのほかMRIを用いました画像診断におきまして、大脳の視床後方に位置します視床核に両側性の高信号所見が見られるといったことが、変異型のクロイツフェルト・ヤコブの診断を行う上で非常に有用であるといった成果が出たというふうに関しておるところでございます。

また、治療面におきましては、異常プリオンの生成を抑制する治療法についての研究といったことで、抗マリアリオン剤を利用した治療法の確立、こういったものを注目してやっておりますところでございます。

こうした成果を十分に踏まえまして、厚生労働省としましては、引き続き研究に力を入れていきたいと、このように考えておるところでございます。

○政府参考人(坂田東一君) 文部科学省におきましては、先生御指摘の診断技術、それから治療法の開発に関しましては、主として大学を中心にして

たしまして、例えば科学研究費補助金、こういった研究費を使いまして、基礎的、基礎的な研究に取り組んでいるところがございます。

お尋ねの、この間こういった成果が出たかというところでございますけれども、これは例でございますが、例えば診断技術の開発という面で見ますと、プリオンの異常型、いわゆる異常プリオンのみに特異的に反応する抗体たんぱくといったものが発見されております。これは先ほど名前が出ましたが、帯広畜産大学の研究成果でございます。それから、検査法の開発でございますけれども、ヒトのプリオンたんぱく質を発現するための、発現をいたします特別なマウスというのが開発、作製されております。このマウスは特にプリオンの異常型の検出のために大変有効でございます。実際、そのマウスではプリオンの異常型が脳よりも脾臓、こちらの方に早く蓄積すると、そういう特徴を持っております。こういったマウスの作製がまず行われております。

そして、このマウスを用いますと、例えば輸血用の血漿にプリオンの異常型が含まれているかどうか、これを検出する期間が非常に短期間になったと。これまで二百日ぐらい掛かっていたものが三十日ぐらいいきなりそうだと。あるいはまた、大変高感度にそれが検出ができる。従来の方法に比べてまして約千倍ぐらいいきなり感度を持ったような方法であると、方法になるということでございます。

それからまた、このマウスを用いますと、生体から採取をいたしました試料、脳の脊髄液でございますとか、あるいは血液でございますけれども、こういったものにつきましてプリオン病の感染の有無が検出されそうだと。ところで、これらは、今申し上げましたのは、いずれも東北大学の研究成果でございます。こういった研究成果をベースにいたしまして、診断あるいは治療といったような面で方法論の早期の実用化が期待をされております。

したがって、我が省といたしましては、そういった面で更に研究の振興にこれ努めまして、

こういった原因物質がプリオンを正常型から異常型に変えるのだろうかといったような点、それから今申し上げましたような診断技術、検査技術、こういった実用化に向けて更に努力を進めてまいりたいと思っております。

○政府参考人(岩元陸夫君) 先生の昨年の六月十九日の当委員会での御質問は、ネーチャーに異常プリオンを大量に増幅できる技術が発表されたこと、これに対する見解いかんということでございまして、先生の御質問をいただいたその前の段階で私もその情報をつかんでおりまして、動物衛生研究所でその追試を行いました。

その結果、当初の段階では、記載された方法では記載されたような増幅効果は得られなかったという形での御報告を昨年させていただいたわけでございますが、その後、この手法を更に検討いたしました。ただ、結果的には約十倍ぐらいいきなり増幅の効果はあったということでございますけれども、報告にございましたような数十万倍というような大台にはまだ達していないというようなことでございまして、引き続き検討を進めてまいりたいと。もしこの技術が開発されまして、生体試料であるとか、あるいは飼料なんかへのコンタミといったようなことの検査に非常に有効な方法だろうということでございますので、現地との連絡を取りながらこの手法を開発していきたいということとが一点でございます。

それから、昨年、我が国でのBSEの発生以降、この間、科学技術振興調整費の中の緊急調査研究という費目の予算をいただきました。BSEの確定診断の標準化に向けて、厚生労働省それから帯広畜産大学との連携の下、研究に取り組んでまいりまして、まず、脳の材料の採取方法であるとか、あるいは保存方法あるいは輸送方法、そういった条件等の標準化をやったということ。それから、生化学的検査のための抗体の選定及びその診断手順の確立ということ。それから三点目は、免疫組織化学検査のための均一な検査用抗体の安定的な供給方法の確立といったようなことについて

の開発研究を行って、検査プロトコルという形でその取りまとめを行って、今現在、その手法に基づいて検査が行われているというふうに承知しているわけでございます。

また、我が国のBSE初発牛の脳組織、これは千葉で採取された脳組織、それと、英国から昨年の供給を受けることができたので、そのBSEの脳組織を比較したところ、プリオン遺伝子のDNAの塩基配列あるいは免疫組織学上に違いのないというようなことがはつきりいたしております。この意味が何なのかということについては、今後慎重に検討していくということで今準備を進めているところでございます。

また、今年度からは英国の獣医学研究所等との共同研究を開始しているわけでございます。生前検査等々のことを中心に共同研究を開始しております。この夏以降、動物衛生研究所の二名の研究者を現地に派遣いたしました。申し上げました共同研究を進めるといふ手はずを整えているという状態でございます。

今後は、BSE問題調査検討委員会の報告にございました趣旨を踏まえまして、BSE発生メカニズムの解明、それから生前診断法の開発、この二つのテーマを最重要テーマといたしまして、そのための研究体制の整備・強化を行い、一層強力に研究を推進してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○渡辺孝男君 今、三省からお話を聞きました、大分研究の方進んでいると。今ですと、BSEに關しては、牛を残念ながら殺さないというは診断ができないということでありましたけれども、将来、血液とか脊髄、まあ脊髄液となかなか難しいかなと思うんですが、尿とかそういうものから生前に検査ができるようになれば、わざわざ屠殺しなくてもいい、あるいは殺さなくてもいいということになりますので、これは大きな進歩になるのかなと。廃用牛の心配も、ずっと心配しながらいるというよりは、もうすぐに検査ができて

分かるというふうになれば非常にいいのかなということ、こういう研究も促進をしていただきたいというのが私の思いでありますけれども、今後、三省としましては、やはり研究も、どこかはやはり中核施設をきちんと作って、その周りがネットワークを作って、世界とも結んで研究を進めていくということが非常に大事なのではないかと。

せっかくいい研究成果が出ておりますので、そういう今後の研究の進め方、特に中核施設をどういうふうにして研究を進めていくのか、その点に關して三省からもう一度お話を聞きたいと思っております。

○政府参考人(下田智久君) 厚生労働省としましては、一九七六年、昭和五十一年でございますけれども、特定疾患調査研究事業というのがございまして、その中で、スローウイルスを原因とする疾病の予防や治療を研究するという観点で遅発性ウイルス研究班というのを作ってございまして、その中でクロイツフェルト・ヤコブの研究を行っていたわけでございます。

その後、一九九三年、平成五年でございますが、クロイツフェルト・ヤコブの原因が異常プリオンたんぱくであるというようなことが明らかにしたわけでございますので、その時点で、新たな概念といたしまして、世界の研究機関と協力しながら診断、治療等の研究を新たに始めたということとでございます。

その中核となっておりますのが国立精神・神経センターでございます。その中でプリオン病に關する病因、病態の解明あるいは治療法の開発といったものをやっておりますし、また、その国立精神・神経センターと併せまして、公募で選ばれた研究班というのが幾つかございます。そういったところとの連携を緊密に行いながら、プリオン病研究の中核機関として今後とも研究を進めてまいりたいと、このように考えておるところでございます。

○政府参考人(坂田東一君) 我が省におきまして

は、大学等の研究機関につきましてその体制の整備を支援しているところでございますが、若干具體的に申し上げますと、まず畜産分野でございますけれども、これは国立大学として唯一こういう分野の単科大学でございますが、帯広畜産大学におきまして、昨年来のこのBSEの発生を受けまして、平成十三年度に、家畜のプリオン病の研究につきまして全学的な取組を進めるための言わばプロジェクトチーム、特別のチームが設置をされました。それを受けまして、これから、この異常プリオンの検出方法でございますとか、あるいは感染メカニズム、こういったような研究をしっかりとやっていく。治療方法、予防法、こういったような体制整備を大学の方で行ったところでございます。これを受けまして、今年度、十四年度には、この特別なプロジェクトチームの活動の場をいたしまして、畜産フィールド科学センターというものを帯広畜産大学に整備をしたところでございます。

それから、ヒトのプリオン病に関してでございますけれども、これにつきましては、東北大学が平成十年度に、WHOが進めますヒト・プリオン病診断検査のための国際研究拠点の一つということになっております。我が国以外には、イギリス、フランス、オーストリア、豪州、オーストラリアですね、それからアメリカ、アルゼンチン等にございますけれども、この東北大学におきまして、したがってヒト・プリオン病に係ります基礎的な研究を一生懸命今実施をしているところでございます。

したがって、今後とも私どもいたしましては、これらの研究拠点におきまして家畜あるいはヒトのプリオン病に関する科学的な知見を一層積み重ねていく。これは非常に大事であるという具合に考えておりまして、農林水産省あるいは厚生労働省等々の関係の研究機関との連携の推進といったことも含めまして、今後とも研究の充実もしっかり取り組みたいと思っております。

でございます。

○政府参考人(岩元睦夫君) 先ほどもお話し申し上げました、農林水産省では独立行政法人動物衛生研究所を所管しているわけでございますが、この動物衛生研究所は我が国唯一の動物の衛生専門の研究機関であるという観点から、BSE等動物プリオン病研究についての中核機関という形に位置付けまして、厚生労働省の研究機関であるとか、あるいは大学、民間、さらには海外の研究機関等との連携拠点として育成していきたいというふうに考えております。

そういった中で、先ほど申し上げましたBSEの発生メカニズム、それから生前診断法、これを最重要課題として研究を進めてまいりたいと考えておりますけれども、その際、現在、動物衛生研究所内に整備を進めておりますP3レベルでの隔離研究施設というものを有効に活用していきたいというふうに考えております。

○渡辺孝男君 早く研究が進んで、異常プリオンが無害化できるような方法を見付けていただければと思います。

もう一つ、最後になりますけれども、先ほど武部農林水産大臣からも、本当に残念なんですけれども、と畜検査員の方が今回お亡くなりになったと。前途有望な方がお亡くなりになったので、本当に残念な思いで私も心から御冥福をお祈り申し上げたいと思っておりますけれども、やはり大変なプレッシャーの中で検査を、BSEの検査をしていると思うんですね。そういうときに、やはり診断で迷ったりした場合には、仲間、獣医師の仲間の人とか、と畜検査員の方々のそういうネットワークがあれば、一人で悩まないで済むんじゃないかと。

今回の原因についてはつきり私はよく分かりませんが、そういうシステムをやはり作っていく必要があるんじゃないかということで、と畜検査員の研修あるいは情報交換、支援体制についてどのようになっているのか、改善すべき点があるのかどうか、その点を厚生労働省にお伺いしたいと思

います。

○大臣政務官(田村憲久君) 今、先生からお話ございました四頭目のBSE罹患の牛であります。この屠畜検査をした検査員の方がお亡くなりになりました。本当に残念なことでありまして、まずもって心からお悔やみを申し上げます。

BSEに関しては、今までの四頭、この罹患した四頭の診断結果から見ましても、なかなか定型的な臨床の症状というのは見られない。特色といえますが共通点がなかなか分かりづらい部分がございます。生体検査の段階において確定といえます。この確にこれを診断するのは極めて困難であろうと、今のところそう思っております。

今お話があった点でありますけれども、やはりお一人とと畜検査員の方が検査するというのは大変なプレッシャーが掛かってくるであろうと。そういうものを何とか避けるようなシステムは作れないかということで、いろいろと我々も議論しておるんですけれども、基本的にはやはり複数の検査員でこれを診断していただくような、そんな形にできないか。さらに、どうしても一人のと畜検査員で検査に当たらざるを得ない場合に関しては、何とか他の検査員と、と畜検査員と相談をして最終的に判断できるような体制というものを組めないか。さらには、それも難しい場合には、例えば翌日にそういうものを一日置いてでも総合的に判断できるような、相談して判断できるような、そういうようなシステムというものは組めないか。いろいろと都道府県の方に今お願いをいたしておるような、そんな状況でございます。いずれにいたしましても、この分野というのは、それぞれ疑われる牛の情報交換という意味では、例えば農場における場合には農業共済組合というところになりますし、また家畜伝染病予防法に基づく診断に関しては家畜保健衛生所、さらにはいよいよ食肉処理前の診断に関しては食肉衛生検査所ということでございまして、それぞれ

分かれておるものでありますから、これをいかに獣医師の方々、連絡を密に取っていきまして、うまく情報が流れて各段階で適切に判断できるか。農林水産省の方といろいろと相談をしていきながら一番いい方法を考えてまいりたい、このように思っております。さらに、と畜検査員の方に関しましては、その技術的な研修も含めて更にこれを充実していきたい、このように思っております。

○渡辺孝男君 よろしくお願ひしたいと思っております。それでは、文部科学省、厚生労働省、次の質問になりますので、もう御退席で結構でございます。

本来の農業金融関連の二法について質問させていただきます。本質的にこの法律は農業経営の安定に資するものでありますので、賛成の立場でございます。しかし、確認のために関連の質問をさせていただきます。食料・農業・農村基本法で示している農業の持続的な発展のためには、やはり農業資源という、農業を担う方々がしっかりと頑張っていかなければならないということで、効率的かつ安定的な農業経営を達成することが非常に重要だ。そういう中で、やはり認定農業業者の担う役割というのは非常に大きいんじゃないかと思っております。まず、認定農業業者を含めまして、効率的かつ安定的な農業経営を担うどれくらいの方を期待しているのか。相当部分という言葉で表現されておるんですけれども、この点について確認をしたいと思っておりますけれども、大臣、よろしいでしょうか。

○国務大臣(武部勤君) 平成二十二年における農業構造の展望によりますと、水田では六割、露地野菜で七割、果樹で七割、酪農で九割程度と展望しているわけでございます。

また、認定農業業者の数の推移でございますが、平成七年三月には約二万経営だったものが十年三月には十二万経営、平成十四年三月には十六万経営と着実に増加しております。平成十六年度末約

二十三万経営の目標の達成に向けてまして、その数はおおむね順調に増加しているものと考えております。

〔委員長退席、理事田中直紀君着席〕

○渡辺孝男君 認定農業者の経営の目標というのがあると思うんですね、いろいろ。耕地面積あるいは年間所得あるいは労働時間等の目標というものがあろうと思うんですが、それにどの程度近づいてきているのか、その状況について伺いをしたいと思います。

○政府参考人(川村秀三郎君) 認定農業者の経営目標というのは、他産業並みの所得、それから労働時間ということでございます。

主たる従事者が今申し上げましたような所得を達成している経営体数、これを二〇〇〇年のセンサスのデータを基に、一定の仮定が必要でございますが、計算をいたしますと、約十萬経営程度が現在その水準に達しているというふうに見込んでおります。

○渡辺孝男君 それから、今回の金融二法案で、これら認定農業者の経営がどういう面で改善されることになるのか、その効果について大臣あるいは副大臣の方からお答えいただきたいと思っております。

○副大臣(野間利君) 認定農業者が効率的で安定的な農業経営に向けて具体的な経営改善に取り組む上での課題は、個々の経営実態によりまして異なるものであります。

経営改善のための方策につきましても、それぞれの経営実態に応じまして、経営規模の拡大が課題になっている経営に對しましては農地の利用集積や団地化による効率的な土地利用の促進を図り、経営の合理化が課題となっております経営に對しましては新たな作物の導入と栽培技術等の指導を行い、経営の多角化が課題となっております経営に對しましては加工・流通部門への進出のためのマーケティングの調査等のソフト面からの支援や、加工、流通に必要な施設の整備等、個々の

経営ごとの的確な支援策を講じていくことが重要なことであると考えております。

○渡辺孝男君 経営の効果に、今回の二法案の效果について伺いたいと思っております。

○国務大臣(武部勤君) まず、農業金融二法案の措置についてであります。農業資金融通法案では、農業近代化資金について、施設資金だけでなく借地料の一括前払等の長期運転資金を追加いたします。農林漁業金融公庫の経営体育成強化資金について、土地利用型農業だけでなく全農業種目に拡大いたします。

農業改良資金については、農業者が加工分野への進出、新作物の導入といった高リスク農業へのチャレンジを支援するための資金へと改めるとともに、民間金融機関による転貸方式を導入いたします。この場合には機関保証の対象とすることとしております。こうした措置によりまして、自ら創意工夫で前向きに経営を進展させようという担い手が必要とする資金がより円滑に供給されることになるものと考えております。

〔理事田中直紀君退席、委員長着席〕

また、農業法人円滑化法案であります。地域農業の担い手となる農業法人に對しまして自己資本の充実のための措置を講じることによりまして、家計と経営の分離による経営管理の徹底、對外信用力の向上等の法人経営のメリットを生かした農業経営の展開を推進していくこととしておりまして、このような措置を講じることによりまして、意欲と能力のある担い手の農業経営の改善が着実に図られるものと、このように期待しております。

○渡辺孝男君 いろいろ質問を考えてきたんですけれども、先ほどのプリオン病の関係でいろいろデータをお示しいただいたので、その点について長く質問になりましたので、時間がありません。質問を大部分省かせていただいて、最後の質問になるんですけれども、宮城県の方の関係で、みちのく農協の解散命令というのがこの間出まして、それで休眠農協というのが改めてクローズアップ

されまして、休眠農協の現状と、今後それに対してどのような対処をしていくのか、この点に關して農林水産省にお伺いをしたいと思います。これが最後の質問になりますけれども。

○政府参考人(川村秀三郎君) まず現状でございますが、休眠農協は、十三年の三月末現在でございまして、総合農協で二十四組合、それから専門農協で二千二百五十三組合でございます。

これに對しまして、今後の指導なり対策でございますが、昨年の農協法の改正によりまして、行政の解散命令の通知を官報に掲載すれば効力が生ずるよう措置をしたところでございます。このため、この休眠農協の整理マニュアルを我が方で作成をいたしまして、各都道府県に通知をしております。

そして、これらの措置によりまして既に各県でその作業が始まっております。既に休眠の、先ほど御指摘がありましたような宮城等を始めとして既に動きが出てきておりまして、できるだけ早くこういった休眠農協の解消ができるように更に指導を強めてまいりたいと思っております。

○渡辺孝男君 ありがとうございます。

私の質問は以上で終わらせていただきます。大分質問を残してしまいましたが、申し訳ありません。

○紙智子君 日本共産党の紙智子です。

私も、金融二法の質問に先立って、まず初めにBSEの問題について質問させていただきます。

五月の十四日に四頭目のBSEが確認されました北海道の音別町に私参りまして、町長さんや農協の組合長さんの話を伺いました。このところ、ようやくと市場の価格も元に戻りつつあって落ちついてきていただけて非常に残念だというお話でした。

一番心配しているのはやはり発生農家のことだと。発生農家は非常にやはり大きなショックを受けています。世間では四頭目ということですから、発生農家にとっては初めて当事者となつ

て、それで、そういう中でもやっぱり酪農を続けたいというふうにおっしゃっていると。しかし、発生農家への補償や支援に時間が掛ければ、猿払の農家のように離農に追い込まれるということにもなりかねない。できるだけ空白期間を置かずに代わりの代替牛を入れて経営再開ができるように強い援助をしてほしいと、そういう要望が出されました。

疑似患者の認定とその殺処分ですか、こういう補償までに、これまで三回の例で見ても大体二か月から三か月掛かっているわけです。数か月経営できないと、将来に對する不安もあるわけですが、これも、実際に生活についても困窮をします。ただでさえ精神的なショックもあるわけで、それにマスコミなんか報道されると、それから周りに對するいろいろなやっばり気遣いもあるということ、その苦痛を考えますと、本当にお金で償えないといえますか、そういう計り知れないものがあるわけですが、できる限りやはり支払までの期間短縮をやつて、そして同時に、概算払とか仮払とかいう形で早く経営が再開できるように国としても最善策をやる必要があるんじゃないかというふうに思いますが、まずこの点について伺います。

○国務大臣(武部勤君) 誠に痛ましい出来事でございます。生産者の方も精神的にショックを受けておりまして、精神的に少し落ち着きを取り戻していただいた段階で、疑似患者について認定をしてBSE検査を行うという運びになるわけでございます。

しかし、私ども、今、委員御指摘のように、一日も早く経営再開ができるようにということで、既に地域協議会において代替牛の導入の準備しております。これはもう予算措置は既にしておりますので、私は、今、委員御指摘のような三頭目までのようなこととは違って、一月以内に経営が再開できるようにと、五分の四の家伝法に基づく評価額の手当金の交付以外に、国と生産者の互助システム、これは大体その必要な額は全額出すわけ

ですから、それに、経営再開維持資金は一頭につき十万ということもありますので、もう予算措置はしておりますし、今もう段取りに既に入っておりますので、一日も早く元気に経営再開ができるような最善の努力、準備をしたいと、このように思います。おおよそ一月以内ということをめどにやれるようにということを事務当局に申ししております。道とも、地元ともそういったことで相談いたしております。

○紙智子君 近所の酪農家の方々にもお話を聞いたんですけれども、あそこは本当に頑張ってきたところだというお話と、それから、この辺の農家は、酪農家はみんなやっぱ家畜と一緒に生活をしているので、人ごとじゃないというふうにおっしゃっております。

それで、やはり、とにかく原因の究明と感染経路の究明を急いではというものが、回った中で出されてきた共通の声でした。そのためにも重要になるのが、やはり廃用牛の検査の問題があります。音別町では、もう本当にこれは正直な声だと思っておりますけれども、九六年の牛に集中しているということでは、九六年の牛は国が買い上げてほしいというふうにもおっしゃっています。心配されるのは、このことでますます廃用牛を屠畜場に出さなくなってしまうんじゃないかと。廃用牛の流通円滑化事業で乳用牛については四万ということになっているわけですが、市場の相場が四万ということでもって、それ以上の値が付かないというのか、頭打ちになっちゃうという状況になつていそうですね。

それで、生産者の方が、我々この牛飼いが忍びないのは、本当に屠畜場に出していったんBSEが出ると、子供のようにかわいがって育ててきた牛が全部持っていかれちゃうと。そして、もうそういう意味では酪農家は恐怖と背中合わせだという話をされていて、本当にそうだと思うんですね。それで、今やはり農家が牛を抱えられる限界のところにあると。一方では、やっぱり怖くてなかなか出せないということの中で、抱えて、えさ

を食べさせてという状況で来ていたわけですが、でも、牛をやっぱ屠畜場に出して検査を受けられるようにすると、そこが大事なんですけれども、ここをやるためにはやっぱり国が廃用牛を発生前の価格で買い上げるというふうにできないものかというのを、私はこれまでも言っていたわけですから、そこを再度お聞きしたいと思っております。

○国務大臣(武部勤君) 一九九六年の三月、四月に四頭が集中しているということでご覧になって、全頭検査という一つのサーベイランスをやっておりますから、廃用牛が円滑に出荷できる、その体制さえきちつと整えば、順次、高齢の経産牛というものがどういう状況かというのとは分かってくるわけですから、私はやはりサーベイランスの方法も、先ほど厚生省からもお話ありましたけれども、共済の獣医さんが見てもだれが見ても、これはサーベイランスとして適当な個体だと分かるように、原因がよく分からないで起立不能、起立困難というふうなものからサーベイランスの対象にしましょう。これは当然、家保でやるわけですから、当然、共済金の支払の対象になることも言うまでもありません。

同時に、そういったふうなサーベイランスを分かつて、幅を広げていくということと同時に、九六年三月、四月ということについて、私、早くやりたいんです、この検査を。しかし、これは今、一生懸命酪農家は搾っているわけですから、これを強制するわけにはいきません。強制するわけにはいきませんが、何とか協力していただけないかということ、もう一つはやっぱり、何と云いますか、やはりプライバシーの問題もあるんだろと思うんです。

そういうことも考慮しながら、今どういう順番でこの検査を進めていくかと。私は、九六年三月、四月のはやっぱり優先して早くやるべきだと思います。それには、生産者の協力ももたなくちゃいけない。協力してもらうためには、今までの廃用牛の買上げだけではなくて、やっぱり協力しても

らうときには協力をお願いする対策、対応策というものが必要じゃないかということでも事務当局に指示をしているところでありまして、また、これの進め方についても、今、専門家の意見もよく聞きなさいということをやっているわけですから、今、委員御指摘のことについては私どもも大変大事な問題意識として持っておりますので、今、早急に検討させて、進めていきたいと思っております。

○紙智子君 国として、やっぱり屠畜場に出すために四万円ということ、肉用は五万ということなんですけれども、それで促進を図ろうということだったわけですから、しかし、やっぱりなかなかそこそこ重たいわけですよ、現実には、そのことによって受ける打撃ということがあるものなんです。ですから私は、非常に酪農家の方はそのいう意味では大変悩まながらやっていると状況の中で、本当に促進をしていくことのためにも、やっぱりほかの抜け道に行かないようにするために、そこそこはもう一歩思い切つて、せめて発生前の価格になるくらいまで補償する必要があるんじゃないかなというふうに思っています。

それで、感染ルートの解明に重要なのは、先ほど来話も出ていますけれども、やはりへい死牛の検査の問題も非常に大事だと思うんですね。現在、このへい死牛の全頭検査が義務付けられていないです、ね、やらなきゃいけないという事は言われているけれども、それが抜け道になつていっていることも報道されていて、御存じだと思っておりますけれどもね。

ですから、厚生労働省のBSEの専門家会議でも、二十四か月齢以上の死亡牛の全頭検査の早期実施が汚染度や感染ルートの解明にも欠かせないということ、とにかく急いでやる必要があるんだということでも申入れされたというふうに思うんですけれども、私、去年以来、どうしてこの全頭検査、死亡牛の全頭検査ということがな

かなかやれないのかと、時間が掛かるのかなと、これもいろいろやり取り、午前中からありますけれども、再度そこそこをお聞きしたいと思っております。

○国務大臣(武部勤君) 早くやりたいんです。ですが、離島でありますとか地理的状況でありますとか、死亡牛の発生頭数というのも地域によってかなり偏つていると思っております。北海道辺りは相当、廃用牛だけ見ましても十五万頭以上、一九九六年で十五万頭以上、全国であります。それで、北海道十萬頭ぐらいいあるんですね。

そういうふうなことになりますと、屠畜を冷蔵庫に入るとか焼却する施設だとかもろろ考えますと、やっぱり地域によってすぐ対応できないところもあると。それから、人の問題もあります。それから、どこにどう集めるかということもあります。

そういうことを考えますと、なかなか一遍にはいかないということは御理解いただきたいと思います。私どもですが、しかし、私どもの今日の発言で現場は相当負担が掛かっていると思っておりますが、私どもとしては、十四年度中にすべての準備ができなかつたと、そして、十五年度中には実際に全頭検査、二十四か月齢以上、全頭検査できないかということに投げ掛けていこうと思っています。

是非、そういう一つの目標を明示しまして、これはもう大変だと思っておりますけれども、そういう方向でやりたいと思っております。

それから、地域的に、今度のように、今、感染源の究明の話ありましたけれども、私は、一九九六年に、一、二頭、三頭、四頭まで三月、四月に集中しているから絶対その辺が危ないという的を絞りたいと思います。予断を持って考えたいと思います。予断を持って、例えば代用乳がどの工場か、いつの時期か、ロットはどうだ、具体的に分かっていますと、絶対とは言えませんが、具体的な程度、この地域を先に検査する必要があるのではないかという方向性も出てくるんじゃないか

かと、そんな気がしているわけです、これは素人考えですけれども。また、専門家に言わせればそんなものじゃないと言われるかもしれませんが、いずれにしても、死亡牛の全頭検査についても、優先順位の問題でありますとかそういったことも考慮に入れながら、できるだけ早く始められるように努力したいと思っております。

○紙智子君 今、できるだけ早くというお話がありまして、先ほど、郡司先生ですか、やり取りの中でも、整えながらできることからやるという話をされていたと思うんですが、非常にやり急がれるというふうに思うんですね。やはり国民の信頼を一日も早く回復するというところから、これは本当に急いでやらなきゃいけないというふうに思います。

それと、農水省がBSEの対策で酪農互助シテム支援事業というのをやって、地域での影響、これに対して、価格補てんも含めて発生地域に支援するというのを対策として出されました。これは評価できるというふうに思いますし、私も本委員会でも地域対策ということで求めてきたわけですから、いろいろな影響の、何というんですし、地域によって、一つの地域もあるでしょうし、あるいは都道府県段階全体にかかわる影響もあるというふうに思うんですが、そういう意味では、発生地域の実情に合わせた、地域の裁量が生きるようにすべきだと思いますけれども、この点、いかがでしょうか。

○国務大臣(武部勤君) 地域対策については、これも予算措置もしておりますし、支援措置もいろいろ政策的な枠組みはできているわけですが、実際、今回の場合に、ぬれ子、子牛の取引価格の動向を見ますと、いずれも発生前の五月九日の実績を上回っておりまして、四頭目の発生による影響は特段出ていないと。それから、牛肉の卸売価格の動向も、ゴールデンウィーク明けの在庫手当ても終わりました、五月第二週から弱含みで推移しておりますが、BSE四頭目の発生の影響も特段なく、安定している。それから廃用

牛も、受入れを行っている屠畜場で受入れ制限等を行ったところもこれまたございません。

それで、道畜産公社の飼料事業所における屠畜状況でございますけれども、これも五月に入りまして、全体では八十頭ペースでございますが、十三日が八十八頭、十四日が八十六頭、十五日八十六頭、十六日七十八頭と。十七日は、何か十六日が家畜市場が開催される関係で配車手配ができたために三十八頭に減ったと言いますが、二十日になりますと七十三頭と戻っております、今のところ大きな影響はありませんが、しかし、現地の皆さん方からすれば非常に不安が走っておるんだらうと、こう思いますので、北海道や地元ともよく連携を取って対応していきたいと思っております。

○紙智子君 私は、それに加えて、畜産だけじゃなくて野菜も含めて、ジャガイモやタマネギの価格も暴落していて、輸入の影響もあるんですけれども、確実にBSEの発生、三頭発生したそのときに価格が下がってなかなか元に戻らないということなんかもあります、それ以外、畜産以外のものも、やはりそういう影響を受けたものを対象に入れるべきではないか、そういう対策を取る必要があるんじゃないかというふうに思うんですが、これは、例えば地域が独自にそういうことをやるという場合に国が支援するというようなことでやれないんでしょうか。

○国務大臣(武部勤君) 野菜は野菜の対策がございますので、BSEの発生と直接絡めてどうこうするというのは性格のものではないと思いますが、特に北海道の場合、私どもの地元北見ではタマネギがキロ一円だというような話があるぐらいでありますけれども、しかし、これも制度によりましてかなり補てんされるというようなことも現地の皆さん方はまだ知らないことなどもありますので、情報交換しつかりやりながら対応していきたいと思っております。

○紙智子君 地域の裁量という範囲の中にこれも入れていただきたいということを、改めて検討い

ただきたいということを再度お願いします。

それから、音別町では、年間にすると百四十頭から百五十頭の初妊牛を販売しているんですけれども、酪農地域ですけれども、乳価が下がる中で酪農家の重要な収入源にこれもなっているとして、今回の発生でやはり初妊牛の価格が下がると。そのなりますと、やはり酪農家の経営が大きな打撃を受けるというふうな懸念をしているわけです。

それで、これまでも本当に農水省の「重大な失政」ということで指摘もされながら、実際に生産者や業者の方が受けた損害が補償されていないというところでは、ここに対してのやはり損害の補償も行うべきじゃないかというふうに思うんですが、いかがですか。

○国務大臣(武部勤君) 今のところ、価格は下がっております。ぬれ子・子牛価格、それから廃用牛の出荷、それから初妊牛も含めまして、特段の影響がないというのが私どもの報告を受けた実態でございます、これは非常に有り難いな、冷静に対応をさせていただいているんだと、このように思うわけでございますが、いずれにいたしましても、地域の方々と北海道とよく連携を取ってやっていかなきゃならぬと、このように思っております。

○紙智子君 初妊牛は下がっているということを開きましたものですが、私、このようにお話ししたわけですが、いずれにしても、この間やはり受けている被害というのは大きいわけで、そういう意味では、やはり受けていないということではなしに、そういう影響が出た場合にちゃんとした国としての責任ある対応をしてほしいというところで、このことをあえて言わせていただきました。

それで、次に移らせていただきますが、農業経営の改善に必要な資金の融通のための農業近代化資金助成法等の一部改正案について質問いたします。

この法案で、農林漁業金融公庫法が改正をされて、農地等取得資金と農業構造改善事業推進資金

が廃止をされ、そして経営体育成強化資金に一本化するようになります。この経営体育成強化資金は、そもそも負債整理資金を規模拡大のための前向きの投資資金と抱き合わせて貸し出すというもので、今回廃止する二つの資金との関係で言いますと、趣旨も要件も違うというふうに思うんですが、経営体育成資金は基準が厳しくてなかなか借りられないという声も聞いています。この二つ廃止に当たって、現行の経営体育成資金の要件を変更するということは考えていないんでしょうか。

○政府参考人(川村秀三郎君) 農林公庫資金の見直しでございます。

今、先生御指摘のとおり、農地等取得資金、それから農業構造改善事業推進資金、この二つにつきましては、廃止をしまして経営体育成強化資金に吸収一体化するというところにおけるところでございます。経営体育成資金の中に吸収をいたしますが、こういった農業種目を拡大するというところでございますので、まず資金使途につきましては、土地利用型農業だけではなくて全農業種目に融資対象を拡大する、そういうことで、果樹の植栽でありますとか家畜の購入等に必要資金というものがこの経営体育成強化資金のメニューとして入るわけでございます。

それから、償還期間につきましても、果樹の場合は長期間を要するというところで据置期間の特例がございますが、この点は経営体育成強化資金の中で引き継ぐということで、その特例が同様に設けられます。

また、金利水準につきましても、従来の農業構造改善事業推進資金よりも低い水準になるといったようなことで、経営体育成強化資金に統合されることに伴う、今申し上げたような内容変更はあるわけでございます。

○紙智子君 この経営体育成強化資金は、借入れできる農業者の資格も厳しくて、融資の審査も、経営改善計画をまず作成して、そして融資機関や経営診断機関の二重の審査を受けなければならぬわけですね。要件をそのまま適用すると、今ま

で借りられたのに必要な資金を借りられない人も出てくるということで、いろいろ心配も出ているわけですが。

例えば、今まで農地取得資金で言えば、小規模な投資、規模を拡大するわけじゃないけれども、飛び地なんかをやったり使いづらいいいことで条件の良い農地に集約するために買い換えるとか、こういったこともありまして、急遽必要になつてくる場合とか、様々なケースにこれが活用できたといえますか、要件もクリアしやすくして使い勝手が良いかという使い手の話があるんですね。借り手の話があるんです。こういう部分が今回の改正で失われることにならないのだろうかという点ではどうですか。

○政府参考人(川村秀三郎君) 経営体育成強化資金でございますので、担い手の育成という意味でのもちろん計画なりそういうものはやるわけでございますが、それは当然の内容でございます。そういう運用面で厳しくなるといふことではなくて、そういうクリアを当然していただくということとは必要かと思ひます。もちろん、負債資金等々絡みますとその経営診断等も必要になるわけでございますが、そういうものとセットでない場合は経営診断等は課さないということになりますので、その点では変わりはないと思ひます。

○紙智子君 それからもう一つ、一番困るというのが新規就農者なんですけれども、無利子の就農支援資金は農地取得には使えないわけですね。それで、農地取得資金は新規の就農者でも農地取得のために低利で借りられる唯一の公的な融資だったわけですね。今回、経営体育成資金に一本化したら、新規就農者にまで同じ要件でやはり経営診断や融資審査の条件を付けると新規就農者は締め出されることになるんじゃないか。この点はどうですか。

○政府参考人(川村秀三郎君) 従来、農地等の取得資金につきましては、新規就農者のうち認定就農者につきましては、都道府県知事の認定を受けた認定就農計画に従つて農地等の取得を行う場合

にあつては、これを貸付けの対象としておりまして。

今般、この農地等取得資金を吸収する形で経営体育成強化資金を拡充することにしてはいるわけですが、もちろんこの資金を受けるには経営改善資金計画を作成する必要があるわけでございますけれども、認定就農者が農地等の取得を行う場合については、實際上、これまでどおり認定就農計画をもつて対応できるようにしたいといふふうに考えております。

ただ、先ほども言いましたとおり、融資機関が経営診断を行うといふことはあるわけですが、これは負債整理を伴わないで前向きな投資のみを行う場合はこれまで経営診断は不要としておりまして、新規就農者の場合は通常前向きなものだけでございまして、経営診断は不要と、こういうことでございまして。

いずれにいたしましても、この農地等取得資金の廃止に伴ひまして、新規就農者の農地取得が従来に比べて困難となることのないように配慮はしてまいりたいと思つております。

○紙智子君 先ほどちょっとお答えいただいたのかと思ふんですが、農地取得資金で、認定就農者については、経営開始時の経済的な負担軽減のために据置期間を三年から五年に延長するといふ特例措置が取られていた。これは今度のあれで引き継ぐといふふうになさつたやつたんでしょうか。

○政府参考人(川村秀三郎君) 認定就農者の据置期間の特例がございまして、これは新しい資金制度でも引き継ぐこととしております。

○紙智子君 分かりました。

では、もう一つ心配な問題でございけれども、法改正後の資金の窓口が一本化されるということですが、けれども、今、窓口になる農協の実態というのはやはり非常に厳しい状態で、貸し渋りせざるを得ないような状況もある。

実は、私、五月の連休のときに北海道の農協を訪問していろいろ話を聞いたんですが、けれども、

口々に出てきたのは、農業者の組織だからやっぱり頑張つてきた組合員を何とかして助けない、しかし国際取引をやる金融機関と同じ検査マニュアルを使つて指導されて、不良債権の処理とか経営責任を追及されるということになると、助けないけれどもこれは判断しなきゃならないという話が出されました。負債整理のために経営体育成強化資金を申請しても門前払いされるということも話としては出ていますので、多くの農家に農協が離農勧告するような事態になつていくわけですね。

窓口一本化になりますと、単に資金の整理といふことにとどまらずに、融資対象が経営の拡大が可能な一部の担い手だけに限られて、それ以外の多くの農業者が借りたくても借りられないということになるんじゃないでしょうか。この点、いかがでしょうか。

○国務大臣(武部勤君) そういう話は我々もよく地元では聞くんですが、しかし今大きな転換期だと思ふんです。農協自体もそうだし、組合員一人一人もそうだろうと、こう思ひます。我々自身も、改革が解明か、それを迫られるような現状認識の下に今回の法案を提出しているわけでございます。

特に、農林水産省の系統金融検査マニュアルは、我が国系統金融システムの安定化を図り、預金者を保護する上で、他の金融機関と同様の基準により検査を実施することがやはり重要だと、このように考えまして、金融庁が作成した金融検査マニュアルとはほぼ同一の内容のものとしていくところでございます。

仮に、農協系統についてのみ独自のマニュアル、例えば銀行等、他業態と比べて緩やかな基準を作成、適用するということになれば、かえつて農協系統の経営の健全性について疑義が生ずるのではないかと、信頼性にかかわつてくるのではないかと、農協系統信用事業全体の信用にも悪影響を及ぼすことも懸念されるわけでありまして、適当ではないと、こう考えております。

しかし、その適用に当たりますと、農協等の各系統金融機関の規模や特性を踏まえて、機械的、画一的な運用に陥らないよう配慮をするといふことも大変必要でありますので、そういうことも明記しているわけでございます。実態に即した検査を実施するということにしてはいるわけでございます。

○紙智子君 今お話しされた点は先ほども議論になつたことではありますけれども、やはり負債額が本当に大きくなつてきている、そういう中で本当に実態は深刻な実態にあるといふふうにいるんですね。

先日、私は水産四法の問題のときにもこの問題についてやはり検討を求めたわけですが、農水省としても、やっぱり実態をよく調べていただいて、そして金融機関と同じ基準で、中身です、中身が同じ基準で一般の企業と同じような、そういうことではなくて、やはり本当に実情に合つて、一戸一戸の構成している組合員といふんです、農家一戸一戸がやはり元氣になつてこそ全体が安定していくわけですから、そこに立つて検討をするべきだといふふうに思ひますし、その立場で、今、画一的でなくといふふうにおつしやいましたけれども、その道を作つていただきたいといふふうに申し上げたいと思ひます。

それから次に、農業法人の投資の円滑化に関する特別措置法案について質問いたします。

農業法人の経営が米や野菜など農産物価格の下落によつて大変困難を窮めていると、これは多くの方が認めるところでございけれども、経営体質強化のために対策が必要だと、これは言うまでもないと思ひます。しかし、今回の法案が本当にその発展に寄与するものなのかどうかということについては、これは懸念せざるを得ないといふふうに思ふんです。

今回の法案は、農水大臣に事業計画の承認を得て農協系統と地方自治体が議決権の過半を有する投資育成株式会社、これは農業生産法人に農地法の出資規制を受けずに出資することができるとい

うふうにしているわけですが、農水省は、当面、JAGグループが中心となってこの投資育成株式会社を作ったわけでも、農協や地方自治体ならびに現行法でも、今のこの現行法でも農業生産法人への出資というの出資制限に縛られることなくできるというふうに思っています。ですから、なぜ現行法でもできるのにわざわざこの新たな投資育成株式会社を設ける必要があるのかというところについてお聞きします。

○国務大臣(武部勤君) 委員御指摘のとおり、現行制度においても農協や地方自治体が農業法人に対して出資を行うことは可能ですが、日本農業法人協会の実態調査によれば、農協、地方自治体の農業法人に対する出資比率は二%程度なんです。農協、農協連合会が構成員となっている農業生産法人数も三十三法人、これは平成十二年一月現在であります、このように極めて低い状況にあるわけです。

一方で、農業法人の現在の自己資本比率の水準は、認定農業者となっている農業法人の場合でも約一六%でありまして、中小企業の四割程度に比べまして極めて低い状況にあるというようにことから、農業法人の約三分の二が増資の必要性を感じているわけでありまして、資本増強のための本格的な制度の創設についての要望がかねてからございました。

このため、農業法人に対する投資を本格的に推進するために、JAGグループが中心になりまして投資育成会社を設立するとともに、農林公庫等が有する農業法人についてのノウハウというものも活用しまして、より効果的かつ積極的な農業法人への出資ができるように考慮をして今回の法案提出に相なったわけでございます。

○紙智子君 この法案では、投資育成株式会社の株式の過半を農協や地方自治体が持たばあとは制限がなく一般企業にも門戸が開放となると、外資であってもこれは可能だということ、最大株主がその法人とは何の関係もない企業ということも

あり得るわけですね。

結局、農地法に縛られないで農業生産法人への一般企業の出資を拡大できるようにするということが目的になっているんじゃないでしょうか。違いますか。

○国務大臣(武部勤君) そういうことを積極的には、私は前向きに考えていいのではないかと思います、そういうことが目的になっているとは考えておりません、全く。

何度でも申し上げますけれども、今非常に大きな転換期にあるわけでありまして、私は農業の分野においても例外ではないと、このように思っております、私もいろんな方々の話を聞きまして、株式会社にしても三月から四月の間に二十四法人設立されたり、非常に大きな転換期と言ふべき兆候もあるわけでございます、今、委員御指摘のような、他から農業に参入させる、そういうためのものではありませんで、どんどん一千四百兆円の個人金融資産を農村に、農業の分野に、あるいは農業に関するビジネスの分野に私は導入することは結構なことではないかと思っております、そういうような考えを持っておりません。

力のある、いや、そういうような考えというのは、今、委員が指摘したような、何かこれは民間に農業の分野を開く、門戸を開く、そういうような下心があるんじゃないのかというふうなふうな受け止めましたけれども、全くそうではありません。本当に意欲ある担い手を育てていこうと、意欲と能力のある経営体が躍進できる、そういう農業経営体というものを育てていかなければ、という思いでありますことを御理解いただきたいと思っております。

○紙智子君 今、そういうのはないというお話をされたんですけども、これまでの経過の中で、農地法の議論がされたときに、企業による農業生産法人への出資は、その法人と継続的な取引関係にある法人に限って、一法人の出資は議決権の十分の一、全体で四分の一に制限をされていますよね。これは、法人として唯一農地取得が許される

農業生産法人が農外企業によって支配されることを防ぐということがあったと思うんです。

今回の法案によって投資育成株式会社という形を取れば、結局それが抜け道になって農地法の制限なしでどんな企業でも出資が可能になるわけで、農地法を空洞化するものになるんじゃないかと。このような形で適用除外を拡大していけば、農地法は意味を成さなくなってしまうんじゃないかというふうに思っています。これ以上やはり緩和すべきではないというふうに思っています、いかがですか。

○政府参考人(川村秀三郎君) 投資育成会社はどんな形でもできるわけですが、今回、農業生産法人への投資を認めております投資育成会社の要件を課しております、先生が御心配するような関係にはならないというふうな法制度上担保しているところでございます。

○紙智子君 これまでの議論の過程でも、例えば平成十二年のときの農地法改正の審議のときには、歯止めがあるから大丈夫だということの繰り返しをされてきたわけで、今回のものというのはそれをやっぱり更に、何というんでしょうか、規制していた歯止めを外していくことになるんじゃないかというふうに思っています。

それで、今回の法案は、企業参入を拡大することと農業法人の資本力を強化しようという中身があるわけですが、そういう方法が法人経営を不安定にすることにしないかという懸念ももう一つ持っています。

それで、投資育成株式会社に投資した企業が経営不振などを理由にして例えば出資金を引き揚げるといふようなことが出てきた場合、農業経営に対する影響というのが出てくるわけで、これをどうやって回避するのか、回避できるのかという点とも思っていますけれども、この点、どうですか。

○委員長(常田幸詳君) 時間が来ていますので、簡潔にやってください。

○政府参考人(川村秀三郎君) この円滑化法案は、地域農業の担い手となります農業法人の健全な発展を支援するというのが目的でございます。そのため、この投資事業を営もうとする投資育成会社は、適正な事業運営を確保するために投資事業に関する事業計画を作成しまして、農林水産大臣の承認を要するというようにしております。

この事業計画の中には、出資持分の保有期間、それから持分の処分方法も記載するというようになっております、この投資会社が一方的に出資を引き揚げたり、法人経営に深刻な影響が出るようなないように事業計画の確かな審査を行うということにしております。

基本的に、その出資に際しまして、投資育成会社と農業法人が契約を締結しますけれども、自己資本比率が一定割合以上となるとか、あるいは投資から十年程度を経過した場合に、原則としてその地域内の他の農業者あるいは他の法人の構成員に譲渡するということをしていくという形での運営になるかと思っております。

○委員長(常田幸詳君) 締めくくってください。

○紙智子君 時間がなくなりましたので、あと簡潔に言いますけれども、実際に企業が農業に参入しているという例が幾つかありますよね。そういう中でも、やっぱり必ずしもうまくいっていない、実際に北海道の千歳にできた、おさつフロンティアファームというところがあって、非常に、元々は電気機器のメーカーですけども、実験的な取組で二十億円を積んで、そして大々的にガラスの温室を造ってトマトの、高糖質の生産をするというところで、七億ですか、を指してやったわけだけども、最初は非常に注目されたわけですけども、これがうまくいかなかった。

そうした場合に、例えばこの、これはこの後引き継ぐところが出てきたから良かったんですけども、しかし、そういう事態が必ずしもやっぱりうまくいかないといったときに、今経営の基盤を体質強化するといったときに、本当に企業の参入

ということでもつてそれを拡大するということだけに任せていいのか。もつとやっぱり根本的には、大きくても小さくてもやはり価格が下がってきているということがあるわけで、そういった根本的なところにきちんとのを定めて対策が必要ではないかということをおもうのですからこういう質問をさせていただいたわけですが、引き続きこれは必要な議論もさせていただきたいということをお願いして、質問を終わらせていただきます。

○岩本荘太君 国会改革連絡会の岩本荘太でございます。

本日は、金融二法案と大臣から御報告のございましたBSEの経過が議題になっているようでありますが、皆さん、大体関心の的が変わらないというか同じようなところにあったようでございまして、私の準備しておりました質問も大分重複が多いものですから、その重複は避けてなるべく簡潔にしたいと思います。一方、そういう状況ですの、通告いたしました質問とちよつとそれた質問になるかもしれませんけれども、その辺は大、局長とも、ふだんお考えになつておられるそのお考えをお聞かせ願えればそれで結構でございますので、よろしくお願いをいたします。

まず、金融二法案の前に私もBSEについてちよつと質問をさせていただきたいんですが、四頭目が発生したこと、それが見付かったということ、これは確かに全頭検査体制が機能していたということに間違いのないわけでございます、私もそのとおりだと思います。

しかし、これ前々から言っていることですけれども、これはいわゆる消費者に対する安全宣言といひますか、消費者はこれで安心しておられるということが実証されたということでございすけれども、やはりもう一つ考えなきゃいけないのは生産者に対する安全宣言。ということ、安全な牛を飼育できると。育てたら、育てて、しっかりと育てても、屠場に行ったら殺されちゃうかもしらすね。これは、そういう状況であれば生産者は安心

して飼育できないわけですよ。

その辺をしっかりと生産者に対しても安全宣言ができる状況にするというのがこの狂牛病問題の最後の解決であると思つておりますし、常々そういうことを言わせていただいておりますが、そのためにいろんな調査もされておられると思ひますけれども、どうも私、不勉強なのか、あるいは理解が足りないのか、どうも何か感染ルートが解明されていますか、そういう面が集中されておるような格好で、生産者は感染ルートが解明されたら、じゃ生産、何でもいいのかというように誤解も出てきちゃうというか、状況じゃないかと思ひます。

先ほど来、いろんな委員の先生からお話しされていまして、それだけじゃないということ、私は私、分かりました。大変いろんなことをやつておられるというのは分かりましたけれども、これでひとつ局長、生産者に対して、あなた方は、今我々はこうやつておるからこういうことで安全になるんですよという、そういう視点から今の調査体制、何をどうやつておるのか、一度ちよつと御説明をお願いしたいと思います。

○政府参考人(須賀田菊仁君) 前回も御質問いただきました。まず一つ、清浄国になるというのは時間が掛かることでございますけれども、私も、農家の方に対しては、BSEの発生を恐れず安心して営農に取り組んでいただけるようにするという観点から、前回も申し上げました、感染経路の遮断を図る、生産された畜産物が安定的に消費するため安全なものだけが出回るシステムを構築する、三つ目に、万が一BSE感染にかかった場合の対策を講ずると、こういうことが現時点で取り得る対応じゃないかと。

何よりも国民の皆様方の冷静な対応というのを求めたいということでございまして、ひとつ、その感染経路の遮断というのは、BSE発生以降、もう感染源とされている肉骨粉の輸入・使用の禁止等を取っておりますし、屠畜場におけるBSE全頭検査体制ということで、対消費者に対して安

全で安心なものしか食卓に行かない体制を講じているということでございす。そして、万が一BSEが発生した場合の経営の支援策といたしまして、BSE対策酪農互助システムということ、四月から実施をしているということでございす。

○岩本荘太君 僕は、いや、確かに当面は局長の言われるとおりだと思いますよ。しかし、今、じゃ、この牛を育てたらBSEに絶対かからないと言えらるんですか。僕はそれを心配しているんですよ。当面はこれでしようがないかしらね。しかし、生産者が恐れているのはそれなんです。だから今は、局長も御存じのとおり、畜産経営と云うのは物すごい設備投資が要りますよ。今の人は、こういう状況になつたらすぐにやめるわけにいかないから続けるでしょう。しかし、こういう状況が続いて、じゃ後継者が新規設備投資するかと、私はそれを心配しているんですよ。そのためにもどういう方向に持っていくのか、農林省はどういう努力をされているのかと、そういうことをしっかりと生産者にPRしてもらわなきゃいかぬ。その点、どうですか。

○政府参考人(須賀田菊仁君) 来年からはもう絶対に出ないようになるところでございます。なかなか先生も御存じのように難しいところでございます。で、感染源とされている肉用牛の給与を止めて何年か掛かるというようにございすので、当面は、そのBSEの発生を恐れず営農に取り組めるような環境づくりという観点からしか私も対策のしようがないわけでございますので、このところは御理解を。

○国務大臣(武部勤君) 生産局長、しょうがないなと言つたら、これは政治家はそれでは済まないですね。先生は分かつてお話ししているんだと思ひますけれども、であればこそ感染源、感染ルートというのを早く特定したいんですね。三頭目と四頭目、四頭目出て共通点があると。したがって、その共通項目に着目して検査すると。しかし、それだけじゃない、予断を持ってやつちゃいけない。この間、いろいろ御議論がありま

して、イタリア肉骨粉の問題でありますとか、言わばその肉骨粉等の混入の可能性の問題だつて否定できないわけですから、そういったことを究明していくということも申し上げておるわけです。それから、互助制度とか地域対策ということ、生産者からすれば、感染源、感染ルートが分かつたら、自分のところの牛はいくつの牛だ、いつ生まれた牛だ、何を食べさせていると、そういうのが分かつてきますから、そうでないというものは、それは違うということであれば安心感というのには増していくと思ひます。しかし、その後、全頭検査になりまして、それから肉骨粉の輸入、製造、出荷も禁止しまして、去年の十月四日以降生まれた牛というのは少なくともBSEに感染している確率はゼロに近いと、こう思ひますね。

互助制度というのは、もう万が一一起こつたときにはすぐ再開できるんだ、立ち上がれるんだと。ですから、これは大ざっぱに言ひまして、私の北海道では、武部さん、一頭百万だなど、こう言うんですよ、私、ちよつと答えに困るんですけれどもね。それは、五分の四の補てん金、これが四十万、それから今、互助システムで考えているのは五十万、それから経営再開維持資金で十、それで大体百万だろうと言われると、ちよつと困るところは、正確に言ひますと、五十万というやつは代替牛を購入するときの金、満額出すという話なものですから、それを五十万として計算しているわけですよ。それより安い場合もありますし、場合によつては高い場合もあるかもしれません。

そういうようなことで、少なくとも北海道では雇用牛の出荷、もうほとんど並んでいるぐらいです。ですから、雇用牛の出荷も、全国的なベールでいいますと、四月はもう二千頭、五万八千頭が五万六千頭になつています。ですから、二千頭ですね、もう滞留が、今出荷するものにプラス今まで滞留していたのが出荷されているということでございます。先生が御指摘のように、そういったことを生産者に分かりやすく、今局長のよ

それで、そうは言いながら、先ほど、今日いろいろお話を聞いていた中で、非常にいろんなことをやっていただいているのは分かります。先ほど、要するに私も、もし、例えば病気が根絶できなければ、生体のまま検査できればこれは非常にいいと思っていたら、そういうことを研究されていると。それから、大臣も言っておられた、今、四例を見ますと、乳用牛ですよね、出ているのが、肉用牛と乳用牛と差があるんじゃないかという一つの視点もあるわけですね。それから、去年生まれた牛は大丈夫だと、大丈夫かもしれないと。そうすると、この先何年たてば恐らく大丈夫

○岩本莊太君　そうですね。生まれたとき、生まれた牛をそれから肉骨粉を使わずに育てたら大丈
夫ですかと言つたら、そんなことも言えないと
言つてゐるわけですよ。その辺が、だからいいか
ら加減に言わないでください、みんな分かつてい
るんですから。その辺をよろしく、局長も大変で
しょうけれども、頑張つていただきたいと思います
おります。

もう一つ、このBSEにつきまして、これも前
に一回質問したんですが、いわゆる生産者価格と
消費者価格の問題です。

前回、三月に私はこれ、この委員会でもやりま
したし、予算委員会でもたしかやらせていただき

ないという方針の店もありましたけれども、例えば量販店では特売日を設けまして、通常の特売より価格を引き下げる。BSE発生前が二割、三割引きであつたのを四割、五割引きにするでございまして、あるいはその特売自身をタイムサービますとか、あるいは土、日での実施というようなことでかかるとなると、さあ、あるいは土、日での実施と云うようなことでも、例えたり下げているところがございまして、こういうふうなことも奏功をして消費の拡大につながつてやうなこととも奏功をして消費の拡大につながつてやうなことも

いるのではないかというふうに思っているところ
でございます。

この中でやはり下げているのは、和牛専門の
ところでは小売価格は下げている。それは銘銘
牛の仕入価格がむしろ上がっているというよう

それしや、何も農林省としてはしなかつたのか
というお話でございますけれども、やはり小売段階
で行います消費拡大キャンペーン等に対する支
援を通じて、できる限り消費者の牛肉購買意
欲の喚起を図るということで、より安い価格での
販売が可能となる環境づくりというのに努めてお
るところでございます。最近、その消費の回復
が見られるというのは、こういうような双方の努
力が相まった結果ではないかというふうに思つて
いるところでございます。

○岩本邦太君 僕は、消費拡大は、今回のBSE牛問題、BSE牛に対して生産者に対する最大の対策だ、当面ですね、と思っていますから、それをよまやおろそかにするつもりはないんですけれども、今、だって局長、あれじゃないですか、大売して値段が下がっているはずだって、私、これ畜産部からいただいたんですよ、この今言っ

ている数字は、それ言った方がいいですか。いや、私はそれ行っていると思うんですけれども。要するに、私がこの前質問したときとほとんど変わっていないですよ。まあこれはいいんですけれども、ちょっとやっぱりこういう問題、いいんですけれどもというわけじゃないんですけれども。

要するに、大臣も前回、よく調べて、それではかの省との関係もあるかもしれないからその辺も踏まえてと言っておられましたけれども、私は、こういう対策の一つの、生産者に対する納得といいますか、そういうものはこういう、お互いに平等に分かち合おうということじゃないかと思うんですけれども、その辺について、この問題について、大変、前回三月にもして失礼なんですけれども、もう一度お気持ちをお聞かせ願いたいと思います。

○国務大臣(武部勤君) BSE発生時と比較しまして、遠藤副大臣のころの米沢牛などは、もう発生時よりもはるかに高い値段になっているんだそうです。飛騨牛もそうでしょう。これは偽装表示を取り締まるというようなことの影響もあるかもしれないが、松阪牛がえらい少なく、量が減っていると。減っているということは、需要と供給の関係で値段が上がるという現象も出ているんだらうと思うんです。

いいものは、先生も御案内のとおり、卸売価格ももうすごく高くなっております。下の価格は、確かに卸売価格は安いと。しかし、焼き肉屋さんへ行っても肉屋さんへ行ってもそんなに変わっていないと、デパートへ行ってもという、そういう評価もあります。しかし、実態をいろいろと聞き取りしますと、仕入価格が下がっている、総じて、これも間違いのない事実のようです。だから、上がっているのあれば下がっているのもあるし、下がっていない、上がっていないのもあるという、そういうばらつきがあります。私の行った焼き肉屋さんに行きますと、もう最初から頑張っている、小売価格は、正札は変えないんだと、なぜだ

と言ったら、上げるの大変だからその代わりワインを一本付けているんだと、こういう話でした。ですから、いろんなところがあるだろうと思いますが、やはり今、先生御指摘のように、消費の回復がすべての解決につながるわけでございまして、今後そのことについて最大限努力したいと思っております。省令価格も三月の末は三百九十円だったのが四月中ごろでは九百五十円まで上がりましたから、今ちょっと七百円台でありますけれども。

そういうようなことで、少しずつ発生時以前に消費価格も卸売価格も接近してきているんじゃないかという認識でございまして、その点についても情報公開を徹底する必要があると、このように認識しております。

○岩本荘太君 どうもありがとうございます。金融二法の方の質問が、時間がなくなりますが、そちらに移させていただきます。

まあこれ、皆さんいろいろな質問をされて大體理解したつもりではあるんですが、一つ、先ほどもこれちょっと質問がありました。加治屋先生ですかね、質問がありましたけれども、要するに、分かりやすく使いやすいですか。これ皮肉な言い方しますと、今までののが分かりにくくて使えにくかったということになるわけですね。それは農林省としては、どういう反省でこういうこの改正案、今までの制度だと需要が減ってきたのか、実態とそぐわなくなってきたのか。その辺、局長、ひとつお願いします。

○政府参考人(川村秀三郎君) 今の御指摘でございますが、従来の制度資金でございまして、資金種類ごとに借りられる農業者の範囲が異なっております。それから資金の使途が異なっているために、借りる側に立ちますと、なかなかどう資金を借りられるかよく分からないというのがございました。また、特に農業改良資金については、国の方でこういう技術に対応する資金しか認めないといったようにかなり限定を加えておりましたし、それから保証の対象にもならなかったわけで

す、機関保証の。そういうこともありましてなかなか借りにくいという問題点がありまして、これは我々も反省をしているところでございます。

そういう反省に立ちまして、今回の農業資金通法案でございまして、近代化資金につきましては、やっぱり運転資金の需要もあるものから、運転資金の中でも特に借地料等の一括前払等の長期運転資金、こういうものをニーズにこたえて拡充をしたというのが一つあります。また経営体育成強化資金、これは負債整理と前向きと両方セットでも借りられるという非常にニーズが高まってきたやつでございまして、今までは土地利用型しか認めていなかったもので需要が限定されていたわけでございまして、それを全農業種目に広げることで需要も拡大するというところでござい

ます。また、改良資金、先ほど言いましたように、もうこれとこれだけというふうには決まらなくて、おつたのを、農業者の創意工夫で、こういうことにチャレンジすると、新作物を入れるとか、加工でやるとか、そういったものに対して幅広く応援をしていくという形にしましたし、転貸方式によつて機関保証もできるということにしました。

そしてまた、手続面でも、これは法そのものではないんですけれども、融資手続におきましてもなかなか分かりにくい。いろんな書類を書かされて、どかがチェックポイントなのか分からないというところがあつたものですから、様式をまず統一しよう。そして、自分が書き込みますと、ここを金融機関が見て、ここがいいとか悪いとかというチェックがされるということで、あ自分の経営がこういうところが悪いんだなということも、農業者にある意味で情報開示を自動的にやるというふうなことも考えておりますし、先ほど来も議論になりましたけれども、これまでのように各融資機関がばらばらにやるのではなくて、その相互の連携をできるだけ緊密にやってもらおうというところで、ルール化というかマニュアルも

作って末端の担当者まで浸透させていきたいと、こういう改善をしたいということでございます。

○岩本荘太君 今のお話の最後の部分にあつたと思うんですが、要するに幾らいい制度があつても、よく聞きますのは、行ってみたらいろんな障害があつた駄目だったとか、あるいはそういういい制度があつたのかということが分からなかったとか、やっぱり新しい制度を作ったら、特に金融なんというのは分かりづらいでしょうから、十分生産者の方々に分かるような手段を講じていただきたい、そういう面のPRといいますが、それについてはどんなふうに考えておられますか。

○政府参考人(川村秀三郎君) 正に岩本先生おっしゃったとおりでございます。我々も運用面の、正に浸透といいますが、PR、これが本当にこの制度改正の決め手になると思っておりますので、そのところは力を入れて取り組んでいきたいと思っております。

○岩本荘太君 まだ通告した部分が残りましたけれども、ちょっと時間が参りましたので、またの機会にさせていただきます。

どうもありがとうございます。

○中村敦夫君 牛肉の買上げ制度について質問します。主に生産局長、大変でしょうけれどもずっとお願いいたします。

先日の報道によりますと、国がBSE対策事業で買い上げた国産牛肉約一万二千三百トンのうち、半数近い約六千トンの品種が判明していないということですね。この件について、農水省はこの事実をいっとうやって知つたのか、これまでの経緯を簡単に説明してください。

○政府参考人(須賀田菊仁君) もう先生御存じのように、処分事業に先立つ保管事業というのがあつたわけでございます。この保管事業は、売り戻しということを前提とする保管だったということと、国産牛肉であるということとを要件として、

その旨を在庫証明書で確認することとして
おたつたわけでございます。そういうこともござ
いまして、在庫証明に品種とか性別を明記せず
に、単に国産牛肉などと記載することが一般的に
行われていたという経緯があるわけでございます。

その後、二頭目、三頭目の感染牛が発見されま
して、与野党を始めとして各方面の強い要請を踏
まえまして、国の責任において処分事業を実施す
るということになったわけでございます。その
際、品種別、性別を在庫証明で確認し、それに
応じて評価額を決定することとしたわけございま
すけれども、品種等が記載されていないものにつ
いてどのような評価額を適用するかということが
検討課題にされたわけでございます。

このようなものについては、それぞれの団体は
比較的同質な事業者の集まりであって、団体ごと
に見て全体的な品種や性別の構成には一定の傾向
があるのではないかとこのうふに考えられていた
ことと、他方、与野党を問わず在庫牛肉の早期処
分が強く求められていた中で、在庫証明書の再提
出を求めるということは処分の遅れとか行政コス
トの増大につながるおそれがあるということとで、
そういうことを総合的に勘案をいたしまして、各
団体ごとに品種や性別が明らかとなつていもの
から求めた総加重平均単価を用いて評価額を決定
することとしたところでございます。

この評価額の具体的な決定方法は三月七日に農
畜産業振興事業団が通知したところでございま
すけれども、この時点では具体的な数量は把握で
きなかつたわけでございます。その後、この通知を
受けて、三月十五日に各団体から処分事業の補助
金交付申請が農畜産業振興事業団に提出されま
して、これを集計したところ、品種別、性別の区分
が不明なものが五千九百五十八トンあるというこ
とが判明した、これが一連の経緯でございます。
○中村敦夫君 では、この事実を知つたのは三月
十五日ということですが、農林水産省
は、品種不明の牛肉について、現在実施中の全箱

検査で種別の特定を進めているというふうに関
しております。しかし、肉だけ見て、雄和牛と去勢
和牛の違いとか雌和牛と去勢和牛の違い、ある
いは和牛と乳用牛の違い、雄乳用牛と雌乳用牛の違
い、こうしたことは本当にこれ分るんでござい
かね。分らないとすれば、どういふふうにして
この種別の特定を進めるんですか。

○政府参考人(須賀田菊仁君) 保管事業によつて
市場から隔離された牛肉については、四月二十五
日から全箱・全量検品を行つていくわけござい
まして、全部の箱を開封をいたしまして、その箱
の外側や真空パックの表面に表示されている牛肉
の品種等をチェック用紙に書き写しまして、それ
と中身が合致しているかどうかをできるだけ目視
により確認するという作業を進めているわけござ
います。

このような方法によりまして、在庫証明からだ
けでは品種の区分けができないものについて、単
に目視だけじゃなくて、そういう外箱とか真空
パック表面の表示によりできる限り確認を行つて
いきたいというふうな考えをいっているところでござ
います。

○中村敦夫君 肉を見分ける達人というのは確
かにいると思うんです。だけれども、日本に本
当に一人か二人しかいないと思ひますよ。だから、目
視でこれだけの違いが分かるとは到底思えないわ
けです。

そうすると、どうしても箱の表示だと今言つた
ように言ひますけれども、ここまでのいろいろな
事件の経過から見て、こういう表示そのものがこ
の業界の道德の崩壊ぶりから見ると信用できない
と。

ですから、本当にこれが確かかどうか、やっぱ
り自信はないでしょう。どうでしょう。

○政府参考人(須賀田菊仁君) 私どもも事業を進
めておりますので、そうは言ひましてもできるだ
け、全量・全箱検品というのはそのためにやつて
おりますので、できるだけ特定したいというふう
に思つておりますけれども、どうしてもという部

分は、やはり先ほど言ひました総加重平均単価を
用ひまして評価額を決定するということとしたい
というふうな思つております。

○中村敦夫君 牛肉の品種が明らかになつてい
る分について、品種別にそれぞれ何トンあるのか、
また買上げの平均価格が幾らなのか明らかにし
ていただきますけれども。

○政府参考人(須賀田菊仁君) 団体ごとによつて
ございますか。

○中村敦夫君 はい。

○政府参考人(須賀田菊仁君) 各団体ごとに品種
別に明らかになつてい数量を和牛と乳用種に二
分して見ますと、まず全国農業協同組合連合会、
いわゆる全農でございます、約二千六百トンのう
ち、和牛が約六百十トン、二二%でございます、
乳用種が千四百六十トン、五六%でございます。
それから次に、全国畜産農業協同組合連合会、全
畜連でございますけれども、約百十トンのうち、
和牛が約十トン、一%でございます。乳用種
が〇・三トン、〇・三%でございます。次に、全
国開拓農業協同組合連合会、全開連でございます
が、約二百トンのうち、和牛が二トン、一%で
ございまして、乳用種が約二百トン、九九%で
ございます。次に、日本ハム・ソーセイジ工業協同組
合、いわゆるハム・ソーでございますが、約三千
百四十トンのうち、和牛が約五百五十トン、一
七%、乳用種が九百七十トン、三三%でござい
ます。次に、全国食肉事業協同組合連合会、全肉連
でございますけれども、約六千二百トンのうち、
和牛が千五百九十トン、二六%、乳用種が約九百
六十トン、一六%でございます。最後に、全国酪
農業協同組合連合会、全酪連でございますが、約
百二十トンのうち、和牛が二トン、〇・七%、乳
用種が約三十トン、二七%でございます。

この品種別に明らかになつてい数量と品種、
性別ごとの単価から求めました総加重平均によ
り、この処分事業におきます各団体の平均評価額
を算出いたしますと、これ上限は千五百五十四
円、平均単価にしておりますので、全農が千二百

五十四円、それから全国畜産農業協同組合が千五
百五十四円、全国開拓農業協同組合連合会が千
二百六十五円、全肉連が千五百四十四円、全国酪
農業協同組合連合会、全酪連が八百三十四円と、こ
のような単価でございます。

○中村敦夫君 それでは次に、牛肉の品種不明分
について、業界団体別のトン数を教えてほしいん
です。

○政府参考人(須賀田菊仁君) 事業実施別の品種
区分の不明なものの数量でございます。

各団体ごとに品種別に明らかになつていない数
量は、まず全農でございます、全体約二千六百ト
ンのうちの約五百三十トン、二割、二〇%でござ
います。全畜連では、約百十トンのうちの百ト
ン、八八%でございます。全開連は、約二百トン
すべて判明をしております。日本ハム・ソーセイ
ジ工業協同組合、約三千四百四十トンのうちの約
六百二十トン、五二%。全肉連では、約六千二百
トンのうちの約三千六百二十トンでございまして、
約六割でございます。全酪連では、約百二十トン
のうちの約九十トン、七割でございます。全体
で約半数ということでございます。

○中村敦夫君 去年の秋に実施された当初の保管
制度では、業界団体の買ひ上げた牛肉について、
消費が回復したら食肉会社に買ひ戻させる仕組み
であつたという、そのために申請時に種別の記載
を求めなかつたというふうに関ひしておりますけ
れども、一方、その品種ごとの買上げ価格を決め
たのは今年の三月なわけですね。なぜ、申請時に品
種ごとの記載を求めなかつたにもかかわらず、後
になつて品種ごとの買上げ価格を決めたのか、そ
の理由を知りたいんですが。

○政府参考人(須賀田菊仁君) まず、保管事業か
ら買上げ・焼却の事業に変えたわけございま
す。そして、この買上げ・焼却の事業は、検品を
しながら、チェックしながら、お金を交付をして
いくというふうにしていたわけでございます。先
ほど申し上げましたように、大体千五百五十四円

というESE発生前一年間の平均価格が均質にあるのではないかというようなこともございまして、千五百五十四円以内ということにしたわけで、ございますけれども、検品を進めていく過程で、やっぱり団体ごとに品種、性別による構成が違うということでございまして、この検品体制の進展とお金の交付する時期を勘案しながら、三月時点できちっとした対応をしたということでございます。

○中村敦夫君 やっぱりその説明は非常に分かりにくいんですね。

これまで何度も私はしつこく追及しておるわけですが、再設定した買上げ価格は、業界団体と業者間で決めた当初の価格よりも大幅に上回っているんですね。さらに、毎度のこのように牛肉買上げに関する様々な疑惑や事件がどんどん出てきているわけですね。そうしますと、結局のところ、ほとんどの人が疑念を持っているとおりに、とにかくこれを決める際に業界団体に差益が出するように価格を見直す、そういう目的で買上げ価格というのがやっぱり再設定されたというふうにはほとんどの人が考えるんですね、どうでしょう。

○政府参考人(須賀田菊仁君) 先生御存じのように、この買上げ・売却の段階では、その一年前の十の中央卸売市場の平均的な価格ということで設定をする。それは適正な価格で買い上げるんですから、それまでのように保管の金利とかそんなものを積算するような仮の価格ではないわけでございますので、そういうことで、千五百五十四円を上限とする、平均を上限とすることを決めて、さしていただきます。品種別、性別、団体ごとに適正な価格を決める、そしてちゃんと事業実施主体が買入れ先にお金を払ったということを確認をする書類を確認してからお金を払うということにしておりますので、そのところは、団体に差益が生ずるとかそういうことは絶対にないようにしておるところでございます。

○中村敦夫君　これは国民的な不幸な事件ですと

ね。大変な悲劇だと思えますね。しかし、こういう悲劇を利用して業界が雪印のようなことをやつたし、雪印だけではないということももうほとんど確実なわけですね。さらに、今度は買上げに際してやはりだれが見ても差益が出るようなそういう数字が出てきているということは、かなりもう道義的におかしいというふうに感じざるを得ないんですけれども、これはどうでしょうね、農水大臣、もうお役人レベルでは今の答えぐらいしか出ないんですけれども、政治家としてどうでしょう、大臣はどんな感想をお持ちですか。

○国務大臣(武部勤君) この事業は、当初は、十七日以前の牛肉を念には念を入れて急いで保管しなくちゃいけない、隔離する必要があるに迫られていたわけでございます。しかし、これは八か月予算措置してまいして、ヨーロッパの例を考えましても、大体元の消費に戻るあるいは値段に戻るというのに要するのは八か月なんです、ヨーロッパの経験です。ですから、当初は、全くこれを焼却処分にするなどということは考えておりませんでした。少なくとも農林水産省はそういう考えはありませんで、早くこれを集めるということとでないと消費者の不安は増すばかりなものですから、したがいまして、最初の事業は、これは買戻し特約というものを付けてまして、買い上げた値段で返すというようにしたものですから、また、これは市場に流通させるという前提でありましたものですから、それに対する要綱といえますが要領が厳密になされていなかったということとは否めないと、私はかように思います。

しかし、二頭目、三頭目が出まして、与野党差けて早く焼却せよということで、私はもう本當にづらい思いで決断をしたわけでございますが、事業が保管事業と処分事業と違うわけでございす。本當は、保管事業は保管事業でいったんそこで区切りを付けて、そしてそこでまた買戻しをして、そしてまた買上げて処分事業に移さなきゃならない性格のものだと、かように思います。結果的に今、国民の皆さん方の間にもいろいろ

な御批判、疑念が、特に偽装表示、雪印の事件を契機に広がってまいりました。私も厳しく事務當局に申したことは、納税者意識という考え方に立つてやらなくちゃ駄目だと。もつと厳密にきちつと対応しなきゃ駄目じゃないか。しかし、それはもう既に始まっている、過ぎている事業でございまして、でき得る限り全箱検品というような指示をしたところでございまして、このことは、本当に今までの農水省の体質、あるいはあえて申し上げますと畜産業界の体質ということにも私は言える

のではないかと。あるいは、我が国の流通業界の体質ということまで私は言及すべき問題だと、このように考えておりまして、私ども、そういった反省を踏まえて厳正に対処をしつつ、こういった問題も、BSE問題対策を進めていくだけじゃないかと、今度のBSEで、なおかつこの牛肉の保管事業、隔離事業、処分事業というものを通じて偽装表示の問題等も出てまいりましたので、ピンチをチャンスに、あるいは災い転じて福となすというようなことで今鋭意指導している所存でございます。このことは国民の皆さん方に対しましても当初私は心からおわびを申し上げた所存でございますが、二度とこういうことがないように対処してまいりたいと、反省の気持ちを込めて申し上げます。

○中村敦夫君 いろんな体質のせいだという中で、ある種の政治家の体質だけが抜けていたんです、ちよつと不公平だなというふうには……

○国務大臣(武部勤君) それは私のことも含めてですか。

○中村敦夫君 いやいや、そうじゃないですよ、この価格の問題に關しましてね。

それでは、大臣は常々、牛肉の買上げ制度について、すべてオープンにすると答弁されています。そうした大臣の姿勢には敬意を払いたいと思います。そうしたものの、しかし、どの業者からどれだけの牛肉を買収することになるのかという点について、一部の業界団体については依然として明らかに

になつていないんですよ。これは、はつきり申し上げますと全国食肉事業協同組合連合会、通称全肉連なんです。この全肉連だけが買上げ先について、都道府県連合会単位でしか示していない。個別企業ごとの買上げ量が不明のままになっています。私は、なぜだと。これを三月二十六日に農水省の国会連絡室を通して明らかにするよう資料提出を求めているんですけども、いまだに提出されていないというわけなんです。それで、大臣は国会で、各食肉業者名について明らかにするというふうに明言されているわけ

で、ほかの業界五団体は末端業者まで明らかにしているんですね。ですから、ここだけいつまでたつても伏せていくというのはおかしいわけなんですね。ですから、これはお願いという意味もあつて、まだ、二か月も資料が提出されていないので、大臣の判断を求めたいと思います。

○国務大臣(武部勤君) 私は、すべてオープンにすべきだと、原則公表ということで事務当局には指示をしているわけですが、同時に、忘れてはならないことは、やっぱり同意、今言いましたように同意ということも必要なんだろうと思います。何か今ちょっと事務当局に聞きましたら、この全肉連の關係は一人ぐらい対象者がいるということですが、可能な限りやはり同様に調べて公表できるように努力したいと、このように思います。

○中村敦夫君 これは、努力したいとかしたくないとかいう問題じゃなくて、税金の流れで少し、別に不正がなければ出してもおかしくない。ただ、それが時間の問題であるというのであれば、それは待ちますけれども、出す気がないのであればちよつと困るという話なんですよ。

○国務大臣(武部勤君) これはお金払うわけですから、ですから相手側も、一万人といえども、多少時間は掛かるかもしれませんが、私は明らかに、なってくるだろうと、このように思っています。それが基本的な姿勢でございます。

ただ、また一言付け加えますと、名前が出るだ

けで企業が参つてしまふところもござい
ます。この辺のところは、どういふふうに出してい
くかということも十分注意を払いながら原理原則
にのっとりやっていきたいと、このように思っ
ております。そのことは御理解いただきたいと思
います。

○中村敦夫君 それはちよつと変な話で、ほかの
五団体が全部末端まで出しているわけで、だれも
不都合がないわけですから、ここが隠し続けられ
ば、逆に何かがあるんじゃないかという疑いがど
んどん深くなるということなんです。生産局長、
どうですか。

○政府参考人(須賀田菊仁君) ほかの団体は会員
が、例えばハム・ソーダと普通の企業が会員でござ
いますので、数も少ないですし同意も取りやす
かったわけでございます。今、先生おっしゃられ
たのは、会員の更にその下でございまして、小
さな食肉の販売業の方もおられますので、今、会員
の方にその先の同意手続というものを進めても
らっているわけでございます。

大臣が答弁申し上げましたように、ちよつと時
間が掛かっているところでございますけれども、
いずれにしても、お金が行くのはちゃんと発表で
きるようにしたいというふうに考えております。
○中村敦夫君 質問を終わります。

○委員長(常田享詳君) この際、委員の異動につ
いて御報告いたします。

榛葉賀津也君及び市田忠義君が委員を辞任さ
れ、その補欠として岡崎トミ子君及び畑野君枝君
が選任されました。

○委員長(常田享詳君) 他に御発言もないよう
ですから、両案に対する質疑は終局したものと認
めます。

これより両案について討論に入ります。
御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願
います。

○紙智子君 私は、日本共産党を代表して、農業

経営の改善に必要な資金の融通の円滑化のための
農業近代化資金助成法等の一部を改正する法律案
並びに農業法人に対する投資の円滑化に関する特
別措置法案に反対の討論を行います。

本法案は、制度金融からの資金融通を大規模法
人を中心とした一部の意欲と能力のある経営者に
集中させ、農業改善改革推進のための経営政策に
沿って、育成すべき経営体以外の農家の制度金融
の枠組みから除外しようとする措置であり、賛成
できません。

反対の理由の第一は、農業近代化資金助成法の
一部改正の内容が、特にスーパール資金の縮小方
向を示していることです。これは、新政策以来の
農業政策の破綻によって、多大な負債に苦しむ認
定農業者への施策の縮小につながるという点で問
題です。

第二の理由は、農林漁業金融庫法の一部改正
で、認定農業者以外の農業者が使える資金である
農地等取得資金と農業構造改善事業推進資金を廃
止し、本来、負債整理資金として創設したために
貸出し要件が厳しくなっている経営体育成強化資
金に一本化することで、認定農業者以外の農業者
を公庫資金の枠組みから締め出すという点です。

第三の理由は、農業改良資金助成法の一部改正
で、法律の目的から、農家生活の改善、特定の地
域への対策、青年農業者への育成の助長などの規
定を削除し、他の制度金融と横並びの資金に改変
する点です。農業改良資金は、中小農業者や女性
農業者を含む広範な農家に使われてきた資金であ
り、これを高リスク農業へチャレンジするための
資金に位置付けを変え、担い手集中型の資金に改
変することは、農業改良資金からの国の撤退方向
を示すものであり、特に青年農業者育成確保資金
の廃止は、日本農業にとって当面の重要課題であ
る青年後継者育成対策を後退させるものです。今
必要なのは、青年農業者等の後継者が安心して資
金融通が受けられるような要件緩和や償還免除、
就農時の資金給付など資金対策の充実であり、今
回の法改正は、過疎化、高齢化が進み、深刻な後

継者不足を抱える情勢下で許されない措置です。
次に、農業法人に対する投資の円滑化に関する
特別措置法案についてです。

第一に、本法案は、投資の育成株式会社を創設
すれば、農地法の出資制限の制約を受けずに農外
企業が農業生産法人に出資することを可能にする
ものです。農地法は、あくまで耕作主義に立
ち、唯一農地の所有が許される法人である農業生
産法人が農外企業等に支配権を握られることを防
止するため、農業関係者以外の出資に量的制限を
掛けています。

本法は、農外資本による農業生産法人の経営支
配に対する唯一の歯止め策である出資制限を骨抜
きにするものであり、農外企業による法人経営の
コントロールを可能にするものです。さきの農地
法改正で農業生産法人の要件は大きく緩和されて
おり、これ以上緩和することは許されません。

第二に、本法案は、どのような企業でも投資育
成株式会社を設立すれば農事組合法人の組合員に
なり、出資総額の二分の一まで出資できるように
するものです。これは、投資育成株式会社が資金
面から農事組合法人の運営を握り、経営を支配す
ることが可能になるものです。

米、野菜を始めとする農産物価格の下落が続く
中で、農業所得は減少し、農業法人の経営が困難
を窮めており、その経営体質の強化のための対策
が必要であることは言うまでもありません。しか
し、そのために農外資本によって法人運営が支配
されることがあつてはならず、本法にはその保障
がありません。農業法人の安定的な発展のため
に、農産物価格引下げ、農業所得の減少をもたら
した農政の転換を求めて、反対討論を終わります。

○委員長(常田享詳君) 他に御意見もないよう
ですから、討論は終局したものと認めます。

これより両案の採決に入ります。
まず、農業経営の改善に必要な資金の融通の円
滑化のための農業近代化資金助成法等の一部を改
正する法律案について採決を行います。

本案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(常田享詳君) 多数と認められます。よつ
て、本案は多数をもって原案どおり可決すべきも
のと決定いたしました。

この際、田中君から発言を求められております
ので、これを許します。田中直紀君。

○田中直紀君 私は、ただいま可決されました農
業経営の改善に必要な資金の融通の円滑化のため
の農業近代化資金助成法等の一部を改正する法律
案に対し、自由民主党・保守党・民主党・新緑風
会、公明党及び国会改革連絡会(自由党・無所属
の会)の各派並びに各派に属しない中村敦夫君の
共同提案による附帯決議案を提出いたします。
案文を朗読いたします。

農業経営の改善に必要な資金の融通の
円滑化のための農業近代化資金助成法等
の一部を改正する法律案に対する附帯決
議(案)

農業を取り巻く諸情勢が大きく変化する中
で、農業経営に関連する諸施策を抜本的に見直
し、その強力な推進を図ることが重要な課題と
なっている。

よつて政府は、本法の施行に当たり、次の事
項の実現に努め、制度資金を通じた農業経営の
改善に万全を期すべきである。

一 今回の各種制度資金の見直しと融資手続の
改善に当たっては、担い手向けにわかりやす
く使いやすい資金制度とするという制度改正
の趣旨が十分生かせるよう、最近における農
業者の経営環境の悪化に対し十分配慮すると
ともに、申請者の自主性の尊重及びその経営
実態を踏まえた的確な融資に留意すること。

また、各種制度資金の融資を受けた者に対
しては、着実な経営改善が図られるよう、農
業改良普及センター等の指導に万全を期する
こと。

二 各種制度資金の融資枠については、担い手
の資金需要の動向等を踏まえ、適切な水準と

すること。

三 農業改良資金について、高リスク農業へチャレンジするための資金へと抜本的に改めることにかんがみ、従前、農業改良資金が担ってきた農家生活様式の改善、青年農業者等の育成については、農村現場の実情等を踏まえ、今後とも適切な措置を講ずること。

四 農業信用基金協会の保証については、制度資金の円滑な融通に資するよう、制度の充実に努めること。

五 制度資金の運営に重要な役割を果たす農協系統については、担い手のニーズに的確に対応し、地域農業の振興に積極的な役割を果たすため、生産資材コストの抜本的引下げ、適切な表示を前提とする農産物販売力の強化など、生産者及び消費者の信頼を高められるよう事業・組織の改革を強力に実行すること。

六 農林漁業金融公庫の在り方の検討に当たっては、その機能及び役割を損なうことのないよう政府系金融機関全体の在り方を議論する中で、しかるべき時期に改革の方向性を明らかにすること。

なお、その際、農業者の資金環境に支障をきたさないよう配慮すること。

右決議する。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(常田享詳君) ただいま田中君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(常田享詳君) 全会一致と認めます。

よって、田中君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、武部農林水産大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。武部農林水産大臣。

○国務大臣(武部勤君) ただいま法案を可決いただき、ありがとうございます。

附帯決議につきましては、その趣旨を尊重し、今後最善の努力をいたしてまいります。

○委員長(常田享詳君) 次に、農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法案について採決を行います。

本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(常田享詳君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたします。

この際、和田君から発言を求められておりますので、これを許します。和田ひろ子君。

○和田ひろ子君 私は、ただいま可決されました農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法案に対し、自由民主党・保守党、民主党・新緑風会、公明党及び国会改革連絡会(自由党・無所属の会)の各派並びに各派に属しない議員中村敦夫さんの共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法案に対する附帯決議(案)

農業を取り巻く諸情勢の変化に対応し、農業の持続的な発展に向け望ましい農業構造を確立するため、家族農業経営の発展の支援と併せ、農業経営の法人化を推進し、その経営基盤の強化を図ることが重要な課題となっている。

よって政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

一 農業経営の法人化に当たっては、専門的な家族農業経営とともに地域農業の核となる農業法人を育成する観点から、本法に基づく投資制度の適切な運営を始め、農業法人化の抱える各種経営課題の改善に資する政策支援の充実を図ること。

二 農業法人投資育成会社の農業法人への投資に当たっては、農業法人の実態や意向を十分に

に踏まえて投資基準を作成するなど、適切な運用がなされるよう留意すること。

また、農業法人による情報開示等、投資機会の向上に資する活動に必要な環境整備に努めること。

三 農業法人に対する投資育成事業の実施に当たっては、農業法人の経営の自立性を損なわないよう配慮すること。

右決議する。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(常田享詳君) ただいま和田君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(常田享詳君) 多数と認めます。よって、和田君提出の附帯決議案は多数をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、武部農林水産大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。武部農林水産大臣。

○国務大臣(武部勤君) ただいま法案を可決いただき、ありがとうございます。

附帯決議につきましては、その趣旨を尊重し、今後最善の努力をいたしてまいります。

○委員長(常田享詳君) なお、両案の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんでしょうか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(常田享詳君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後五時二分散会

四月二十六日本委員会に左の案件が付託された。

一、牛海綿状脳症(BSE)対策のための緊急措置法の制定に関する請願(第一五七五号)(第一五七六号)(第一五七七号)(第一五七八号)(第一五六三三三三)(第一六五四四四)

一、諫早湾干拓事業の工事中止、計画の再見直し等に関する請願(第一六五八八号)

一、牛海綿状脳症(BSE)対策のための緊急措置法の制定に関する請願(第一六五八九号)(第一六七七号)(第一六七八号)(第一六八九号)

一、諫早湾干拓事業の工事中止、計画の再見直し等に関する請願(第一六九〇号)(第一六九一号)(第一六九二二二)(第一六九五五五)(第一六九六六六)

一、牛海綿状脳症(BSE)対策のための緊急措置法の制定に関する請願(第一七〇八八号)(第一七〇九九号)

一、諫早湾干拓事業の工事中止、計画の再見直し等に関する請願(第一七一〇号)(第一七一一号)(第一七二四四四)

一、牛海綿状脳症(BSE)対策のための緊急措置法の制定に関する請願(第一七三九九号)(第一七四八八号)(第一七四九九号)(第一七五〇〇号)(第一七五一二二)(第一七五二二二)(第一七五三三三)

第一五七五号 平成十四年四月十二日受理
牛海綿状脳症(BSE)対策のための緊急措置法の制定に関する請願
請願者 三重県志摩郡志摩町和具三、五九
五ノ一 大田希 外四千五百九十九
二名
紹介議員 高橋 千秋君
この請願の趣旨は、第四八七号と同じである。

第一五七六号 平成十四年四月十二日受理
牛海綿状脳症(BSE)対策のための緊急措置法の制定に関する請願
請願者 山梨県北巨摩郡長坂町大井ヶ森

一、三二四 板山美奈 外九名
紹介議員 興石 東君
この請願の趣旨は、第四八七号と同じである。

第一五七七号 平成十四年四月十二日受理
牛海綿状脳症(BSE)対策のための緊急措置法の
制定に関する請願

請願者 静岡県富士宮市神田川町二六ノ四
亀谷光秋 外百四名

紹介議員 榎葉賀津也君

この請願の趣旨は、第四八七号と同じである。

第一五七八号 平成十四年四月十二日受理
牛海綿状脳症(BSE)対策のための緊急措置法の
制定に関する請願

請願者 新潟県長岡市今朝白一ノ二二ノ一
八 星野直子 外十八名

紹介議員 森 ゆうこ君

この請願の趣旨は、第四八七号と同じである。

第一六五三三号 平成十四年四月十五日受理
牛海綿状脳症(BSE)対策のための緊急措置法の
制定に関する請願

請願者 埼玉県越谷市袋山一、七二三ノ二
一 伊藤智史 外九名

紹介議員 藤井 俊男君

この請願の趣旨は、第四八七号と同じである。

第一六五四号 平成十四年四月十五日受理
牛海綿状脳症(BSE)対策のための緊急措置法の
制定に関する請願

請願者 神奈川県相模原市矢部新町二ノ二
ノ五〇一 瀬戸秀佳 外二千八百
六十九名

紹介議員 齋藤 勁君

この請願の趣旨は、第四八七号と同じである。

第一六五八号 平成十四年四月十五日受理
諫早湾干拓事業の工事中止、計画の再見直し等に
関する請願

請願者 新潟市五十嵐一の町六、四二二

関する請願

請願者 神戸市北区有野台八ノ四ノ一ノ五
〇四 杉谷フミ子 外四百九十九
名

紹介議員 中村 敦夫君

諫早湾干拓の再生と有明海における環境回復、
自然保護と地域の防災及び振興対策を両立させる
ため、次の事項について実現を図りたい。
一、諫早湾干拓事業における現行の見直し計画を
撤回するとともに、直ちに工事を中止し事業を
凍結した上で、事業計画について根本的な再見
直しを早急に行うこと。
二、事業計画の再見直しに際しては、干潟の再生
と潮流・潮汐の回復を基本にした諫早湾及び有
明海における環境の回復を最優先すること。
三、有明海ノリ不作等対策関係調査検討委員会の
見解に従い、水門開放による本格的な長期調査
を速やかに実施すること。

第一六五九号 平成十四年四月十五日受理
牛海綿状脳症(BSE)対策のための緊急措置法の
制定に関する請願

請願者 札幌市南区澄川二条三ノ六ノ九
宮川真 外四千二百五十四名

紹介議員 小川 勝也君

この請願の趣旨は、第四八七号と同じである。

第一六七七号 平成十四年四月十六日受理
牛海綿状脳症(BSE)対策のための緊急措置法の
制定に関する請願

請願者 埼玉県越谷市南萩島四、一六二ノ
四 平八重子 外九名

紹介議員 藤井 俊男君

この請願の趣旨は、第四八七号と同じである。

第一六七八号 平成十四年四月十六日受理
牛海綿状脳症(BSE)対策のための緊急措置法の
制定に関する請願

請願者 新潟市五十嵐一の町六、四二二

清水直樹 外九名

紹介議員 森 ゆうこ君
この請願の趣旨は、第四八七号と同じである。

第一六八九号 平成十四年四月十六日受理
牛海綿状脳症(BSE)対策のための緊急措置法の
制定に関する請願

請願者 仙台市宮城野区小鶴三ノ一ノ六ノ
二〇六 橋本由紀子 外百二十九
名

紹介議員 岡崎トミ子君

この請願の趣旨は、第四八七号と同じである。

第一六九〇号 平成十四年四月十六日受理
諫早湾干拓事業の工事中止、計画の再見直し等に
関する請願

請願者 東京都練馬区北町二ノ三〇ノ二六
ノ三〇四 渡辺元 外四百九十九
名

紹介議員 小川 敏夫君

この請願の趣旨は、第一六五八号と同じである。

第一六九一号 平成十四年四月十六日受理
諫早湾干拓事業の工事中止、計画の再見直し等に
関する請願

請願者 山口県光市虹ヶ浜三ノ二ノ九ノ二
〇一 山本健次郎 外四百九十九
名

紹介議員 山下八洲夫君

この請願の趣旨は、第一六五八号と同じである。

第一六九二号 平成十四年四月十六日受理
諫早湾干拓事業の工事中止、計画の再見直し等に
関する請願

請願者 北海道紋別市落石町三ノ一ノ五 本
間芳信 外四百九十九名

紹介議員 大淵 絹子君

この請願の趣旨は、第一六五八号と同じである。

第一六九五号 平成十四年四月十六日受理
諫早湾干拓事業の工事中止、計画の再見直し等に
関する請願

請願者 静岡県伊東市大原三ノ九ノ一二
石川宏 外四百九十九名

紹介議員 今井 澄君

この請願の趣旨は、第一六五八号と同じである。

第一六九六号 平成十四年四月十六日受理
諫早湾干拓事業の工事中止、計画の再見直し等に
関する請願

請願者 東京都立川市幸町二ノ二ノ一ノ四
ノ三〇三 森永幸子 外四百九十
九名

紹介議員 大脇 雅子君

この請願の趣旨は、第一六五八号と同じである。

第一七〇八号 平成十四年四月十七日受理
牛海綿状脳症(BSE)対策のための緊急措置法の
制定に関する請願

請願者 埼玉県比企郡鳩山町鳩ヶ丘二ノ二
ノ五 藤沢美紀 外千九百十七名

紹介議員 藤井 俊男君

この請願の趣旨は、第四八七号と同じである。

第一七〇九号 平成十四年四月十七日受理
牛海綿状脳症(BSE)対策のための緊急措置法の
制定に関する請願

請願者 北海道虻田郡倶知安町北四条西四
佐藤根範子 外二千二百四十九名

紹介議員 峰崎 直樹君

この請願の趣旨は、第四八七号と同じである。

第一七一〇号 平成十四年四月十七日受理
諫早湾干拓事業の工事中止、計画の再見直し等に
関する請願

請願者 東京都東久留米市前沢三ノ六ノ五
六 赤井弘 外五百三十七名

紹介議員 小宮山洋子君

この請願の趣旨は、第一六五八号と同じである。

第一七一一号 平成十四年四月十七日受理

諫早湾干拓事業の工事中止、計画の再見直し等に関する請願

請願者 東京都足立区西新井三ノ一七ノ三

八ノ四〇四 山中公男 外四百九十九名

紹介議員 谷 博之君

この請願の趣旨は、第一六五八号と同じである。

第一七二四号 平成十四年四月十七日受理

諫早湾干拓事業の工事中止、計画の再見直し等に関する請願

請願者 東京都葛飾区亀有一ノ一〇ノ一〇

ノ二〇五 戸田致 外四百九十九名

紹介議員 大沢 辰美君

この請願の趣旨は、第一六五八号と同じである。

第一七三九号 平成十四年四月十七日受理

牛海綿状脳症(BSE)対策のための緊急措置法の制定に関する請願

請願者 埼玉県飯能市美杉台三ノ五ノ一

荒木敏郎 外三百六十四名

紹介議員 山根 隆治君

この請願の趣旨は、第四八七号と同じである。

第一七四八号 平成十四年四月十八日受理

牛海綿状脳症(BSE)対策のための緊急措置法の制定に関する請願

請願者 北海道虻田郡真狩村字真狩一三

ノ一八 斯波知香子 外千五百八十八名

紹介議員 峰崎 直樹君

この請願の趣旨は、第四八七号と同じである。

第一七四九号 平成十四年四月十八日受理
牛海綿状脳症(BSE)対策のための緊急措置法の制定に関する請願

制定に関する請願

請願者 埼玉県比企郡川島町八幡五ノ一〇

ノ九 小野崎啓介 外二百五十九名

紹介議員 山根 隆治君

この請願の趣旨は、第四八七号と同じである。

第一七五〇号 平成十四年四月十八日受理

牛海綿状脳症(BSE)対策のための緊急措置法の制定に関する請願

請願者 埼玉県春日部市藤塚一、五二〇ノ三五 春日太郎 外九名

紹介議員 藤井 俊男君

この請願の趣旨は、第四八七号と同じである。

第一七五一号 平成十四年四月十八日受理

牛海綿状脳症(BSE)対策のための緊急措置法の制定に関する請願

請願者 静岡県掛川市伊達方四九一ノ三

河本文男 外百四名

紹介議員 榎葉賀津也君

この請願の趣旨は、第四八七号と同じである。

第一七五二号 平成十四年四月十八日受理

牛海綿状脳症(BSE)対策のための緊急措置法の制定に関する請願

請願者 新潟市女池七ノ一五ノ五 湯田秀夫 外二十九名

紹介議員 森 ゆうこ君

この請願の趣旨は、第四八七号と同じである。

第一七五三号 平成十四年四月十八日受理

五月十日日本委員会に左の案件が付託された。

一、牛海綿状脳症(BSE)対策のための緊急措置法の制定に関する請願(第一七九〇号)(第一七九一号)(第一八〇九号)(第一八一〇号)(第一八一一号)

一、諫早湾干拓事業の工事中止、計画の再見直し等に関する請願(第一八三二号)

一、牛海綿状脳症(BSE)対策のための緊急措置法の制定に関する請願(第一八三二号)(第一八三三三号)(第一八三四号)(第一八三五号)(第一八五〇号)(第一八五一号)(第一八五二号)(第一八五七号)(第一八五八号)(第一八五九号)(第一九〇〇号)(第一九〇一号)

一、牛海綿状脳症(BSE)対策のための緊急措置法の制定に関する請願(第一八三二号)(第一八三三三号)(第一八三四号)(第一八三五号)(第一八五〇号)(第一八五一号)(第一八五二号)(第一八五七号)(第一八五八号)(第一八五九号)(第一九〇〇号)(第一九〇一号)

一、牛海綿状脳症(BSE)対策のための緊急措置法の制定に関する請願(第一八三二号)(第一八三三三号)(第一八三四号)(第一八三五号)(第一八五〇号)(第一八五一号)(第一八五二号)(第一八五七号)(第一八五八号)(第一八五九号)(第一九〇〇号)(第一九〇一号)

一、牛海綿状脳症(BSE)対策のための緊急措置法の制定に関する請願(第一八三二号)(第一八三三三号)(第一八三四号)(第一八三五号)(第一八五〇号)(第一八五一号)(第一八五二号)(第一八五七号)(第一八五八号)(第一八五九号)(第一九〇〇号)(第一九〇一号)

第一七九〇号 平成十四年四月十九日受理

牛海綿状脳症(BSE)対策のための緊急措置法の制定に関する請願

請願者 新潟県新津市荻島三ノ一〇ノ一三

丸山昭男 外十九名

紹介議員 森 ゆうこ君

この請願の趣旨は、第四八七号と同じである。

第一七九一号 平成十四年四月十九日受理

牛海綿状脳症(BSE)対策のための緊急措置法の制定に関する請願

請願者 北海道函館市松川町一ノ一二

藤崎正勝 外千六百五十名

紹介議員 峰崎 直樹君

この請願の趣旨は、第四八七号と同じである。

第一八〇九号 平成十四年四月二十二日受理

この請願の趣旨は、第四八七号と同じである。

第一八一〇号 平成十四年四月二十二日受理

牛海綿状脳症(BSE)対策のための緊急措置法の制定に関する請願

請願者 静岡県小笠郡小笠町赤土一、五四

三ノ三 堀小夜香 外百一名

紹介議員 榎葉賀津也君

この請願の趣旨は、第四八七号と同じである。

第一八一一号 平成十四年四月二十二日受理

牛海綿状脳症(BSE)対策のための緊急措置法の制定に関する請願

請願者 北海道根室市光洋町三ノ三九ノ二

滝沢輝美 外千四百九十九名

紹介議員 小川 勝也君

この請願の趣旨は、第四八七号と同じである。

第一八三一号 平成十四年四月二十三日受理

諫早湾干拓事業の工事中止、計画の再見直し等に関する請願

請願者 東京都三鷹市上連雀一ノ一一ノ一

夏目雅夫 外四百九十九名

紹介議員 岡崎トミ子君

この請願の趣旨は、第一六五八号と同じである。

第一八三二号 平成十四年四月二十三日受理

牛海綿状脳症(BSE)対策のための緊急措置法の制定に関する請願

請願者 北海道帯広市東三条南二二丁目

小林温美 外千四百六十八名

紹介議員 峰崎 直樹君

この請願の趣旨は、第四八七号と同じである。

第一八三三号 平成十四年四月二十三日受理

牛海綿状脳症(BSE)対策のための緊急措置法の制定に関する請願

請願者 岩手県盛岡市西青山二ノ一〇ノ二

三ノ二〇二 三浦光弘 外百二十

六名

紹介議員 平野 達男君
この請願の趣旨は、第四八七号と同じである。

第一八三四号 平成十四年四月二十三日受理
牛海綿状脳症(BSE)対策のための緊急措置法の
制定に関する請願
請願者 新潟市五十嵐三の町東一ノ三
ノ一二五 小川恵 外九名
紹介議員 森 ゆうこ君
この請願の趣旨は、第四八七号と同じである。

第一八三五号 平成十四年四月二十三日受理
牛海綿状脳症(BSE)対策のための緊急措置法の
制定に関する請願
請願者 静岡県小笠郡菊川町加茂七七八ノ
五 野中茂雄 外百名
紹介議員 榛葉賀津也君
この請願の趣旨は、第四八七号と同じである。

第一八五〇号 平成十四年四月二十四日受理
牛海綿状脳症(BSE)対策のための緊急措置法の
制定に関する請願
請願者 北海道幌泉郡えりも町大和六二七
ノ一 多田謙一 外千五百二十一
名
紹介議員 小川 勝也君
この請願の趣旨は、第四八七号と同じである。

第一八五一号 平成十四年四月二十四日受理
牛海綿状脳症(BSE)対策のための緊急措置法の
制定に関する請願
請願者 埼玉県越谷市南萩島三、四五九ノ
一〇 内田雅之 外八名
紹介議員 藤井 俊男君
この請願の趣旨は、第四八七号と同じである。

第一八五二号 平成十四年四月二十四日受理
牛海綿状脳症(BSE)対策のための緊急措置法の
制定に関する請願
請願者 埼玉県越谷市南萩島三、四五九ノ
一〇 内田雅之 外八名
紹介議員 藤井 俊男君
この請願の趣旨は、第四八七号と同じである。

制定に関する請願

請願者 新潟市米山六ノ一ノ一五ノ四一
〇 佐々木哲也 外二十八名
紹介議員 森 ゆうこ君
この請願の趣旨は、第四八七号と同じである。

第一八九七号 平成十四年四月二十五日受理
牛海綿状脳症(BSE)対策のための緊急措置法の
制定に関する請願
請願者 北海道稚内市萩見四ノ四ノ二三
羽山誠吾 外千四百五十七名
紹介議員 峰崎 直樹君
この請願の趣旨は、第四八七号と同じである。

第一八九八号 平成十四年四月二十五日受理
牛海綿状脳症(BSE)対策のための緊急措置法の
制定に関する請願
請願者 静岡県小笠郡菊川町堀之内一、一
九ノ七 金田哲男 外六百六
紹介議員 榛葉賀津也君
この請願の趣旨は、第四八七号と同じである。

第一八九九号 平成十四年四月二十五日受理
牛海綿状脳症(BSE)対策のための緊急措置法の
制定に関する請願
請願者 埼玉県越谷市南萩島三、五二七ノ
三 進士理人 外八名
紹介議員 藤井 俊男君
この請願の趣旨は、第四八七号と同じである。

第一九〇〇号 平成十四年四月二十五日受理
牛海綿状脳症(BSE)対策のための緊急措置法の
制定に関する請願
請願者 埼玉県入間郡大井町亀久保一、一
三六ノ五六 藤本重紀 外二百二
十七名
紹介議員 山根 隆治君
この請願の趣旨は、第四八七号と同じである。

第一九〇一号 平成十四年四月二十五日受理
牛海綿状脳症(BSE)対策のための緊急措置法の
制定に関する請願
請願者 新潟県西蒲原郡岩室村橋本九三八
藤田昌恵 外二十一名
紹介議員 森 ゆうこ君
この請願の趣旨は、第四八七号と同じである。

五月十七日日本委員会に左の案件が付託された。
一、牛海綿状脳症(BSE)対策のための緊急措
置法の制定に関する請願(第一九三〇号)(第
一九三二号)(第一九五九号)(第一九七八号)
(第一九九四号)(第一九五五号)(第二〇〇八
号)(第二〇六七号)(第二二七号)(第二二
八号)

第一九三〇号 平成十四年四月二十六日受理
牛海綿状脳症(BSE)対策のための緊急措置法の
制定に関する請願
請願者 大阪府東大阪市荒川三ノ一ノ三〇
ノ三〇三 植田修 外四百三十九
名
紹介議員 宮本 岳志君
この請願の趣旨は、第四八七号と同じである。

第一九三二号 平成十四年四月二十六日受理
牛海綿状脳症(BSE)対策のための緊急措置法の
制定に関する請願
請願者 静岡県島田市御飯屋町七、五三六
ノ一九 杉岡真澄 外百三名
紹介議員 榛葉賀津也君
この請願の趣旨は、第四八七号と同じである。

第一九五九号 平成十四年四月二十六日受理
牛海綿状脳症(BSE)対策のための緊急措置法の
制定に関する請願
請願者 北海道沙流郡平取町本町一〇三ノ
六四 山内正子 外二千九百九十
名
紹介議員 森 ゆうこ君
この請願の趣旨は、第四八七号と同じである。

第二〇〇八号 平成十四年五月七日受理
牛海綿状脳症(BSE)対策のための緊急措置法の
制定に関する請願
請願者 新潟県岩船郡荒川町大字貝附一、
〇一四 鈴木房子 外二百四十四
名
紹介議員 森 ゆうこ君
この請願の趣旨は、第四八七号と同じである。

九名

紹介議員 小川 勝也君
この請願の趣旨は、第四八七号と同じである。

第一九七八号 平成十四年四月三十日受理
牛海綿状脳症(BSE)対策のための緊急措置法の
制定に関する請願
請願者 群馬県新田郡笠懸町鹿四、七二九
ノ二 力石泰子 外四十名
紹介議員 角田 義一君
この請願の趣旨は、第四八七号と同じである。

第一九九四号 平成十四年五月二日受理
牛海綿状脳症(BSE)対策のための緊急措置法の
制定に関する請願
請願者 北海道砂川市晴見二条北七丁目
中島純 外二千七百名
紹介議員 小川 勝也君
この請願の趣旨は、第四八七号と同じである。

第一九九五号 平成十四年五月二日受理
牛海綿状脳症(BSE)対策のための緊急措置法の
制定に関する請願
請願者 北海道旭川市神居四条八丁目 洪
谷勉 外九十一名
紹介議員 峰崎 直樹君
この請願の趣旨は、第四八七号と同じである。

第二〇〇八号 平成十四年五月七日受理
牛海綿状脳症(BSE)対策のための緊急措置法の
制定に関する請願
請願者 新潟県岩船郡荒川町大字貝附一、
〇一四 鈴木房子 外二百四十四
名
紹介議員 森 ゆうこ君
この請願の趣旨は、第四八七号と同じである。

第二〇六七号 平成十四年五月八日受理
牛海綿状脳症(BSE)対策のための緊急措置法の
制定に関する請願
請願者 北海道沙流郡平取町本町一〇三ノ
六四 山内正子 外二千九百九十
名
紹介議員 森 ゆうこ君
この請願の趣旨は、第四八七号と同じである。

制定に関する請願

請願者 福島県会津若松市追手町五ノ二四

渡部譲 外千九百九十八名

紹介議員 和田ひろ子君

この請願の趣旨は、第四八七号と同じである。

第二一二七号 平成十四年五月九日受理

牛海綿状脳症(BSE)対策のための緊急措置法の制定に関する請願

請願者 新潟県南蒲原郡田上町大字川船河

甲九一五ノ一 吉原吉蔵 外三千

四百六十一名

紹介議員 渡辺 秀央君

この請願の趣旨は、第四八七号と同じである。

第二一二八号 平成十四年五月九日受理

牛海綿状脳症(BSE)対策のための緊急措置法の制定に関する請願

請願者 山梨県甲府市羽黒町一、〇〇七

進藤正樹 外七百十四名

紹介議員 奥石 東君

この請願の趣旨は、第四八七号と同じである。